

外務省・静岡県・国際移住機関（IOM）共催  
「外国人住民と社会統合に関する国際シンポジウム」  
—国際的経験の共有と、地域における日系ブラジル人住民の課題を中心として—

## 報告書

2008年3月25日

外務省

静岡県

国際移住機関（IOM）

## はじめに

この報告書は、2008年3月25日、外務省、静岡県、国際移住機関（IOM）の共催により、静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」において開催された「外国人住民と社会統合に関する国際シンポジウム－国際的経験の共有と、地域における日系ブラジル人住民の課題を中心として－」の内容をとりまとめたものです。このシンポジウムは、外国人の受入れ政策や社会統合のあり方について考えるシンポジウムの第4回目で、新たな試みとして、これまでの開催地である東京ではなく、外国人、とくに日系南米人が数多く生活する静岡県において開催されました。

このシンポジウムでは、受入れ社会が移民の文化を幅広く奨励・支援するという政策（多文化主義）の現状と課題について、こうした政策をとってきた外国における事例を交えながら検討しました。また、2008年が日本人のブラジル移住百周年にあたることから、日系ブラジル人の現状と日本社会への統合について、日系ブラジル人が直面している諸課題や地方自治体における取組みの経験を踏まえながら議論しました。

このシンポジウムには、主催者を代表して木村仁外務副大臣（当時）、石川嘉延静岡県知事、ブランソン・マッキンレー IOM事務局長（当時）が出席したほか、国外からはイエロエン・ドーマルニク オランダ・アムステルダム大学移住・民族研究所上級研究員、ヨナス・ドール スウェーデン移住庁職員、二宮正人ブラジル・国外就労者情報援護センター理事長、国内からは自治体首長、研究者、ジャーナリスト、経済界関係者、地域社会での活躍が期待される日系ブラジル人など各界の方々に参加いただき、約350人の聴衆とともに熱心な議論が行われました。

なお、過去に開催したシンポジウムに関しては、IOM駐日事務所のホームページ上「<http://www.iomjapan.org/archives/symposium.cfm>」に報告書が掲載されていますので、是非ご覧下さい。

# 目 次

I. プログラム	1
II. 参加者（主催者、海外招待者、国内報告者等）紹介	2
III. 報告及び討論	
開会の辞	10
基調講演	13
第1セッション 多文化主義の現状と課題	
報告	22
パネル討論および質疑応答	40
第2セッション 日系ブラジル人と社会統合（子どもの日本語学習支援、大人への言語支援・住宅支援等外国人への生活支援、企業責任、外国人の社会参加等）	
報告	56
パネル討論および質疑応答	70
閉会の辞	89

# I. プログラム

(敬称略)

## 開会の辞

木村 仁 外務副大臣  
石川 嘉延 静岡県知事

## 基調講演

石井 米雄 人間文化研究機構長  
ブランソン・マッキンレー 国際移住機関 (IOM) 事務局長

## 第1セッション 多文化主義の現状と課題

モデレーター 山脇 啓造 明治大学国際日本学部教授

## 報告

イエロエン・ドーマルニク オランダ・アムステルダム大学移住・民族研究所上級研究員  
ヨナス・ドール スウェーデン移住庁職員  
手塚 和彰 青山学院大学法学部教授

## パネル討論および質疑応答

イエロエン・ドーマルニク  
ヨナス・ドール  
手塚 和彰  
大澤 真幸 京都大学大学院人間・環境学研究科教授  
脇阪 紀行 朝日新聞社論説委員

## 第2セッション 日系ブラジル人と社会統合

(子どもの日本語学習支援、大人への言語支援・住宅支援等外国人への生活支援、  
企業責任、外国人の社会参加等)

モデレーター 池上 重弘 静岡文化芸術大学文化政策学部准教授

## 報告

鈴木 望 磐田市長  
津村 公博 浜松学院大学現代コミュニケーション学部准教授  
柳瀬 フラヴィア 智恵美 国際基督教大学学生

## パネル討論および質疑応答

津村 公博  
石岡 修 ヤマハ発動機株式会社「IMカンパニー」事業推進部部長  
井上 洋 日本経済団体連合会産業第一本部長  
スガハラ ユウゾウ 湖西市汐路町湖西団地町内会会長  
二宮 正人 ブラジル・国外就労者情報援護センター (CIATE) 理事長

## 閉会の辞

谷崎 泰明 外務省領事局長

## Ⅱ. 参加者紹介（肩書き及び略歴は当時）

### 〈主催者〉



木村仁  
外務副大臣



谷崎泰明  
外務省領事局長



石川嘉延  
静岡県知事



ブランソン・マッキンレー  
国際移住機関（IOM）事務局長

### 〈海外招待者〉



イエロエン・ドールニク  
オランダ・アムステルダム大学  
移住・民族研究所上級研究員



ヨナス・ドール  
スウェーデン移住庁職員



二宮正人  
ブラジル・国外就労者情報援護センター  
(C I A T E) 理事長

〈国内報告者・パネリスト〉



石井米雄  
人間文化研究機構長



手塚和彰  
青山学院大学法学部教授



鈴木望  
静岡県磐田市長



津村公博  
浜松学院大学  
現代コミュニケーション学部准教授



柳瀬フラヴィア智恵美  
国際基督教大学学生



大澤真幸  
京都大学大学院  
人間・環境学研究科教授



脇阪紀行  
朝日新聞社  
論説委員



石岡修  
ヤマハ発動機株式会社「IMカンパニー」  
事業推進部部長



井上洋  
日本経済団体連合会  
産業第一本部長



スガハラ ユウゾウ  
湖西市汐路町湖西団地町内会会長

〈モデレーター〉



山脇啓造  
明治大学  
国際日本学部教授



池上重弘  
静岡文化芸術大学  
文化政策学部准教授

## 略歴（敬称略）

### 主催者

#### 木村 仁

○外務副大臣

○国土交通大臣政務官、参議院総務委員会委員長、自民党法務部会長、自民党国会対策副委員長等を経て、2007年8月より外務副大臣。

#### 谷崎 泰明

○外務省領事局長

○1975年外務省入省。在ドイツ日本国大使館公使、大臣官房総務課長を歴任後、大臣官房審議官（総括担当）を経て、2005年8月より外務省領事局長。

#### 石川 嘉延

○静岡県知事

○1964年自治省（現、総務省）入省。静岡県総務部長、国土庁長官官房審議官、自治省大臣官房総務課長、大臣官房審議官、行政局公務員部長などを歴任し、1993年8月から静岡県知事。

#### ブランソン・マッキンレー

○国際移住機関（IOM）事務局長

○米国外交官として各国に赴任後、デュバリエ政権崩壊後の初代駐ハイチ共和国大使、1995年から1998年までボスニア・ヘルツェゴビナの米国政府人道支援調整官を務めた。1998年10月から現職、2003年に再任された。

### 海外招待者

#### イエロエン・ドーマルニク

○オランダ・アムステルダム大学移住・民族研究所上級研究員

○オランダ・アムステルダム大学より人文地理学博士号取得後、1990年代半ばより、オランダ法務省、欧州委員会（EC）等で、オランダ政府移民政策の評価、欧州諸国の移民政策比較、西欧における多文化主義と国民国家の関係等、移民をテーマに調査・研究に取り組む。国際移住機関（IOM）や国際労働機関（ILO）等からの委託研究多数。現在は、アムステルダム大学に勤務、アムステルダム大学政治学部国際関係学講師、アムステルダム大学移住・民族研究所上級研究員兼プログラム・マネージャー。その他、ライデン大学、マインツ大学、ブレーメン大学、オランダ防衛大学非常勤講師等も務める。

## **ヨーナス・ドール**

○スウェーデン移住庁職員

○ルント大学より政治学及び宗教学学士を取得後、2000年にスウェーデン統合庁に入庁。移民・難民の受入れ、社会統合に関する協議、政策評価等に携わる。移民・難民が受入れ社会で直面する問題について、受入れ社会は中央・地域・コミュニティレベルでどのように連携すべきか等、移民・難民に関する調査・研究を幅広く行っており、2007年6月以降は、スウェーデン移住庁にて、引き続き、移民・難民の受入れ、社会統合に取り組んでいる。欧州委員会（EC）が進める難民の統合の向上のためのプロジェクト（「MOST」プロジェクト）のスウェーデンにおけるコーディネーターも務める。

## **国内報告者**

### **石井 米雄**

○人間文化研究機構機構長

○1955年外務省入省。1965年京都大学助教授、同教授を経て、京都大学東南アジア研究センター所長。上智大学教授、同アジア文化研究所所長、神田外語大学学長を経て2004年4月より同機構長。

### **手塚 和彰**

○青山学院大学法学部教授

○東京大学助手、千葉大学法経学部教授、同学部長、ドイツ・ケルン大学客員教授などを歴任し、千葉大学大学院教授を経て、2007年4月より現職。法務省出入国管理政策懇談会委員などを務める。2003年から外務省海外交流審議会委員を務める。

### **鈴木 望**

○静岡県磐田市長

○1973年4月厚生省入省。在サンパウロ日本国総領事館領事、兵庫県長寿社会政策局高齢社会企画室長、厚生省生活衛生局指導課長等を経て、1998年8月に磐田市長就任。2005年4月磐南5市町村合併による磐田市初代市長に就任。

### **津村 公博**

○浜松学院大学現代コミュニケーション学部准教授

○専門は第二言語習得理論。2001年に静岡県西部地域の外国人の子どもを対象とした生活適応支援や学習支援を開始。義務教育年齢期にありながら就労する外国人の子ども の存在を指摘し、その実態や要因を明らかにするため、他大学や公的機関との共同調査に取り組んでいる。

## **柳瀬 フラヴィア 智恵美**

○国際基督教大学（ICU）学生

○1997年、9歳でブラジルから来日。公立の小・中・高を卒業。日本人と同じように大学受験し、現在、国際基督教大学（ICU）に在籍。語学、社会学、国際関係の学科を専攻。在日外国人として多くの経験を持ち、より良い社会のために移民や社会的弱者を手伝う事が夢。

## **パネリスト**

### **大澤 真幸**

○京都大学大学院人間・環境学研究科教授

○東京大学助手、千葉大学文学部講師、同助教授、京都大学大学院人間・環境学研究科助教授を経て2007年4月より同大教授。

### **脇阪 紀行**

○朝日新聞論説委員

○1979年入社。タイ・バンコクのアジア総局員、ブリュッセル支局長、外報部次長などを経て、2006年から論説委員。アジアや欧州など国際問題を主に担当。

### **石岡 修**

○ヤマハ発動機株式会社「IMカンパニー」事業推進部部長

○1982年ヤマハ発動機株式会社入社。生産管理課主事、システム管理主査、総務課長、生産課長を経て2007年から現職。2007年から工場働く外国人労働者に対して日本語教室を開催し、日本語教育を行っている。その活動を広く紹介するため、浜松市が進める国際交流、共生社会への取組みに2007年より参加。

### **井上 洋**

○日本経済団体連合会産業第一本部長

○1980年4月、社団法人経済団体連合会（現、社団法人日本経済団体連合会）事務局入局。2002年4月より社会本部総合企画グループ長として日本経済団体連合会の新ビジョン「活力と魅力溢れる日本をめざして」（2003年1月公表）のとりまとめ、2003年6月より外国人受け入れ問題プロジェクトチームリーダーとして「外国人受け入れ問題に関する提言」（2004年4月公表）のとりまとめを担当。総務本部副部長兼秘書グループ長を経て2006年6月より同本部長。

### **スガハラ ユウゾウ**

○湖西市汐路町湖西団地町内会会長

○ブラジル・パラナ州出身の日系2世。1990年に来日し、10年前より家族と共に湖西市に在住。2008年3月より町内会会長に就任。

## **二宮 正人**

○ブラジル・国外就労者情報援護センター（C I A T E）理事長

○長野県生まれ。現在はブラジル国籍（帰化）。東京大学法学部博士課程修了（法学博士）。サンパウロ大学法学部博士教授、東京大学法学部客員教授なども務める。日・ブラジル両国でブラジル人労働者の環境改善に貢献。

## **モデレーター**

### **山脇 啓造**

○明治大学国際日本学部教授

○文部科学省初等中等教育における外国人児童生徒教育の充実のための検討会協力者、外国人集住都市会議アドバイザー。総務省多文化共生の推進に関する研究会座長他、外務省、法務省、国土交通省の外国人政策関連委員会委員を歴任。

### **池上 重弘**

○静岡文化芸術大学文化政策学部准教授

○インドネシアをフィールドとした文化人類学研究及び外国籍住民の増加に伴う地域社会の国際化をめぐる実証研究に従事。外国籍住民が多く居住する都市で構成される「外国人集住都市会議」でコミュニティ部会コーディネーター（2004年度）、群馬・静岡地域ブロックアドバイザー（2005年度）を務める。

### Ⅲ. 発言要旨及び討議内容

#### 開会の辞

木村 仁  
外務副大臣

皆様、おはようございます。外国人住民と社会統合に関する国際シンポジウムを、この静岡市の地で行いますにあたり、一言、共催者を代表してご挨拶を申し上げます。

まず、本シンポジウムにご出席いただきました、イエロエン・ドーマルニク氏、ヨナス・ドール氏、そして石井人間文化研究機構長、それから鈴木磐田市長に対しまして、心からお礼を申し上げます。また本シンポジウム開催のためにご尽力をいただきました手塚青山学院大学教授、石川知事をはじめとする静岡県の皆様、そしてマッキンレー事務局長をはじめとする国際移住機関の方々に、この場をお借りいたしまして、お礼を申し上げたいと思います。

本シンポジウムは、今年で4回目を迎えました。従来、3回までは東京で開催いたしましたけれど、初めてこれを地方に持ち出しまして、この外国人集住地域があります静岡県で開催することができまして、たいへんうれしく思います。会場を見わたしますと、数多くの日系人の皆様方も参加していただいておりますし、少し到着が遅れているようではありますが、浜松市の外国人学校から43人の子どもさん方に参加いただくことになっております。たいへんこれもうれしいことでございます。

日本に在住する外国人数は、現在208万人を超えております。経済のグローバル化の中で、将来この数字はまだ増加すると考えられます。わが国の人口に占める外国人の割合はまだ1.6%ですが、毎年4万人近い外国人が永住権を獲得し、現在、永住権を有する外国人の総数は40万人に迫っています。また日本人と婚姻、あるいは血縁関係にある外国人や日系人等の身分で居住している外国人も50万人を超え、滞在期間の長期化が顕著になっております。

このような永住者ないし滞在者の増加は、日本政府が当初予想していなかったものでありまして、「定住化」、すなわち日本に一時滞在するのではなく定住し家庭を形成した結果、生じているものであります。欧米諸国における外国人労働者の受け入れが、事実上の移民受け入れにつながったのと同様のことが、日本にも起ころうとしていると思っております。また、外国人の構成をみますと、日本はすでにアジア、南米、北米、欧州などのさまざまな国々の外国人で構成された多民族・多文化社会の国家であるといっても決して過言ではない状況にあるのではないかと考えております。

一方、日本では急速な少子化、高齢化、人口減少社会が進んでおりまして、今後、労働不足という深刻な課題をかかえ、グローバル経済の下で将来日本社会が活力と繁栄を確保していくためには、多様な価値観を持った外国人の方々にも積極的に活動をしていただくことが、是非とも必要ではないかと考えられるわけです。

しかしながら、特に日系人の方々の間では、雇用が安定してしない、社会保険に加入していない、日本語能力が十分ではないなど、多くの問題が生じているのも事実であります。また外国人の方々と地域社会との間には、言葉や慣習などの違いから軋轢摩擦が少なくないことも事実でありますし、地方都市の中には地域社会から孤立した日系人コミュニティが形成されているという不幸な例もないわけではありません。

このような状態に対して、地方自治体などの地域社会は、外国人の子どもの教育、外国人の雇用、社会保険加入、外国人の公営住宅への受け入れなどの施策を講じてきていますが、人や予算などの制約もあり、抜本的な解決には至っていないというのが実情でございます。一方、我が国も遅ればせながら、「生活者としての外国人」に関する総合的対応策を打ち出したところでありまして、移民を受け入れている諸外国と比較すると、まだ決して十分ではないと思われるわけでありまして。

グローバル化の時代にあって、国は地方自治体などと密接に連携しつつ、真の多民族・多文化社会を目指して、外国人が活躍できるような環境、すなわち外国人の雇用や社会保障の確保、子どもの教育、住宅の確保などの統一的な受け入れ政策を整備することが必要でありますとともに、その前提としての外国人の居住等に関する情報が正確に把握できるような受入システムを再構築していく必要があると考えております。

第1セッションでは、「多文化主義」、すなわち受入社会が移民の文化の維持を幅広く奨励し、支援していくという受入政策の考え方、政策を取り上げます。オランダやスウェーデンは、外国人・移民を受け入れるに際し、彼らのもたらす文化的多様性に対し、どのような支援を講じておられるのか、他方、教育、社会福祉、住宅など、どのような受入体制を講じておられるのかについてお話をお聞きし、日本の今後の外国人受入政策の参考にしたいと考えております。

本年は、日本人のブラジル移住 100 周年にあたります。このことにかんがみ、第2セッションでは、地域における日系ブラジル人住民の課題について取り上げてまいります。静岡県下の集住都市からのご報告、日本で就学・就労している日系ブラジル人の方々の体験も交えながら、日系ブラジル人の方々が直面しているいろいろな課題や支援のあり方、日本社会への受入のあり方などについて、ご議論いただきたいと思いますと考えております。

本日のシンポジウムではご来場の皆様からの声も取り上げていきたいと思っております。日英同時通訳に加え、日ポルトガル語の同時通訳も導入いたしております。日本人と外国人の双方が意見を交換し、問題意識の共有を図り、お互いに協力し、問題解決に向けて努力することが重要であると考えます。今回のシンポジウムが、そのきっかけをつくることを切に期待したいと思います。国内外からご出席をいただいている方々の豊富なご経験、そしてご来場の皆様からの貴重なご意見をいただきまして、この重要な課題に対するヒントが少しでも多く見出されることを、切に希望いたす次第であります。なにとぞ、皆様の積極的なご参加をお願いし、ご挨拶とさせていただきます。

## 開会の辞

石川 嘉延  
静岡県知事

第4回の「外国人住民と社会統合に関するシンポジウム」が、この静岡の地で開催されますことは、大変ありがたく、心からお礼を申し上げます。外務省と国際移住機関の皆様に、心から感謝を申し上げます次第であります。

本県の外国人登録者の状況を、まずお話したいと思います。平成19年、昨年12月末現在で10万1,505人と、初めて10万人を突破いたしました。そのうちブラジルの方が5万1,900人で半数以上になっております。

このような中で、本県は外国人との共生を県政の大きな柱に位置付けて取り組む必要があると考え、2005年度に有識者による静岡県多文化共生推進会議を設置いたしまして、本県の多文化共生政策の在り方について提言をしていただき、これを踏まえて県全体における各種政策に取り組み始めたところであります。それまでの間は、外国人の集住が静岡県内の市町村の中でもごく一部の地域に限られていたということもありまして、個別的な問題事象、例えば教育問題であるとか、地域コミュニティへの融和の問題とか、あるいは治安の問題などについては、県と市町村でいろいろ協力をしながら事に当たってきたわけでありますが、そういう個別事象に何か問題が発生する都度対応するということでは、済まない事態になってきたという認識があったわけであります。

今年度は、静岡県多文化共生推進会議からの提言を受けて、昨年の9月に企業及び16歳以上のブラジル人を対象に実態調査を行いました。その結果明らかになってまいりましたものは、外国人の厳しい雇用環境、社会保険の低い加入率、日本への長期滞在の希望、日本語習得の必要性の認識など、外国人を取り巻く様々な環境の詳細な実態でありました。今後はこの結果を踏まえて、国、市町村、企業などの関係機関や、NPOなどのボランティアの皆さんと連携しまして、日本人と外国人とが理解・協調の下に、安心して快適に暮らす静岡県の実現を目指してまいりたいと考えております。静岡県は、既に9年前からユニバーサルデザインの地域社会実現を目指して、様々な取組を進めてまいりましたが、この外国人との共生の問題は、このユニバーサルデザイン実現の上で非常に重要な要素になってくるわけであります。

そういう考えの下に、これから本格的な多文化共生社会政策を推進しようとしている本県で、今回このシンポジウムが開かれたことは、大変意義深いことであります。このシンポジウムが、今後の我々の取組に多大な示唆・教訓を与えてくれることを期待して、ごあいさつに代える次第であります。

## 基調講演

石井 米雄  
人間文化研究機構長

今日のシンポジウムのテーマは、「外国人住民と社会統合」というテーマでございますけれども、実はこのことを本当に理解するためには、日本人と外国人が、歴史の中でどういうふうに関係を持ってきたかという文脈の中で捉えられなければならないと思いますので、限られた時間ではございますけれども、ごく簡単に日本人と外国人との接触のさまざまな場について考えてみたいと思います。

まず一番古いところでは、これは小学校から中学校で皆さん習ったわけですがけれども、7世紀に始まります遣隋使とその後の遣唐使が考えられます。この文脈で考えますと、有名な空海のような日本の代表的な知識人が中国に行って、そこで中国の高い文化を学んで、それを日本に紹介し、日本の仏教の確立に大いに貢献をされたということが知られているわけがあります。しかし、唐が滅びまして、あるいは滅ぶ直前からですがけれども、遣唐使の派遣というものを止めようという話になりまして、その後しばらく中国に日本から留学する方は少なくなっていたわけでありまして、明に入りましてから、いわゆる日明貿易というのがあって、貿易はありましたけれども、人の移動というのはあまりありませんでした。

ところが、17世紀に入りまして、これは徳川時代ですがけれども、朱印船貿易というのが始まりますと、交易のために東南アジアのさまざまな地域に赴く日本人が続出しました。どうして17世紀になって日本人が多く出たかといいますと、1つには、関ヶ原の合戦というのがありまして一徳川が勝利を収めるわけですが一、その合戦に敗れて主君を失った侍が一今で言えば失業者ですが一、まず日本を去って南方、つまり東南アジアに向かって行った。もう一つは、日本で盛んになりつつありましたキリスト教です。キリスト教はある時から弾圧を受けるわけで、有名なキリスト教の弾圧は我々も記憶にあるところでもありますけれども、そのキリスト教の弾圧を逃れようとしたキリシタンたちが東南アジアに行きまして、そこで、いわゆる南洋日本人町という1つの租界のような日本人社会を作り上げていくわけです。ところが、やがて徳川幕府の鎖国政策により朱印船貿易が終わりまして、彼らは帰って来られなくなり、結果的に、その人たちは日本に帰ることなく、現地の社会に同化していったということでございます。

今度は逆に、日本に渡ってきた外国人が日本社会に定着して、結果として日本人になっていたという例ですが、そうした例はいろいろあります。非常に代表的な例として2つ挙げてみたいと思います。1つは、4世紀以来、日本に渡来した朝鮮半島出身の方々で、これはいわゆる渡来人と呼ばれております。それから、これはあまり知られていないことですが、徳川時代の初期に通訳として中国の南部から長崎に渡りまして、そして定着していった唐通事です。「唐」は中国、「通事」は通訳ということです。この2つのグループが注目されます。

まず4世紀から7世紀にかけて日本に渡来したいわゆる渡来人は、日本社会に定着をいたしまして、非常に高い朝鮮半島の文化、金属器の鑄造の技術であるとか、あるいは機織りの

技術であるとか、あるいは農業技術といった進んだ大陸の文化・技術を古代日本に移転しまして、大いに日本社会の発展に寄与したわけであります。その結果、それらの人々は、たとえば一つの例を挙げると、関西を中心に秦氏という一族がいますけれども、この秦氏のように日本に来て、高位高官に登った人もいたわけですが。この渡来人は、やがて日本の社会のなかに溶けこんで日本人になっていった。そして、その子孫たちは、現在でも各方面で活躍されています。

もう1つの例は、いわゆる唐通事ですが、これはどういうことかと申しますと、鎖国をして船を送ることができなくなる、ところが、いわゆる鎖国時代というのは、日本が完全に世界に向かって扉を開きかけたのではなくて、非常に限定的ではありましたが、1つはオランダ船、もう1つは唐船という中国のジャンク、これらが非常にたくさん長崎に入っております。日本では普通、オランダ風説書といいたまいますか、オランダ人のことばかりいわれるのですが、はるかに多くの物資あるいは人を日本に運びこんだのは、実は唐船でありました。唐船というのは250トンから300トンぐらい、大きなもので600トンぐらいの船ですけど、それが長崎に1年に100艘以上も入ったという記録もございます。入港してくる人たちは、もちろん日本語ができませんから、唐通事という人を長崎に置きまして、そしてその唐通事を通じて、日本人は自分たちが見ることができないさまざまな世界の状況というものを学んだのです。この唐通事の子孫は、いまでも自分たちが唐通事の子孫であるということを自覚しておられまして、唐通事の1つの集まりが、現在でもあります。日本人として、非常にたくさん文化分野で活躍をしておられます。

日本は明治維新になりまして、日本の近代化の推進のために、「お雇い外国人」という形で欧米の各地から外国人を招聘しまして一したがって、日本で幅広い分野で指導にあたった外国人が数多いわけですが、一、そうした欧米の人たちは、契約終了後、出身地に帰りまして、日本にはほとんど残留しておりません。したがって、この意味で外国人住民にならなかったわけであります。

皆様よくご承知のとおり、日本人は外国から来た人を「客人」、つまり「お客様」として非常に厚くもてなすという習慣は、おそらく第2次大戦中の排外的な時期を除きまして、伝統的に続いて今日まで至っております。日本で、いわゆる「外人さん」というと非常に大事にしなければいけない「お客さん」だと、そういう伝統が続いていたわけであります。

しかし、その外国人を日本社会の一員として迎え入れるということには、あまり積極的ではない。その意味で、現在、労働力の不足を補うために多くの外国人労働者を受け入れるという現象は、日本人にとって、ある意味では初めての歴史的な経験であるということに自覚する必要があるのではないかと思います。つまり、「お客さん」ではなくして、隣に住む人、「隣人」です。「隣人」としての外国人渡来者をいかに処遇するかという問題が起こってきているわけでありまして、今回のシンポジウムも、具体的にどうしたらいいのだろうかということについて、議論するというふうに私は理解をしております。

その場合にまず考えなければいけないことは、日本人が日本人の習性として持つ調和的關係への志向というものが、日本社会の一員になろうと努力をしている外国人渡来者に対して、

日本人と同じ価値観をもつということを期待するということでございます。これが、我々が自覚しなければいけないことでありまして、「隣人」として外国人を迎える場合に、外国人が日本人と同じような考え方、価値観というものを期待するわけでありまして、その典型的な例が、一昨日優勝しました朝青龍関でありまして、朝青龍は非常に強いのですが、朝青龍に対するバッシングが起きました。それは、朝青龍がお行儀が悪いということ、つまり日本的でないということです。これは、せつかく朝青龍という日本の名前を付けたにもかかわらず依然として「お客さん」である、あるいは「隣人」ならばもう少し日本人らしくふるまいなさいという、そういう期待があるわけでありまして。こうした日本人の性向というものは、1日にして直るものではありません。したがって、外国人労働者の増加がいわば歴史的必然になっている現状において、今後どうしたら「隣人」として外国人を迎えることができるか、それを考えなければいけない時期に来ていると思います。

2点申しあげたいと思います。1点は、日本人自身が、異なった価値観を持つ人びとと共生するという、一緒に住むというということを学ぶことであります。日本には、「郷に入れば郷に従え」という考え方がありまして、日本に来たのだから日本人と同じようにふるまわなければいけないと、何となしに強制をしてしまう。この点に関しまして、日本人が日系のブラジル人を優先的に受け入れたということは、その問題についてあまり自覚がなかったのだというふうに、私は考えなければいけないと思います。つまり日系人であれば日本人に馴染みやすいという誤解があるのではないかと、私は考えております。つまり日系ブラジル人の方は、ブラジルで生まれ、「ブラジル語」、つまりポルトガル語を話し、ブラジルの価値観を持つ社会の中で育ち、そして社会化された、いわゆるブラジル人なわけです。その意味で、日本人と人種的に非常に近いから同じようにものを考えるということではないのだということを、我々は自覚する必要があると思います。

ペルーのフジモリ大統領がおいでになったときの日本の新聞の報道を見ましても、フジモリ大統領がいかに日本的なふるまいをするかということばかりが記事になるわけです。故郷に帰られてお漬け物を食べたとか、お墓参りをしたとか、フジモリさんという方が日系であるがゆえに一本当はペルーの方なのですけれども、「日本人として現れる」ということを期待する。これではちょっと具合が悪いのではないかと私は思っておりまして、その意味で、日本のメディアの方に頑張ってください、「お客さん」として遇するのではなくて「隣人」として遇するためにはどんな問題があるのかということ、やはり社会的に啓発していただくことが大事ではないかと思います。

2番目に大事なことは、渡来される外国人が日本社会で共存しやすいような環境を整備することだと思います。そのためにも、やはり言葉がかなり重要でありまして、子どもは子ども、大人は大人と、それぞれの需要に応じて日本語教育を充実させることが日本社会の一つの責務であると、私は思っております。特に児童に対する日本語教育というのは、いわば日本の初等教育体制そのものにもろに関係するわけで、いわゆる日本語を勉強したいという外国人に教えるということ以前に、初等教育の段階で日本語をいかにして教えるか、そうして日本的な価値観をどういうふうにして教えるかということを考える必要があるのではないかと思います。

そのためには、日本の現在の初等・中等・高等教育というのは、非常に内向きな感じであります。国際化が叫ばれているにも関わらず、初等中等教育の段階では、外国のことというのは、何か離れた自分たちとは何か関係がないようなという意識であって、外国人と一緒に暮らすということは実はどういうことなのか、そのためには外国人に何をしてあげなければいけないのかということ、もう一度自覚する必要があるのではないかと思います。この点に関しまして、日本の政治家、それから文部科学省の理解と協力を取りつけるという意味で、是非、外務省の方々に大いに努力していただきたいと思います。さらに、日本の歴史的な一つの経験として大事な段階にきておりますので、メディアの協力が絶対に必要でございます。

メディア、担当の部局の方がこぞって、今われわれが直面しているものは一体どういうことなのか、外国人住民が日本の社会に統合されるには、実はこういう問題があるのだ、ということではなければいけないと私は思います。したがって、依然として朝青龍はお行儀が悪いというのが一般的な日本の考え方であるという状況を踏まえたと、今日のシンポジウムは、外国人住民というのは「お客様」ではなくて、われわれの仲間だと、「隣人」なんだと、その方々が日本の社会に統合されていくにはどうしたらいいか、ということですから、今日のシンポジウムの持つ意味は非常に大きいと思います。これから、いろいろな先生方から具体的なご提案その他があると思いますけれど、是非その意味で、いま知事がおっしゃいましたように、外国人が非常にたくさんおられる静岡県には、いくなれば日本の模範になっていただきたいと私は思っております。

## 基調講演

ブランソン・マッキンレー  
国際移住機関(IOM)事務局長

木村外務副大臣、石川静岡県知事、石井人間文化研究機構長、そして皆様方、講演を始めにあたりまして、まず知事と静岡県民の皆様にご挨拶申し上げます。知事、そして静岡県民の皆様は、非常に暖かいおもてなしと素晴らしいアレンジによって、私たちをよろこんでお迎えくださいました。

私が代表する機関、国際移住機関(IOM)は、移民問題を専門とする政府間組織です。日本は15年前の1993年にIOMに加盟し、現在122の加盟国のうちの一つとなっています。近年、IOMは急速に拡大しており、現在、事務所数は400で、6000人が働いています。こうしたことはみな、政策課題としても実践上の問題としても、移民に対する関心が急速に高まっていることを示しています。

IOMと日本との関係がたいへん深まってきているということに非常にうれしく思います。一連のシンポジウムを日本とIOMで共催していることから、両者の間の連携関係がわかります。ご存知のように、日本の外務省との共催により移民に関するシンポジウムを開催するのは、今回で4回目です。このたび初めて東京を離れ、この美しく豊かな静岡市で開催することになりました。日本人のブラジル移住100周年にこの地で開催するというのは、とりわけ意味のあることです。他の方々が言われたことですが、今日ここに、ブラジル移住日本人の子孫であって、日本に戻られて、いまは静岡にいらっしゃる日系ブラジル人の方々が大勢おいでになるということ、そして、そうした方々から話を伺い、そうした方々の移民としてのご経験から貴重な教訓を学ぶということ、私がうれしく思っているのは言うまでもありません。

こんにち世界には、日本のように、最近になって移民受入国となった先進国が多数あります。グローバル化の一貫としてそういったことが起こっているわけです。木村副大臣は経済的ファクターとして外国人受入が必要であるとの認識が日本で高まってきていると述べられましたが、その雄弁なご発言は非常に興味深いものでした。

私は、日本には、日本独自の移民政策モデルを構築するに際して、他の移民受入国の経験を役立てほしいと思います。東京で開催された従前の一連のシンポジウムでは一皆様方の中には、参加された方が多数おいでのことと思いますが、ドイツ、アイルランド、韓国、そしてEU議会から移民問題の優れた専門家や実務家においでいただき、新しい型の移民に対するアプローチについての講演を拝聴しました。今日は、オランダとスウェーデンから専門家においでいただいております。そうした専門家に見解を述べていただけること、そして、もちろん、著名な日本人専門家も講演されることをうれしく思います。意見や経験の交換ということに非常に楽しみにしています。

いま私たちが直面している難問は、受入社会は、どのようにしたら、社会のアクティブで

平等な一員としての外国人コミュニティと共存できるようになるということです。私は、移民の社会適応については4つの伝統的モデルがあると考えていまして、そのことについて簡略に説明しましょう。

私が説明する1つ目のモデルは、通常、同化と呼ばれています。同化は本質的に一方向のアプローチで、移民は、受入社会の習慣や伝統、考え方に順応するよう奨励され、国民の多数派と見分けがつかなくなることを期待されています。それは、ある意味で、朝青龍等のモンゴル出身の横綱に対して用いられていると石井機構長がいま話されたばかりの考え方です。そうした考え方は、移民受入社会側の多くの人々の心の中にあります。彼らを取り巻く現実はかなり異なっているのですが。

石井機構長が話された朝鮮半島からの渡来人や唐通事—中国人—に起きたことは、同化であったと思われます。彼らは本質的に日本人になりました。19世紀全般そして20世紀初のアメリカのメルティング・ポット・モデルは同化です。当時、全てではありませんが、ほとんどのアメリカへの移民はヨーロッパから来ていました。これが、一つの規範と考えられるようになったモデルで、現実にかかわりなく、今日も多くの国の人々の集団意識の中に生きています。

もう1つのモデルは、分離と呼ぶことができるでしょう。私たちの周囲を見ると、社会の中に外国人が住んでいるのですが、国民とはかなり離れて住んでいるという興味深い事例がいくつかあります。典型は、湾岸諸国の外国人契約労働者でしょう。皆様ご存じのように湾岸諸国は非常に裕福で、人口の少ない国々です。外国人労働者は、サウジアラビアやクウェート、あるいはアラブ首長国連邦に来て、永住するようにと招待されることはありません。一般市民とは別の住居に住み、社会的身分も異なります。私は、このモデルを批判しているわけではありません。これもまた、1つのモデルなのです。さまざまな理由から、多くの国が受け入れるようなモデルではありませんが、分離モデルとして某かは考察することができます。

皆様のご検討のために紹介したい3つ目の用語は、統合です。統合は、少なくとも政策上および理論上においては、世界中でよく使われているモデルです。統合は双方向プロセスで、新しく来た移民と受入社会の双方が互いに順応し、歩み寄るのです。双方が応化して、受入社会と外国人がもたらす新しい価値観、習慣、観念との中間のどこかに適度なバランス点を見出すのです。

統合にはいろいろな形態があり、状況にかなり左右されます。一時的労働移民であれば、統合の度合いは明らかに小さいでしょう。本国に帰還する意思のない再定住であれば、統合はより深くまで、より迅速に進まなければなりません。家族を伴わない単身の労働者であれば、統合はかなり容易かもしれません。学齢期の子どもや高齢者であれば、非常に真剣に、支援体制を調整しなければなりません。

最後に、4つ目の概念です。実際には、私は統合の下位区分だと考えるのですが、4つ目は多文化主義という概念です。その価値観や行動、独自の文化、独自の文明に長いこと愛着

を感じてきた社会が、他の文化、他の文明、他の言語、他の生存様式を受け入れようとする場合には、さまざまな価値観が多文化という形で共存できる体制が着想されます。今日は、オランダとスウェーデンからおいでになっている専門家が講演されますが、私は、ヨーロッパのこうした興味深い先進的な2カ国における考え方や理想、姿勢、実践について話を伺うことを非常に楽しみにしております。

日系人の状況、ジレンマ、課題、そしてどういった機会があるについてもっと話をうかがうことにも、私は非常に興味があります。日系人が独特の環境にあることから、そうした日本に帰還した人々、遺伝的には日本人であるけれども別の文化的養育を受けた人々の集団には、どのように応化・適応を図ることができるのか、あるいは図るべきなのかを研究・検討するというところに、わたしたちは皆、興味をそそられるのです。日系人が、特定の問題にどのように対処するかという点も興味あるところです。日系人について研究することにより、外国人を統合しようとしている他の多くの社会で複雑な人種・民族問題を引き起こしかねない因子というものを選別することが、少し容易になるのです。

この問題における地方自治体の役割についていくつか申し上げて講演を終えたいと思います。私は、世界中で、そしてもちろん日本において、実際に役人や当局がこうした問題に効果的にしっかり取り組んできたのは、県、町、そして地域社会であるということを見てきました。きっと皆様は、静岡県が大いに尽力してこられたこと、そして、評議会の数が増えつつあることや、外国人集住都市会議があることをご存じでしょう。外国人集住都市会議は2001年設立で、歴史は浅いのですが、現在23市町が参加して、情報を共有し、問題に取り組んでいます。こうした問題に草の根から取り組む地方当局は、非常に重要であると思います。最良の解決方法はボトムアップでもたらされるのであって、トップダウンではないと思います。

わずか1年半足らず前、2006年11月に外国人集住都市会議が発表した四日市宣言にご注目下さい。この宣言は、外国人学校に対する支援強化と公立学校における外国児童受入の改善などを政府に要請しています。私は、進歩的で役に立つ考えは、現場や地域・地方当局から生まれてくると考えています。

他の講演者からうかがったことについて、ほんの一言二言コメントいたします。ここ日本における国家レベルでの長期的展望につきまして、IOMは、さまざまな国家機関と—もちろん外務省は深く関わっていますし、法務省、文部科学省、厚生労働省といった機関ということですが—、良好な対話を行ってきました。日本政府の多数の部署で、日本の将来の移民政策が検討されています。私は、木村副大臣の冒頭挨拶におけるご発言に大いに賛同いたします。木村大臣は、日本の未来図は、グローバル化した世界において、日本、そして世界のために移民と移民管理の問題に全面的に取り組む国であると述べられました。私はそれを歓迎するとともに、石井機構長もそのような将来に同意されていることを知り、非常にうれしく思います。

こうした考えは、おそらくまだ、日本に遍く受け入れられているわけではないでしょうが、日本が移民国家になっていくことは避けられません。私はそう考えております。そうした状

況が生じつつあるという証は、いまでも見つかります。2005年、法務省から第3次出入国管理基本計画が発表されています。この最新の出入国管理基本計画では、外国人、特に高度人材の受入拡大が必要であると認めています。またこの計画は、日本在住の外国人労働者に対する社会保険給付の改善も促しています。こうした認識が法務省の最高レベルより示されたことにより、外国人受入や外国人の生活環境の改善が促進されました。

また日本の経済団体、すなわち日本経済団体連合会は、長年にわたり、高度人材や日本経済に有益なその他外国人に対する門戸開放を提唱してきました。こうしたことは、公共の場での議論が始まっている証であり、これは、今後さらに進展すると思います。ご参考までに申し上げますと、興味深い展開の1つ、永住者に地方選挙権の付与しようという考えは、IOMとしては大いに歓迎するところです。こうした提案がいま、政治指導者たちによって議論されています。この議論は私の非常に関心のあるところで、進歩的考えが進展することを期待します。

皆様。最後に、皆様方が移民という重要なトピックにご興味・ご関心をお持ちであることに敬意を表したいと思います。この重要な問題の討論のために、あらゆる背景をお持ちのさまざまな方々—若い学生、家庭の主婦、老齢の学者、各種職業の方々、政府の役人など—がこの大きな会場を埋め尽くしているということ自体が、非常に積極的に評価できることであると思います。IOMは、皆様方、移民の方々そして移民による影響を受けている社会をいつでも支援したいと思っております。

## 第1セッション

### 多文化主義の現状と課題

#### 山脇：

第1セッションは、「多文化主義の現状と課題」というテーマを取り上げます。ヨーロッパの中でも、特に移民受入の歴史が長く、豊富な経験を持っているオランダ、そしてスウェーデンからのお2人の報告者に、まず話をうかがいます。それを受けて、日本の現状と課題について、手塚先生からご報告をいただきます。以上が前半部分です。休憩をはさんで後半は、ドーマルニクさん、ドールさん、そして手塚先生という3人の報告者に加えて、大澤教授、それから朝日新聞論説委員の脇阪さんにもお加わりいただき、5人によるパネルディスカッションを行っていきます。

はじめにオランダ・アムステルダム大学の移住民族研究所上級研究員のイエロエン・ドーマルニクさんに、ご講演をお願いしたいと思います。

## 報告

イエロエン・ドーマルニク  
オランダ・アムステルダム大学  
移住・民族研究所上級研究員

お集まりの皆様、ご来賓の皆様。このような重要なシンポジウムにお招きいただき、たいへん光栄に思います。本日は、オランダの統合政策についてお話したいと思います。

他の多くの欧州諸国と同じように、オランダは自国が、危険を冒しても入国しようとする外国人にその機会を提供するような移民受入国であるとは考えておりません。その一方で、1980年にはすでにオランダ政府は、国内に移民が存在しているのは事実であって、適切な政策対応が必要であると認識していました。これは、オランダで「ゲストワーカー」政策時代が終了した後のことでした。「ゲストワーカー」政策においては、ゲストワーカーたちはその存在に経済的価値がある間だけオランダに滞在し、その労働がもはや必要とされなくなれば本国に帰国すると想定されていました。ある国々から来た人々については、そのとおりになりました。しかし、別の国々から来た人々の場合には、そうなりません。1970年代の石油危機後に非熟練労働者の需要が激減したとき、特にトルコやモロッコのような開発途上国から来ていた「ゲストワーカー」たちは定住してしまいました。続いて、家族再結合が始まりました。このようにして、数万人というそれほど多くはなかった「ゲストワーカー」たちが、かなりの規模の民族コミュニティへと変貌しました。第1世代と第2世代を合わせると、2007年の数字で、トルコ系コミュニティは369,000人、モロッコ系コミュニティは329,000人になります。

もう1つのタイプの移住は、(旧)オランダ植民地から生じました。1949年にインドネシアが独立を達成しましたが、これにより、植民地支配に関わりのあった人々—その多くは混血でした—がインドネシアから流出しました。こうした人々のほとんどはインドネシア生まれだったのですが、オランダに「帰国」した「帰還者」として扱われました。インドネシア系コミュニティは次第にその規模を拡大し、2003年現在で、人数は400,000人をほんの少し上回っています。より近年の植民地からの移住は、スリナムから生じました。スリナムは1975年に独立したのですが、これによりスリナムに住んでいた人々は、オランダ国籍のままであるか—これはオランダに再定住することを意味します—、スリナム国民となるかを選択しなければならなくなりました。2007年現在で、スリナム系コミュニティの人数は334,000人を数えます。

「ゲストワーカー」や「植民地独立後」の時代が終わると、オランダへの移住は非常に多様化しました。特に1980年代末から、近隣や遠方の数多くの国々からの移民たち—その多くは難民や庇護申請者です—が、国境を越えてオランダに入ってきて来ました。たとえば、2003年のオランダには、イラクから来た42,000人、イランから来た28,000人、ソマリアから来た28,000人が居住していました。すべて、10年前にはほとんど聞かれなかった国々の人たちです。1995年から2007年までの間に、オランダにおける非西洋系の人口は約45パーセント増加しました。170万人、つまり、総人口の約11パーセント近くまで、ということです。この

一方で、西洋系移民出自の人口は10パーセント未満の増加にとどまっていた。異論もあるところだと思いますが、移民のこうした多様化は、グローバル化過程の不可分の一側面として「ごくあたりまえの」一部分と理解されるべきものです。とはいいいましても、これは予期せぬ成り行きでしたし、政策立案者には「制御不能」という感覚をいだかせることになり、政治家にとっては安易な争点となりました。オランダの移住・統合政策における近年の進展は、このような状況に照らして理解されなければならないでしょう。

移住は厳格に管理されなければならないとする考え方は、オランダにおいては比較的新しいものです。1950年代及び1960年代には、オランダは国外移住の多い国と考えられていまして、政府はオランダ国民の国外再定住を積極的に推し進めていました。1960年以降、労働市場において供給不足が感じられるようになりまして、この不足分は「ゲストワーカー」を移入することによって手当てされました。募集は実際に行われました。しかし、多くの場合、空席は「自然に」現れた外国人労働者により埋め合わされました。こうした移民が在留許可や就労許可を得ていない場合には、事後的に得ることができました。これにより政策上の懸念が生じることは、ほとんどありませんでした。

1974年以降、こうした時代は終わりました。お分かりと思いますが、こうした時代が終わっても実際の移住が終わったわけではありませんでした。その逆でした。それでも、元「ゲストワーカー」の家族の到着や定住を抑制するための真剣な努力は行われませんでした。政策策定上の主要課題として認識されていたのは、こうした新移民たちをオランダ社会に統合するという点でした。この点については後ほど、また述べます。

そのとき以来ずっと、オランダは移住規制政策を取っています。定住が承認されるのは、a) 国益に資する場合、b) 国際的な義務であり、他に選択肢がない場合、c) やむを得ない人道上の理由がある場合、だけです。明らかに、こうした理由には解釈の余地があります。「国益に資する」の意味が議会によって確立されたことは一度もありませんし、その解釈は、経済的緊急性や申請者—これはいつでも雇用主です—の政治的影響力により左右されてきました。移住規制政策が取られていた反面で、労働移民は長年にわたり常に重要だったのですが、労働移民が政策上の重大な関心事項になることはありませんでした。

国際的義務の中には非常に明確なもの—たとえば欧州共同体法です—がある一方、たとえば1951年難民条約に基づくもののように、あまり明確でないものもあります。また、滞在許可を付与するためのやむを得ない人道上の理由に関するかぎり、政府には、人権に関する欧州条約第3条および第8条の枠組み内での一定の裁量権があります。

1980年代半ばまで、通常はc)の理由、および、それより頻度は小さくなりますがa)の理由に基づいて入国許可が与えられ、移民に対して寛大な解釈が行われる傾向がありました。その後、この状況は変化し始めました。移民のうちどんどん増加したのは、ジュネーブ条約に基づく入国許可を望む庇護申請者と難民でした。従来、ジュネーブ条約は、申請者が滞在を許される可能性が大きくなるように—たとえ完全な難民資格でない場合でも、少なくとも他の滞在資格が付与されるように—解釈されていました。1990年代初めの庇護申請の急増によって制御不能という感覚が生じ始めたことにより、庇護申請件数の減少を期待して、オランダを含む北西ヨーロッパ全域で慣行や法規が大幅に変更されました。

10年間にわたり、オランダは欧州連合の中で庇護申請受付件数の最も多い国—相対件数ばかりでなく、絶対数でもです—の1つでした。1990年代後半、すでに政府は、当時の外国人

法をさらに制限的に運用したとしても、もはや大きな成果は見込めないことを確信していました。そこで、全く新しい法律を制定することにしました。新法は2001年4月に施行され、庇護を申請したけれども認められなかった者による上訴の可能性を事実上排除することによって、実際、異議申し立てによる庇護承認件数を直ちに半数以下に減らすことができました。この結果、第1に、申請者が2000年の4万人以上から、4年後にはその4分の1へと激減しました。さらに政府は、外国から配偶者やパートナーを呼び寄せたい者に対する所得制限—最低賃金の120パーセント—や、呼び寄せたい者と呼び寄せられる者に対する年齢制限—18歳以上から21歳以上に引き上げ—を課すことにより、c)を理由とする入国許可を一層取得しにくくしたり、不可能にさえすることにしました。ですから、全般的に見れば、庇護申請者と難民は制御不能になりつつあるという感覚によって引き起こされた不安感が、移住・統合政策の他の分野に波及したと結論づけることができます。

このような傾向は、さらに1990年代の国内管理の進展の仕方によっても例証されます。移民、特に「ゲストワーカー」時代からの移民たちには、社会保障支給などの給付金に対する突出した需要があることが、次第に明らかになってきました。そうしたことから、不法移民に多額の社会福祉費が浪費されているであろうことが容易に想定されました。いずれにしても、許可なくオランダ国内に居住する人がそうした給付金を請求することが理論的には可能であるということが、1998年に「排除法」すなわちKoppelingswetを導入する政治的根拠となりました。この法律は、公共財の供給者すべて—例外は医者と教師です—に対して顧客の居住資格を確認し、妥当な場合には公共財の利用を拒否する義務を課しました。この法律により影響を受ける外国人の数は少ないことが判明しましたが、それでもなお、そうした排除は国民の大きな関心を集めました。なぜなら、第1に、影響を受ける人たちは、通常、子どもを持つ脆弱な家族であることがわかったからです。第2には、関係する地方自治体が、こうした人々の収入—場合によっては公共住宅もです—を絶つことに非常に消極的だったからです。このような消極的姿勢は今なお顕在ですが、焦点は庇護申請をしたけれども認められなかった人たちに変わりました。

人道的配慮とは別に、地方自治体は、経済的弱者が路上で生活するようになると治安が脅かされる可能性があることも懸念していました。地方自治体のこうした立場により、政治的には、地方当局と国家当局の間で膠着状態となりました。国家当局は地方当局に国家が策定した政策の実施を迫りました。地方自治体の抵抗の仕方は様々ですが、全体の約3分の1は、何らかの点で政府の政策を完全実施するのは時期尚早であるとししました。当時の外国人問題・統合大臣は相当大きな落胆を表明しましたが、地元当局に実施させる手だてはほとんどありませんでした。現政府—2007年に成立しました—が二面政策を取ることで、ようやくこの膠着状態を打開したようです。地方自治体の保護下にとどまっている約2万人の元庇護申請者に恩赦を与える一方で、国外退去させるべき外国人については地方自治体に関与させないことにしたのです。

統合政策についてということになりますと、入国許可に関する政策において生じたのと同様の展開が見られます。すなわち、移民に対する自由放任で寛容なアプローチから問題主導型で妥協を許さないアプローチへと次第に移行しました。オランダの統合政策は、広く3つの分野からなっています。法的分野、社会経済的分野、そして民族文化的分野です。法的分野については、すでに部分的に述べましたが—規制主義、すなわち、できる限り少数の外国

人の入国を認めるということですが、これを補完するのが、入国を認められた人々は、理想としては、当然に完全な市民になるべきである—通常は二重国籍を容認されて—という考え方です。合法的に5年居住すると帰化できるようになるのですが、帰化できなくても、当該外国人にはオランダ国民に非常に近い法的権利—最も重要な違いは、国政選挙における投票権と被投票権がないこと—があります。このような基本方針は、1980年代初めに初めてオランダで統合政策が着想されて以来、おおよそ、自明のこととされてきました。比較的容易に帰化できること、そして、植民地独立以前からずっとオランダ国民であって植民地独立後にオランダに移住して来た人たちが多数いること、さらに、移民の子どもたちの統合状況についてモニターしたいという願望があったことから、新しい政策範疇が必要になりました。「国内の外来居住者」です。

外国生まれ、あるいは、両親のうちの一方が外国生まれである人は皆、この範疇に入ります。西洋系と非西洋系で、さらに区別されます。非西洋系だけが、オランダの統合政策の対象です。非西洋系外来居住者の平均的な社会経済的立場は、生来のオランダ人には及びません。事実として、第1世代では、平均失業率は高く、就労率（純）は低くなっています。第2世代については、社会の主流層からの乖離は第1世代よりは小さいですが、程度は様々ながら学業成績は主流層より劣り、中途退学率は主流層より高くなっています。労働市場での立場や就労率は、親の世代よりは明らかに良くなっていますが、同世代の生粋のオランダ人に比べると劣っています。驚くことでもありませんが、犯罪率は、他の人口層よりかなり高いように見受けられます—ただし、犯罪捜査や訴追、判決に偏向があるかもしれないことを考慮した方がよいと思われま—。

統合問題は、個別的及び全般的性格のいくつかのタイプの政策によって対応が行われてきました。そうした政策の中には、公職ポストへの配属における積極的差別のための定数割当があり、地方レベル及び中央レベルで事例が見られます。また、長期失業者や大した資格を持たない中途退学者—いずれも外国出身者数が突出しています—を対象にした追加的雇用計画もあります。これらに加えまして、オランダに典型的な3つの政策手段についてお話するのがよいと思います。

第1の政策手段は、名称を変えながら10年間—2003年まで—続きました。それは、大手雇用主に対する法的義務で、大手雇用主は従業員の数民族的系統を登録したり、従業員数の年次報告をしたり、—該当する場合には、ですが—従業員全体に対する外来居住者比率の増大計画を公表しなければなりません。背景にあったのは、この施策によって、統合過程を促進する上での自らの重要な役割について雇用主が自覚を高めるであろうという発想でした。しかし、雇用主の多くは、この責任を期待されたほどには真剣に受け止めていないことがわかりました。こうした状況を改善するため、法令名が変更されるとともに、報告義務が削除されて義務が緩和されました。結局のところ、こうした施策がどのように役だったのかを評価するのは困難でした。

もっと効果があったのは、おそらく、オランダ政府が1990年代に導入した包括的な差別禁止法—民事法と刑事法—です。この一環として、差別撤廃委員会が設置されました。この委員会は、労働分野や教育分野、あるいは、サービス提供における差別に関する不服について調査を行います。この委員会による判定に法的拘束力はありませんが、非常に高く評価されていまして、非常に大きな社会的影響力があります。

第3の政策手段は、新移民に基礎的スキルを身につけさせようとするものです。1998年以来、オランダ永住を希望して欧州連合以外からやって来る新移民のほとんどに、統合のための義務が課されています。この法的根拠は、Wet Ingurging Nieuwkomers (WIN)、すなわち、新移民の社会統合に関する法律にあります。

移民は、約600時間の言語訓練を受けなければなりません。その間に、オランダ社会の制度、文化、規範、価値観も学びます。このコース導入当初の何年かは、移民による義務不履行に対する制裁は軽いもの—過料—でした。第1次から第3次までのバルケネンデ政権—2002年から2007年まで—は、言語訓練コースの修了と言語試験の合格を永住資格取得の条件にしました。さらに、WINの適用範囲を1998年以前からオランダ国内にいた移民にも、さらには帰化したオランダ市民にも拡大しようとしたのですが、こうした提案はオランダ憲法に抵触するもので、議会において過半数の支持を得ることができませんでした。

WINは、さらに国外に拡大されました。欧州連合以外からの将来の移民に対して、査証発給前に、統合のための要件—オランダ語の最低限の知識がオランダ領事館によって試されます—が設定されました。この国外統合法、すなわちWet Inburgering Buitenland (WIB)は、2006年4月から施行されました。このようにして統合政策は入国規制制度と合流しました。最近の重要な変化の1つは、統合コースの資金源に関するものです。従来は中央政府が地方自治体に統合コースを実施するための資金を提供していたのですが、新しいシステムでは、移民自身が経費の一部あるいは全部を負担しなければなりませんし、統合コースは民営化されることになりました。中央政府は明確に後ろへ退き、すべての責任を当該移民に負わせています。

統合過程における民族文化的側面を対象とする政策も、流動的です。宗派集団が相互に干渉しないことによって上手く共存できていたという伝統—そのようにして、1960年代までのオランダ社会は成立していました—に基づいて、新移民に対しても同じような姿勢が広範にとられ、平等の原理により可能な場合には、民族的境界、そして特に宗派的境界に沿ってそれぞれ自分たち自身でまとまることができるというやり方が、広く行われました。

従来、オランダの教育制度においては、ローマカトリックの学校、プロテスタントの学校、そして中立的な学校が認められていました。同様の区分が、メディア、病院、労働組合、雇用主その他すべての社会領域において許容されていました。これと同様に、今度は、イスラム教徒やヒンズー教徒に同じ機会が与えられることになりました。こんにちオランダには、イスラム教やヒンズー教の小学校が30校以上あります。さらに、イスラム教やヒンズー教の放送会社もあり、国家助成を十分に受けています。

中央政府には、7つの民族集団についての諮問機関もあり、統合大臣—現在は住宅・通信・統合大臣と呼ばれています—と定期的に会合を行っています。こうした諮問機関は、様々な宗教的組織、文化的組織および社会的組織によって構成されていて、中央政府による資金助成を受けています。この種の諮問機関を設置するという着想は1980年代に遡りますが、1997年に少数派政策協議法—Wet Overleg Minderhedenbeleid—において正式なものとなりました。これは、オランダを「多文化」国家と称することを、政府が明確に選択した時期と重なっています。

2002年の総選挙運動期間中、ピム・フォルタインというポピュリストの政治家が、とくに多文化主義の排斥とイスラム教の「後進性」と同性愛者や女性に対する公然とした差別的立

場に関する猛烈な発言によって、多くの支持を集めました。フォルタインは総選挙直前に暗殺されましたが、彼の政党—L P F—は、とくに、それまで2期にわたり連立政権に参画していた社会民主党に対して圧倒的勝利をおさめました。フォルタインの政党は、自由党とキリスト教民主連合とともに新たな連立政権—第1次バルケネンデ内閣—を成立させましたが、この政権は抗争が絶えず、ほどなく解散し、また総選挙が行われました。このときは、他の政党が「フォルタインの教訓を学んだ」ことを表明したことから、L P Fは数多くの支持者を失うことになり、社会民主党は勢力を回復しましたが、新政権—第2次バルケネンデ内閣—は、やはり、自由党とキリスト教民主連合の連立を基盤に成立しました。

現在のところ、多文化主義は政治史の掃きだめに追いやられています。すでに概略をお話しした諸展開に加えて、多文化主義の展望に関するこのような変化によって、ポピュリストの政治家たちが移民、そして何をおいてもイスラム教徒たちの参加意思を問題にすることができます。この種の議論は、2004年11月に映画監督であり挑発的なことで名高いコラムニストであったテオ・ファン・ゴッホが精神錯乱状態のイスラム教徒—オランダ生まれのモロッコ系でした—に殺害されたことによりさらに激しくなり、この殺害による衝撃波は国境を越えて広がりました。イスラム教徒の後進性をすでに確信していた人々は、自分たちは常に正しかったのだと主張する究極的根拠をこの殺害事件に見出しました。

現政権—第4次バルケネンデ内閣—は、この点については、過去3期のバルケネンデ政権ほど率直な発言は行っていませんが、それでも、展望が変化していることは明らかです。以前は、統合というと何よりもまず雇用と教育に関係することと考えられていました。しかし現在は、統合とは、概してそれ以上のことであるように見受けられます。たとえば、オランダに対する忠誠心や二重国籍を放棄してオランダ社会を明確に選択するといったことです。現時点では明らかにまだ何とも言えないことは、オランダは本当にパラダイムを転換したのかどうかということ、すなわち、多文化主義を離れ、従来より進化した同化主義へと本当に移行したのかどうか、ということです。国家の伝統は往々にして根強いものです。しかしながら同時に、欧州連合諸国の間では、新移民に対するそのようなアプローチへのある程度の収斂が見て取れますので、オランダがそのようなアプローチに本当に移行したという可能性を排除することはできないのです。

## 山脇：

ドーマルニク先生、どうもありがとうございました。オランダの移民政策、とくに統合政策について、その歴史的経緯を短い時間のあいだでご発表いただきました。1980年代に、それまで「ゲストワーカー」、一時的滞在者とみなされていた外国人に対して、定住する存在であり、統合政策が必要だという認識が生まれたというお話が、まずありました。そのなかで、とくに移民の法的地位の改善のため、二重国籍の承認といった政策がとられたというお話もありました。そして、オランダ社会の伝統として、カトリックとプロテスタントの人たちが共存した多様な社会をつくってきたなかで、移民に対しても、同じようなアプローチで統合ができていくという考え方がとられたとのこと。90年代になって、反差別の視点がとられ、現実としての多文化社会ということが受け入れられていった時代であったというお話もありました。1998年に移民のための600時間のオランダ語プログラムが始まったことも紹介されました。そして、2002年のピム・フォルタインという政治家の暗殺事件をきっかけとして、それまでのオランダの統合政策のあり方に対する見直しや批判がおき、それまで当然のように思われていた多様性といったものが見直される状況に現在あるというお話であったかと思えます。

本日の資料のなかに、横長の統計資料があります。このなかに、日本、オランダ、スウェーデン、ドイツ、フランス、イギリス、各国の外国人あるいは移民の状況の紹介もありますので、そちらもご参照いただければと思います。ドーマルニクさんのお話で興味深かった用語のなかに、「外来居住者」という、我々にとっては馴染みのない、聞き慣れない言葉がありました。この本日の資料では、上段は外国人の統計です。日本においては、この外国人というカテゴリーが、非常に広く使われていて、我々にとっては自然な概念なのですが、諸外国の場合には、外国生まれが移民のカテゴリーとして使われていて、それが統計にもなっているということがわかると思います。それに加えて、オランダの場合にはさらに第2世代、つまり自分はオランダで生まれていても、親が外国生まれであるという、そういった世代も含めたカテゴリーもあるという、興味深いお話もありました。

それでは続きまして、2番手のスピーカーとして、スウェーデンの移民庁からお越しいただきましたドールさんから、スウェーデンの移民政策、とくにオランダ同様、スウェーデンもヨーロッパのなかでもきわめて多文化主義的な性格の強い統合政策をとってきた、その実践についてお話をいただきたいと思えます。

## 報告

ヨナス・ドール  
スウェーデン移住庁職員

最初に、このような重要なシンポジウムに出席する機会を与えてくださいました主催者の方々に心よりお礼申し上げます。わたしはスウェーデンで仕事をしているのですが、スウェーデン移住庁とスウェーデン法務省を代表いたしまして、このシンポジウムが移民や統合に関する経験と挑戦について両国間の長期にわたる対話のきっかけになってほしいと思っていることをお伝えいたします。

歴史的、および、政治的な文脈からみたスウェーデンへの移民に焦点を絞って、移民政策や統合政策、それから、現在スウェーデンでまさに展開中の議論について検討したいと思えます。スウェーデンの組織制度についても簡単にご紹介しましょう。皆様がスウェーデンの結果を評価される際には、これを心得ておかれることが重要と考えます。それから、長年にわたりスウェーデンの統合プログラムを評価してきましたので、その統合プログラムから得た経験についてもお話ししましょう。スウェーデンではこのプログラムを長年にわたり評価してきました。最後に要約と所見を述べる若干の時間もあればと望んでおります。

こんにち、スウェーデンは、明らかに移民受入国です。しかし、当然ながら、いつもそうであったわけではありません。19世紀半ばから1930年代までは、逆に、移民送出国でした。150万人近くのスウェーデン人が北アメリカ、カナダ、南アメリカに移住しました。当然ながら主な理由は、貧困、飢餓、政治的・宗教的迫害でした。

こうした状況からスウェーデンが移民受入国へと変化した主な理由は、2つの世界大戦があったからです。スウェーデンは両方の戦争の外にいましたので、経済も富も急速に成長しました。第2次世界大戦直後からは特にそうで、スウェーデンは大きな労働力不足に陥りました。こうして、スウェーデンは、南ヨーロッパ主にギリシアとイタリアですー、旧ユーゴスラビアから、そしてフィンランドや北欧の隣国からの移民に遭遇することになりました。しかし1960年代末まで、スウェーデンには移民に関する規制はまったくありませんでした。社会統合という考え方自体がまったく存在しなかったのです。

しかし、恒常的に移民が入ってきますと、われわれの国やその文化に外国人を適応させるという問題あるいは必要性が、日に日に論争的になってきました。さらに生じたのは、移民がスウェーデンに来る動機が労働から庇護へと変化したということです。これは特に1980年代半ばからの展開で、こんにちでは、庇護を理由とする移民が非常に重要になっています。現在は、スウェーデンに来る移民の90%以上が庇護申請者や難民であると思います。ですから、労働を目的とする移民の数値は非常に小さくなっています。この点は後ほどまたお話しします。

先に申しましたように、1960年代末あるいは70年代初めには、スウェーデンでは、統合

政策は本当に必要とされていませんでした。スウェーデンに来る人たちはスウェーデン社会に適応するのが当たり前と考えられていたのです。スウェーデンの統合政策は、第2次世界大戦以降の移民受入れの結果として理解しなければなりません。最初の統合政策は1975年に議会に承認されました。この政策には重要な概念が3つあります。平等、選択の自由、そしてパートナーシップです。平等というのは、スウェーデン社会に参入する完全な法的権利を有するという、たとえば社会保障も受けられるということです。選択の自由というのは、同化するか、あるいは、自身の文化、言語、アイデンティティを維持しようとするかを選択する自由ということです。最後はパートナーシップの概念ですが、選択の自由があるとはいえ、基本的価値観については相互に尊重しあうということです。民主主義や男女平等などのスウェーデン社会における基本的価値観については尊重してもらいますよ、ということです。一方、これが施行される前に、ヨーロッパ諸国からの移民は収束し、開発途上国からの庇護申請者や難民がこれに取って代わりました。これはイエロエン・ドーマルニク博士が話されたのと同様のことです。

そのため、非常に野心的な受入プログラムが開発されました。このプログラムは、言語・職業訓練と、スウェーデン国内の多数の自治体に分散居住することを基礎とし、自治体が中心的な責任者になっていました。後ほどまたお話ししますが、自治体が主役になるということもまた、スウェーデンの態勢に非常に特徴的なことです。このプログラムは上手くいかず、1990年代に改訂されました。改訂後のプログラムでは、以前より柔軟な対応ができるようになるとともに、プログラムの主体として一人ひとりの難民をかなり重視することができるようになりました。集団的解決からの脱却をはかるため、以後、統合プログラムは非常に個人化されることになりました。

中心概念ということでは、1975年に始まった統合政策は基本的に維持されています。もちろん展開もいくつかあります。たとえば、90年代半ばには、多様性という概念が導入されました。このことは、ある変化があったことを示しているといえましょう。当時のそれは、確かに、個人という観点が非常に中心的になっている多文化主義的アプローチに向かう動きでした。しかし、こうした展開にもかかわらず、スウェーデン議会には、継続して強い反対がありました。多くは右派からの反対で、政府は事実を真剣に見極めるよりもイデオロギー論を繰り返してきたと批判しました。おそらく、こうしたことの結果が2006年の選挙戦であったのだらうと思います。この選挙戦の最も際立った争点の1つが「統合政策は失敗であった」という野党側の主張で、結局、10年間続いた社会民主党政権から現在の右派連立政権に移行することになりました。

いまのスウェーデンにおける議論は、基本的には、より広いヨーロッパの議論の一部として理解しなければならないと考えます。スウェーデンは1991年にEUに加盟しました。すべてのヨーロッパ諸国さらに日本と同様、スウェーデンは人口問題に直面しており、5年ないし10年後、あるいはそれより早く、確実に労働力不足となります。したがって、移民がスウェーデンの労働市場に参加するということが死活的に重要となります。

この状況を踏まえ、新政権は一連の改革を打ち出しました。改革は実際に現在進行中です。改革では、あらゆる受入構想の鍵となる主要目的ないしは基点として、雇用が重視されてい

ます。そこで、問題は、スウェーデンは新政策に移行しつつあるのかということです。おそらく、そのように言うのは強すぎるでしょう。いまスウェーデンが経験しているのは、おそらく、統合政策の一部として雇用政策が一層重視されるようになったということでしょう。いずれにせよ、統合政策と雇用政策がどんどん絡み合うようになってきているということは、確かにいえると思います。

スウェーデンの制度はどうなっているかを概観いただくために申し上げますと、国家レベルでは、当然、政府と議会があります。非常に重要なのが地方レベルで、中央から日々の生活レベルへのコミュニケーション効果向上のためのチャンネルとして、こんにち、非常に注目されています。地域レベルでは290の自治体があり、地元当局になっています。皆様がスウェーデンをよくご存知かはわかりませんが、スウェーデンの大きさからすると290というのはかなりたくさんです。このことは、自治体間には大きな差異があるということでもあります。自治体の1つはストックホルムで、面積は大きく、多数の市民を擁しています。その一方で、きわめて小さい自治体もあります。私が住んでいる自治体には、2万5千人の住人しかいません。このように自治体間の差は非常に大きいのですが、重要なのは、スウェーデンの自治体は非常に強固な伝統を有しているということです。任意団体や民間部門を犠牲にしてきた公共部門にかかわる強固な伝統については、後ほどお話しします。

スウェーデンを理解するためには、スウェーデンにはさまざまな動きがあることを知ることが重要です。その1つが官僚制内部における動きで、業務が中央から地方、地元へと移管されつつあります。いわゆる地方分権化です。その一方で、地方分権から中央集権への動きもあります。この背後にあるのは、意思決定は現場に近いところで行うようにし、国家は、政策文書などで目標を管理・設定することにより制御するという考え方で、これが中央集権化を促す要素の1つになっています。

ここで最も重要なのは、おそらく、基本的な体制でしょう。この15年から20年間、有効性や有効性の欠如について、公共部門内部、つまり中央政府や地方・県議会から自治体までの関係機関の間で大々的かつ激しく議論され、さまざまの部局や関係機関の間で役割に変化がありました。しかし、それはいつでも公的制度内で行われていました。NGOを登場させたり民間部門の統合への関与を大きくするという観点からの大きな変革は、スウェーデンではまだ、やったことも見たこともないのです。

さて、皆様方に私の経験をいくつかお話ししたいと思います。スウェーデン統合庁の視点から、スウェーデン統合庁がかかわった定性的な研究プログラムについて重点的にお話しします。統計についてはお話ししません。たくさんの統計がありますので、もしご関心があれば、後ほどご案内しましょう。知見を交換するにはこれが最も有益な方法だと思いますので、定性的な側面について重点的に述べます。研究プログラムは、分析と実践を車の両輪として進めるという戦略に基づいていました。実際、これが統合庁による最も重要な教訓の1つであると思います。調査における知識基盤と政策策定との間で効果的にコミュニケーションが行われることが、本当に死活的に重要です。この点が、こんにちのスウェーデンにおける問題の一つとなっています。先の総選挙後に統合庁が廃止されたため、実施中の施策を分析・評価する明確な制度が何もないのです。

では、調査や評価を通じて何が分かったでしょうか。統合庁は、調査やインタビュー特に、スウェーデンにおける主要な責任機関である自治体に対して行いました—にかかわりました。基本的に分かったことは、統合政策の目標と結果の間にはギャップがあるということでした。たとえば、自治体や性別は説明因子として非常に重要であるようであることがわかりました。平等は主要目標の1つですが、まだ結果というより目標であるにとどまっていることは明らかです。もちろん、これは大問題です。また、移民1人ひとりについての結果は、實際上、どこで受入プログラムに参加したかによります。自治体により非常に違った結果になるのです。男性の半数、女性の3分の1だけが受入プログラム期間中に労働市場と接点があったことがわかりました。また、公共部門に主な責任がある制度についても論点の1つです。というのは、こうした公共部門は、実際のところ往々にして、民間部門内部への人脈がかなり希薄であるからです。このことは、実際、統合プログラムが孤立化する要因になります。このことは、スウェーデンの例から学ぶべき非常に重要な教訓であると思います。雇用事務所やその他の関係者—基本的にはNGO、民間企業や民間雇用者ということ—との協力関係がほとんどありません。受入プログラム参加者の中で、自分が参加したプログラムがどうであったかを評価してもらった人は、参加者の半数もいませんし、自治体間の協力もほとんどありません。これは制度内での孤立といったことであって、責任という観点から見ると、公共部門の関係機関の1つ1つが孤立しています。

ケースワーカーたちに、彼らをもっと役に立つようになるには何が必要かを聞いてみました。彼らは、十分な資金、民間部門への人脈やチャンネルの強化、明確な指示と任務、実践的訓練へのアクセスなどを必要としていました。さらにすべての関係者間で共有されるアプローチも必要としていました。共有アプローチは、もちろん、協力のための基本的な前提条件です。実際に起こっていることは、公共部門のさまざまな部署や担い手たちがさまざまな目標を掲げているということではなく、それぞれの役割についてさまざまな解釈をしているということであり、これが、効果が上がらない原因になっています。地元政治家からの支援や手腕も必要としています。オランダについての話で聞いたように、国家、地方、そして地元レベルにおいて政治家からの支援を得ることが重要なのです。

スウェーデンの受入プログラムは2年間ですが、その期間終了時に難民の声を聞いてみると、多くの人たちが阻害され、方向性を見失ったと感じたことや、しばしば、あるいは、スウェーデン生まれの人たちより頻繁に健康障害を生じたこと、さらに社会参加や自立を求めていることもわかりました。ケースワーカーと話してみると、その結果は彼らの経験次第でした。難民たちが社会参加の実感を持てなかったり孤立しがちであるということは、明らかに、いまの、あるいは、従前からのスウェーデンの問題の一つです。その一方で、難民たちがケースワーカーに依存していると感じていることも多々あります。こうした事実は、公共部門が関係機関で責任者であるというスウェーデンの受入制度はかなり孤立しがちであることを物語っています。難民たちの多くが得た唯一の社会的人間関係は、ケースワーカー、ソーシャルワーカー、あるいは言葉を教えてくれた先生だけでした。それ以上の人間関係を得るのはとても難しかったのです。労働市場における差別という回答も数多く返ってきました。

では、何をすべきでしょうか。先ほど申し上げたように、いまの新政権は一連の広範な改

革に着手しています。将来取り組むべきことの1つは、スウェーデンで労働移民を増やすよう努めることでしょう。それが新政権の重点目標の1つです。受入プログラムにおける関係機関の数を増やすよう努めることは、確かに、スウェーデンとして実現できるようにならないといけないことです。昨日、ヤマハ発動機「IMカンパニー」を訪問した際、私は非常に感激し、日本語教室のプログラムから学びました。これは、民間部門が自身の利益や業務計画に基づいて統合問題にかかわれるということの非常によい例です。

スウェーデンでは、労働市場内の障害を取り除き、迅速に雇用される可能性を高めようとしています。また言語訓練の質の向上も図っています。スウェーデンには、長い間、こうした問題がありました。効果が上がらないのも、自治体が孤立していることによると思います。自治体は言語訓練の責任者です。たとえ非常に有能な先生がいたとしても、そうした先生には雇用やより高いレベルの教育などの次の段階の人たちとの十分な人脈がありません。難民の統合や社会参加の推進において取り組むべき課題の1つは、どのようにして難民自身をいま以上に積極的に受入プログラムにかかわらせるかということで、それは、受入プログラムの対象としてばかりでなく行為主体としても、ということです。

スウェーデンでは、移住と統合ということはいまも非常に重要、かつ、相互に絡み合った概念であると思います。多様性というのは、基本的にはよいものであると考えられています。スウェーデンでは、オランダや隣国デンマークであったような劇的な議論や討論はありませんでした。スウェーデンには過度に単純化された視点や一面的な視点を推奨するような過激な右派ポピュリスト政党がありませんから、スウェーデンにおける移住と統合についての議論は、他の多くのヨーロッパ諸国と比較すると、相対的にバランスがとれています。先ほどお話しました評価結果から分かることは、受入・統合のためのさまざまな目標に関してのスウェーデンの多様性アプローチには、明らかに、興味深い挑戦や取り組むべき課題が山積みだということです。しかし、先ほど確かに申しましたとおり、それが、将来に向けて本当に持続可能な唯一の道筋であると考えます。

**山脇：**

ドールさん、どうもありがとうございました。スウェーデンの場合には、1975年から統合政策が始まったということで、オランダよりもさらに長い歴史があることがわかりました。その後、特に90年代に統合政策の見直しが行われたけれど、ごく最近、2006年の選挙のときには、いままでのスウェーデンの統合政策が失敗であったというラディカルな意見もでて、そして政権交代が行われたということで、スウェーデンの移民政策も過渡期にあるようです。ちなみに、ドールさんは1997年に設置された統合庁の職員をされていましたが、この統合庁が政権交代によって廃止された結果、現在の移住庁に移られたと伺っています。いろいろ興味深い話がありました。続きのパネルディスカッションで論点を掘りさげていきたいと思えます。

それでは3番目のスピーカーとして、青山学院大学の手塚先生から、日本の取り組みを中心にお話をいただきたいと思えます。

## 報告

手塚和彰  
青山学院大学法学部教授

私の役割としましては、ただいま、オランダやスウェーデンの話がありましたが、その話を受けながら日本の現状をお話しするお話しし、そしてこれらのEUなどの経験を踏まえた、日本の今後の課題を提起させていただきたいと思います。EU諸国の外国人の移民の受入につきましても、これも非常に長い歴史と、それからある意味では、試行錯誤や揺れがあったということが、いまの話でおわかりいただけると思います。

第1に、EU諸国におきましては、移民受入に関するいくつかの条約や指令がありますが、それにも関わらず、かなり相違があるということは否定できないと思います。それから、第2にはっきり申しあげたいことは、日本のこの20年間の外国人の受入政策につきましても、実は基本的な理念、コンセプトがあったわけではなくて、それを欠いたまま現状に対応するような方策をとってきたのです。この点では、最初に石井先生が、「日本の場合、問題を先送りしているのではないか」とおっしゃられました、そのとおりだと思います。それから第3には、日本もオランダもスウェーデンも、世界の国々は現在のグローバリゼーションの中で、いままでの国民国家や国民経済という枠だけでなく、資本、モノ、技術、情報といったものと同時に、ヒトについての壁も取り払わなければいけないということです。現在のこのグローバリゼーションを寄せつけずに、ヒトについての国境の壁を高くし、民族、人種、宗教、文化の多様性を否定するということが、上手くいくようなことがあってはならないわけでありまして、それは国の繁栄にはつながらないということでありまして、このことを最初に申し上げて、私の報告に移りたいと思います。

第1に、現在日本で働いている外国人の方、外国からいらっしゃって働いている方というのは、約100万人弱、92万人と推定されます。とりわけ、午後の第2セッションで議論をいただきますように、日本の場合には、1990年の入管法の改正後、日系のブラジル・ペルーの人々が、日本に働きに来られました。その家族あるいは子どもたちが本国においでですが、そういう方たちがたくさん日本に住むようになりました。

この人たちにつきまして、いままでは一時的に日本に出稼ぎに来て、2、3年働いたら帰ってくれるという、そういう存在であると思っていたわけです。1990年の入管法の改正に、政府の委員として私も関与いたしましたが、当時、そのことを疑わなかった方が多かつたし、私どもも現実にそのように考えていたわけでありまして。ところが実際には、在留はだんだん長くなり、家族を呼び寄せ—この家族の統合権というのは、基本的人権ですから—、その結果、多くの家族が日本に住んでいるということで、この人々は一時的な出稼ぎの労働者ではなくて、日本が戦後初めて受け入れた移民であったということがいえると思います。EUのオランダやドイツなど先進諸国と同様、日本は最近まで移民受入国ではなく、一時的に外国人労働者を受け入れているだけであると、外国人労働者の受入政策もそのような前提で行われてきました。しかし、このことが基本的に、先ほど最初に申し上げましたように、政策の

遅れ、あるいは、なし崩し的な—今日も石川知事もおっしゃいましたけれど—後追いしかできなかつたということでありまして、私どもは日本自体を人に開かれた、石井先生の言葉を使わせていただければ、「客人」から「隣人」へという、そういう統合策を打ち出さなければいけない、そういう段階に来ていると思います。

しかし、最近いくつかの議論が出ており、誤った、錯覚を生むような議論が出てきていることも間違いありません。その1つは—一時、経団連がそういうことを言って、私どもも大いに抗議をし、あるいは批判をして、いまはそうは考えてはいないようではありますが—、要するに、「一定期間を前提に働いて、帰国をしていただく」という一時的な労働力として、ドイツやオランダなどが行った外国人労働者の受け入れと同じように考えていこうという考え方がまた出ております。典型的には、ドイツでは、3年間のローテーションで考えていましたけれど、実際はローテーションしないで、帰らなかつた。それから、先ほどドーマルニクさんがおっしゃっていましたが、オランダはそれをしなかつたのですが、80年代のオイルショックの後、ドイツは景気が悪くなったときに、ドイツに来ていたトルコ人などを帰そうとする帰国促進策をとりました。これも、うまくいきませんでした。

日本でそのような考え方をとることはできない。日本の場合は、門戸が解放されて受け入れられ、日本に在留して日本で働き、家族とともに生活し、子どもが教育を受けている人びとについては—これは本人の選択でありますから、帰国する道というのももちろんあります。それも否定しませんが—、日本でずっと働いて、長期滞在し、定住し、永住していく、ということになるのではないかと。とりわけ、その1つの例として、日系人の方は最近、定住権をもちながら日本に来ているのですが、その後、永住権を取る方が非常に増えてきているということでもあります。

もう1つの論点として、少子高齢化あるいは人口減少社会で、マンパワーが不足するのではないかとこの予測があります。これにつきましても、私どもはそれほど悲観的ではありません。女性がもっと社会に出る、高齢者ももっと働く、そして若い人たちが労働市場のいわゆるミスマッチという現象でしかるべき仕事に就けないという、そういう状況—ニートという言葉が流行っておりますが—を克服する中で、外国の方も日本で働く上で平等な世界を早急に作り出さなければ、日本は周辺の中国などの国にも負けるという、そういうことになっていくのではないかと思います。

今日の教訓ですが、スウェーデンは多文化主義を取りながら、いろいろな人々を受け入れてきたわけですが—スウェーデンというのは、私どもは代表的な福祉国家として、高福祉・高負担の国家として、研究の対象にしておりますけれど—、外国から来た人々も、スウェーデン在来の人々も、その高負担をともに負担するという、そういう考え方です。いわゆる福祉国家に向けて、一緒にそれを担っていかなければならないということなのです。先ほど、ドールさんもおっしゃいましたが、やむにやまれぬ理由があるわけですが、福祉国家を維持するために理由があるということをおっしゃいましたが、そのことでもあります。

日本の高齢社会は、おそらく2030年前後になると、もっと大変なことになりまして、これを若い世代で維持できないということになる。それ以前に、それなりの手だてをしていくこ

とに、覚悟をしなければいけない。それは、日本人だけではない、外国から来られた人々と一緒に、日本の中でできるさまざまな生産活動をしなければいけないのではないかということでもあります。

このような多様な社会を日本の中で認めていくということについて、日本人は第二次大戦の前後 50 年ぐらひは、旧植民地の人びとに対して極端な同化主義を取ってまいりました。しかしながら、こんにちでは平等な権利を取得した人たちを尊重していくことが必要でありまして、必ずしも国籍を与えて同化するという方向をとらないということ、日本は宣言する必要があるということでもあります。

このような流れの中で、私たちはこのシンポジウムで 1 つの経験を得ました。ドイツの連邦議員を 15 年、うち 10 年にわたり連邦議会の議長をされて、その後、外国人問題に関する政府委員会の委員長をされた、リタ・ジュースムートさんという方が一昨年、シンポジウムに参加されました。そのときに、いみじくも 1 つおっしゃっていたのは、「日本は、ドイツさらに、オランダもそうでしょうし、スウェーデンもそうでしょうーより、約 10 年間遅れて外国人の受入政策を開始した。ドイツなどの経験を大いに活かして、異文化をもつ外国人の統合策をとっていくことが必要ではないだろうか」という励ましの言葉でした。その点で、先ほど来、強調しておりますように、1990 年の入管法改正以降に日本に来た外国人の方々については—実際にお帰りになるかどうかというのは、本人の決定であります—、日本に住んで、家族を形成して、子どもを教育し、あるいは子どもたちが学校に行き、やがて仕事を見つけ、第 2、第 3 世代が住んでいくということまで想定し、つまり外国人の子どもの教育、外国人の雇用、外国人の住宅、外国人の社会保障、そしてさらには登録についてのきちんとした連携をしながら、優秀な外国人を受け入れていくということが必要であろうということをお願いしたいと思います。

その点で、1 つ気がかりな点があるので、最後に申し上げたいと思いますが、最近の傾向としまして、日本に住んで働く外国人が増えれば増えるほど、その受入をめぐる議論の中で外国人との共生とか、多文化共生という言葉が使われるようになりました。これはゴールとしては、非常にきれいな言葉であります。実は英語として訳したときには非常に不可解な言葉であります。co-existence という言葉がありますが、ニュアンスとして、そうやって両方が別々にいていいんですか、バラバラでいていいんですか、という話になりかねないのです。この点で、やはりお互いの文化あるいは成り立ちの違いを尊重しながら、異質性を尊重するということが第 1 の点です。

第 2 の点は、人権あるいは真なる平等をつくっていくことを到達点として、日本に住む人々が共通の方向を目指すことができるならば、日本の 21 世紀の発展につながっていくだろうということです。外国人を受け入れ、外国人と共生するということは、ゴールとして、そのための施策が、国や自治体、企業、労働組合、宗教団体、コミュニティ、それからさまざまな NGO などの市民団体、そしてさらに「隣人」としての個人にいたるまで、認識されなければいけないと思います。

そして、経済界がどのように対応されるかということは、大きな問題でありまして、この

点は、このシンポジウムを過去3回繰り返すなかで、すでに明らかになっておりますが、企業は外国人の方たちを雇って利益を上げているわけであります。事実、昨日拝見させていただきましたヤマハ発動機「IMカンパニー」では、もう10数年間、日本にいる日系の方が、ものすごく高度な技能をもった基幹労働者として働いている。そういう担い手になっているわけでありまして、こういう人々を維持するということ、それと同時に、その周辺の家族や、実際にはミスマッチもありますので失業したり、いろいろ苦しい生活をしたりしている方たちを維持しなくてはならないわけです。この意味で、日本の場合、企業の大きいなる受益者負担が必要ではなからうかということ、日本経団連のペーパーでも、ようやくそのことが一本日午後、話があるかもしれませんが一述べられるようになりました。代表的には、トヨタが世界企業になり、世界一の企業になりつつある。そういう中で、その企業の株主と従業員だけが利益を得ればよいということではなくて、地域や国の全体が利益を得られるような、そういう企業の社会的責任ということが問われているのではないかと考えております。

このような問題を提起しながら、すでに日本にいる在留外国人の権利の平等、あるいは働く者の実質的な平等、そして社会保障や教育、さらには、文化の違いを維持しつつこの人々が日本国内で定住し永住していけるような基盤をつくることを、外務省は2004年の海外交流審議会の報告で論じ、それ以降、さまざまな政府関係の報告になって生きてまいりました。ようやく日本の多文化、多民族、多国籍化という流れのなかで、統合策ということが、この数年間で緒についた—具体的に緒についたといいますか、第1ステップから第2ステップに一步を踏み出した—ということであります。この点、本日のさらなる議論の中で、皆様と議論をしていきたいということであります。日本に来ていて外国人で働いている方は、一時的な労働力として、必要な労働力だけを持ってきた人ではないということ、もう1990年代の最初から主張してきたことではあります、そのことがこんにち、ようやく、きちんとそれぞれの自治体、企業、あるいはいろいろなコミュニティの中で活かされるようになってきた。その具体的な議論が、午後の第2部で行われるでしょうが、そのことを含めて日本での統合策が、ようやく緒についたということ、欧米諸国との比較を若干踏まえながら述べさせていただきます。私のペーパーで補足していただきたいと思います、私の報告とさせていただきます。

**山脇：**

手塚先生からは、オランダあるいはスウェーデンの政策と比べて、日本の外国人の受入政策に理念が欠けているという、非常に強いご批判があったかと思います。そして、現在グローバル化の進んでいく世界の中で、それを拒否して、民族、人種、宗教、文化の多様性を否定しては、日本にとっての繁栄はありえないというご指摘もありました。そういった点から、日本も多文化・多民族社会になることを正面から受け入れ、認め、そして統合政策を構築していかなければならないというご意見であったかと思います。さらに最後には、こうした多民族社会を築いていく上での企業の責任の大きさにも触れていらっしゃいました。

それでは、5分間の休憩をはさみまして、パネルディスカッションに移らせていただきたいと思います。

## パネル討論および質疑応答

### 山脇：

それでは、ただいまから、第1セッション後半のパネルディスカッションに入りたいと思います。5人のパネリストをお迎えしています。まず、先ほどご報告をいただいた、ドールさん、ドーマルニクさん、それから手塚先生にご参加いただきます。そして新たに、京都大学の澤先生、それから朝日新聞論説委員の脇阪さんにもご参加いただきまして、前半の講演内容を受けて、多文化主義政策への評価や反省なども踏まえた上で、これからの移民の統合政策に関して議論を進めていきたいと思います。

それでは、はじめに澤先生から10分弱でのコメントをいただきたいと思います。

### 大澤：

まず、オランダとスウェーデンの2つの例を教えてくださいました。非常に錯綜していたので難しかったと思うのですが、私としては、ちょっと単純化していうと、オランダとスウェーデンは対照的、逆方向を向いたタイプの多文化主義政策を取っていたというふうに思っています。

どうということかと申しますと、オランダの場合はもともと、さまざまな民族とか宗教・宗派を分離して、その上で共存を図るという方法を取っていたのです。たとえば、それぞれの宗派ごとに学校をつくったり、放送局をつくったりすることを許すわけです。そして、分離した上で互いに干渉しないことで、共存を図るという方法を、もともとは取っていたのです。それが最近になって、むしろ統合したり同化したりするという方向に向かった。分離から統合へという方向へ向かっているわけです。それに対して、スウェーデンの場合は、どちらかというとは逆なのです。もともと、宗教や文化の違いを超えて、あるいはそれを無視して、みんな同じ人間だということを前提にして権利やチャンスを与える、そういう方法からスタートしたわけです。みんな同じだということから始まった。最近では、むしろ宗教や民族の違いに敏感になってきているわけです。したがって、分離から同化へ向かったオランダと、逆に、どちらかというとは皆同じということから始まって分離に向かったスウェーデン、という形で非常に対照的なアプローチだったわけです。いずれにしても、今日うかがった話だと、オランダもスウェーデンもいろいろ大きな問題を抱えてきています。

細かいことについては、今日すでに報告されているので、私はこういうことを申し上げたいのです。つまり、もともと多文化主義政策というアイディアのなかに、実は非常に難しい問題が含まれていて、その問題の2つの現われとして、スウェーデンの例とオランダの例を考えることができるのではないかと思います。

どうということかと申しますと、多文化主義というのは、いくつかの前提があるのです。多文化主義が行われるには、少なくとも2つ前提があります。1つは、まず普遍的な価値などはどこにもないのだ、というのが前提です。どこかに普遍的な価値があれば、それにみんな同化すればいいわけです。それがなければ多文化主義になるわけです。それが第1点です。

もう1つは、それぞれの個人は、文化的背景から容易に抜け出すことができない、自分たちが身につけてしまった、たとえば言語などのさまざまな文化からは簡単には抜け出せない、一回身につけてしまえば、それは一生を既定するということです。このことが、2つの前提になっているのです。

が、この2つに加えて、実はもう1つの暗黙の、あるいははっきり言われぬ前提があるのです。これがポイントです。どういうことかということ、多文化主義というのは、さまざまな文化や宗教が平和に共存できるということを前提に考えていくのです。それはいいことです。しかし、平和に共存できるということはどういうことかということ、さまざまな文化を超えて、それぞれが共通に共有している普遍性が実はあるということを前提にしているのです。わかりますか。さまざまな文化が、矛盾することなく共存できるのは、実は暗黙の内に普遍的な価値がどこかにあるということを前提にしているのです。そうしますと、多文化主義というのは、一方では普遍的なものがないと断言しながら、他方では普遍的なものがあるという暗黙の前提を持っている。こういう矛盾をかかえているのです。そのために、政策がぶれていくわけです。

先ほど言ったように、もともと普遍的な価値などないのだということを前提に考えていくと、したがってどうすればいいかということになると、葛藤を避けるには、みんな別々に暮らすのが一番安全だということになっていくのです。そうすると多文化主義は、やや分離主義に近づいていってしまうわけです。他方、実は暗黙のうちに普遍的な価値を前提にしているのだということに趣をおけば、多文化主義は実は、同化主義に近づいていくのです。もともとオランダは、分離ということに重点を置いた。つまり、普遍的な価値などなくて、みんなが共存すればいいのだという政策にポイントがあったのです。それに対して、スウェーデンの場合は、実は暗黙のうちに普遍的な価値があって、みんなでそれに同化すればいいのだというところからスタートしたわけです。だから、オランダの例とスウェーデンの例は、多文化主義の中にある2つの部分をそれぞれ代表しているのではないかと、そういうふうを考えていくわけです。

結局、多文化主義というのは、同化主義に近づいていくのです。結論的には、分離主義というわけにはいかないですから。でも同化というのは、結局、特定の文化に同化することですから、その文化を初めから身につけている人は有利だし、後から身につける人は不利になるのです。だから、多文化主義では、どうしても格差や差別からなかなか抜け出せないということになるわけです。これが今日、言っておきたいことの第1点です。

それからもう1つ、今度は日本の話をしておきたいと思うのです。今日、手塚先生から日本について、ずいぶんお話がありましたけれども、我々は日本で移民や外国人を受け入れるに際して、まず我々の外国人とか異文化とかの受容の伝統がどういうものであったかということに、自覚的になる必要があると思うのです。そのことに関して、私は2つことを言っておきたいと思うのです。1つは、日本はさまざまな文化を確かに受け入れてきて、日本はハイブリッドといいますか、雑種の文化だというふうに言われています。いろいろな文化を受け入れてきたのですが、私の考えでは、実はその受入に一つのパターンがあるのです。それを私は、ちょっと変な言い方ですけど、「拒絶的受容」、英語でいうと「Rejective

Acceptance」と呼んでいるのです。「拒絶的受容」とはどういうことかということ、完全には納得しないけれども、とりあえず受け入れるとか、完全には内面化していないけれども、受け入れるということです。

一番よくわかるのは、皆さんもよく知っている漢字かな混じり文です。皆さんご存知のように、日本語には漢字とかなという2つの種類の文字があります。僕らはそれを使い分けています。どう使い分けているのか。かなで書く字は日本語、日本のオリジナルな言葉、大和言葉です。漢字で書く言葉は何かというと、もともと外来語です。とりわけ中国からやってきた言葉なのです。我々はそれを無意識のうちに、見事に使い分けているのです。そうするとどうなるかということ、中国からやってきた外来語は永遠に漢字で書かれるわけです。ということは、何百年経っても、これは中国から来た外来語だと、見ただけでわかるのです。つまり、いつまで経っても帰化しないのです、その言葉が。日本語の中に溶けこまないわけです。加えて、考えてみると、漢字で使うような言葉というのは、何か抽象的で、なんとなく堅すぎて、日常で使いにくいなという感じが僕らはあるじゃありませんか。たとえば、「ことば」といえば、なんとなく柔らかいけど、「言語」というと、なんか堅い学問みたいだぞ、という感じを受けます。つまり僕らは、これはまさに漢字で書く言葉を、私の言葉で言えば拒絶的に受容しているわけです。一応、受け入れてはいるけれども、石井先生の言葉を使えば、「客人」としては受け入れる、けれども「隣人」ではないぞ、ということをやっているのです。このパターンを、我々はずっと続けてきたのです。西洋化についても同じことが続いているのです。ですから、とにかく我々がこういうパターンで文化を受け入れていたということを実感しておく必要があります。これが第1点です。

もう1つ、日本人の行動様式として、皆さんに自覚しておいてほしいものがあるのです。これはどういうことかということ、日本人の行動様式の非常に顕著な特徴は、一緒にいる人たちの間に対立をつくらない、葛藤をつくらないということなのです。できるだけ葛藤を避けたいという、ものすごく強い傾向が僕らのなかにあるのです。そのことによって、いわばジャパニーズ・デモクラシー、日本型の民主主義というのがあるのです。日本型の民主主義というのは、基本的には、みんなで決めることは全員一致にしようと。意見の対立はつくらない、あるいは仮に意見の対立があったとしても、少なくとも反対された人も体面を失わないように、結論を出そうというのが、日本型の民主主義です。基本的には、全員一致が一番望ましい。できるだけ全員一致を目指すということです。そのためによく使われるのが、根回しという方法です。根回しというのはご存じのように、正式な討論とか、正式な投票の前にインフォーマルなやり方で対立する陣営のそれぞれから妥協を引き出して、全員が満足する結論をあらかじめ作っておくのです。しかも、これは絶対にインフォーマル、見えない形でやらなければいけないのです。で、正式な会が始まったときには、みんなで拍手で讃えて一致しなければいけないわけです。こうすると、表向きはまったく対立がなかったぞということになるわけです。これが、日本人の葛藤の処理の仕方なのです。こうやってぼくらは、葛藤を非常に嫌うのです。

こういう日本人の行動の特質というのは、一見、多文化主義にとっては好都合で有利なものにみえます。なぜかということ、多文化主義というのは、異なる民族、異なる集団、異なる宗教が共存して、普通だったら葛藤になるわけです。その葛藤を除去するための技術を、日

本は長い伝統の中で培ってきたわけだから、一見、多文化主義に有利に見えるのですが、実はこれが日本にとっての障害になっているのだということを言っておきたいのです。

この日本人の葛藤処理のための技術がうまくいくためには、一つだけ前提があるのです。みんな誰もが譲歩したり、妥協したりする用意があるということが必要なのです。みんながそうだったら、うまくいくのです。ところが、おれは絶対自分の原理を守るという人が一人でもいると、そういう奴は許せないという気分になるのです。日本人から見ると、外国人というのはそういうふうに見えるのです。しかし、それは当たり前のことなのです。だけれども、日本的な葛藤処理様式に僕らは慣れているものですから、そういうやり方に対して、ものすごく嫌悪感を持ってしまうのです。ですから、それが我々の異文化の受容の大きな障害になっているということを自覚してほしいということが言っておきたいことです。

### **山脇：**

では、もう1人、朝日新聞の脇阪さんからコメントをお願いいたします。

### **脇阪：**

私も2001年から2004年まで3年半ほど、ベルギーのブリュッセルというところにおりまして、隣の国であるオランダ、さらにはスウェーデンのことを非常に興味深く見ておりました。先ほどちょっと紹介がありましたように、移民排斥の声がヨーロッパ中であり、オランダのある右派の政治家が暗殺されました。さらに、その翌年には、有名なゴッホの遠縁にあたる映画監督も暗殺されました。オランダというのは、自由と寛容の国として、日本でも知られてきたわけですが、こうして大きく転換したのです。直接関係ありませんが、その翌年2005年には、欧州憲法というEU統合の基本法も国民投票で拒否をしました。オランダという国は、いま非常な変化の最中にあるという印象を持っております。したがって、大澤先生の分析にありましたように、オランダとスウェーデンには違いもあるのですが、背景にある共通点もある。ヨーロッパで政治的に、移民の排斥あるいは警戒感というものが、非常に出てきたというのは、指摘しておきたいと思います。

その上で、「外来移住者」というのは、はじめて聞くコンセプトなのですが、日本でも便利ではないかと思いました。外国人登録者の数とか、いま日本でも言いますけれど、私が取材した学校でも、外国籍の子どもプラス国際結婚した親御さんの子ども、さらに日系人の皆さんでいうと2世、3世ということで、いわゆる外国にルーツを持つ人を、やはり全体として考えなければ教育は成り立たないと思うのですが、そういう統計は、日本では見たことがない。学校ごとに、そういう統計はあると思うのですが、都市全体で、静岡県あるいは日本全体として、こういう考え方をもって対策を考えるべきではないかと思いました。

その上で質問ですが、一つは600時間の義務教育というか、600時間オランダ語とかオランダの社会の習慣とかを勉強するということは、これはむしろ日本から見ると、1つの大きなモデルだと思うのですが、これはいつからか。最近では、それは国の負担ではなくて、民間というか受益者への負担になったわけですね。このあたりはちょっとギョツとしたのですが、この背景は何でしょうか。政府の役割、地方自治体の役割というのを考えていかなければいけないときに、それを放棄したかのような印象を持ちましたが、いったい何が起きたの

でしょうか。もう1つは、これは抽象的な議論ですが、いまも大澤先生からありましたけれど、多文化主義から一気に同化主義へと転換しているというふうに聞こえたのですが、そういう自己認識をオランダの人もお持ちなのか。我々は、オランダやスウェーデンは多文化主義の国で、かたやフランスなどは、同化主義の国というふうに、一応、分類して考えているのですが、要は今日のテーマである社会統合に失敗しているのです。同化主義であれ、多文化主義であれ、社会統合に失敗してきたことをふまえて、いま政策の転換が起きているということは、知っておく必要があると思いました。

さて、スウェーデンの方ですが、これも非常に示唆に富む発言が多かったのですが、ここでも日本とスウェーデンとの違いを、頭に置いておかなければいけません。スウェーデンはご紹介にありましたように、難民や庇護申請者が大半だということでありまして、この人道的な考え方というのは、私たちはもっと学ばなければいけないと思いました。日本の議論の前提というのは、日本がこれから高齢化をして、どうやって支えていくのか、あるいは経済的な労働力不足をどうやって解消するのかということで、そういう我々の問題からすると、いまのスウェーデンはちょっと先を行っております。統合政策を導入したのも、スウェーデンもオランダもともに70、80年代ということで、我々の日本の位置というのは、だいたい20年ぐらい遅れているということを考えました。

質問なのですが、1つは個人が積極的に参加する、集団ではなくて個人を主体において社会統合の主体と考えていくという、そこなのです。ちょっと分りにくかったのですが、たぶん日系ブラジル人の方もそうですし、どこの外国人の方もそうですが、コミュニティというのがあって、たとえば、ブラジル語のメディアというのは、ものすごく日本のなかでも発達して、彼らの間でいろいろな情報が流通しています。その中で相互に、こういう状況だよとか、こういうふうに目標をがんばってやろうとか、ということが起きてくるわけで、ある集団、そのコミュニティ、民族集団を大事にすることで、いろいろな政策ができていく、あるいは彼らの中の安心感なり、安定ができていくということが、普通の考え方かなと思うのですが、個人化することによる有効性というか、これはいまだどう判断になっているのか。さっき甘えを生んでいるという指摘もちょっとあったので、それかなと一瞬思いましたが、そこをもう1回お聞きしたい。それから、雇用政策中心の政策にいまなっているというお話でしたが、では、雇用、つまり失業率あるいは職業訓練ということが、新政権ではどうなっているのかということに関心がありました。

私の考えでは、やはり日本はこれから社会統合を、共存する、共に生きるという時代を真剣に考えなければいけません。そのときに、今日の基調講演でありました石井先生の言葉で言うと、やはり同化主義ではダメです。たとえがおもしろかったのですが、相撲タイプはダメです。私が提案したいのは、静岡県に敬意を表して、これはサッカーでいくべきではないか。相撲のような個別ルールではなくて、世界普遍のルールでやっていく。静岡には、2つサッカーチームがあるそうですが、そこには当然、外国のプレイヤーもいる。そのプレイヤーというのは、同じルールでやっていって、個性も発揮するということだと思います。

ついでに言葉の問題にも触れておきたいのですが、もちろん日本語の教育も必要だと思うし、日本政府、各自治体、NPOの方にも頑張っていただきたいですし、予算も付けないと

いけません。しかし一方で、多言語というか、そのコミュニティの言葉というの、優先度は低くなるかもしれませんが、大事にしなければいけません。これも静岡県の抱える問題だと思うのですが、これが一番必要なのは地震ですよね。地震が起きたらどうするかというときに、みんなオロオロしてしまう。とりわけ何が起きたかわからないというときに、多言語情報というのは必要なわけで、これは神戸の震災の後、あそこで経験したことが、いま全国の自治体に広がって、そういうときに備えて多言語情報サービスを完備しているということをご存知の方も多いと思います。これは非常時ですが、日常時であっても、どこにスーパーがあるとか、どこでこういうサービスをやっているか、そういう多言語サービスがあってはじめて、社会統合もうまくいくのです。

大澤先生のコメントに1つコメントをしますと、「拒絶的受容」というのは非常に面白い言葉だと思うのですが、拒絶される方からすると、完全には拒絶されていないわけです。受容されているわけですよ、拒絶されつつも。その余地は結構大きい。さっき言った相撲というのは、完全に同化しなければいけないですから、余地は少ないのですが、その他のスポーツ、これは例えですが、サッカーにしろ、野球にしろ、外国から来た方の自由が発揮できる余地が大きいという社会を自分たちは持っているわけですから、もっと自信を持っていいと思います。

#### 山脇：

大澤先生からは、まず、多文化主義そのものの考察からの話がありました。多文化主義に内在的な矛盾があるのではないかと。結局、分離主義、あるいはそこを超えての同化主義につながっていったのではないかと。もし、そういった同化主義につながっていくとすれば、後から同化する人が不利になることによって、格差の問題、あるいは差別の問題というのは常に残っていくのではないかと、多文化主義に関する批判的な観点からのご意見であったかと思えます。そしてまた、日本に関しましては、「拒絶的受容」や葛藤除去は、日本社会ならではのあり方で、そのことにまず自覚的になることから始めなくてはいけないのではないかとご指摘であったかと思えます。

続いて、脇坂さんからは、オランダ、スウェーデンあるいはヨーロッパに共通する状況として、いま政治的には、移民に対するかなり排斥的な感覚、あるいはそういった傾向があるという背景のご指摘がありました。その上で、日本の場合には外国人登録者という統計をもっぱら使っていますけれども、オランダでは、外国にルーツがある、あるいは移民の背景を持った人たちの統計を使っているということで、日本もこれからは、そういった統計を整理する必要もあるのではないかとご指摘がありました。そしてオランダが、これまで600時間の統合プログラム、オランダ語教育とオランダ社会に関する教育を政府が行ってきたが、最近になって、プログラムの費用を移民自身が負担するようになった、その背景を知りたいというご質問がありました。また、同化主義の方向に向かっているという認識が、オランダ社会の中でも共有されているのか、という質問もありました。

スウェーデンに関しては、スウェーデンの中の移民コミュニティの役割はどうなっているのか、というご質問。それから、新政権が雇用政策を強調しているということで、具体的にはどのような政策で移民の雇用を改善しようとしているのか、というご質問です。それから、

最後に、相撲型よりはサッカー型を目指したほうがいいのではないかと問題提起と、多言語サービスも必要ではないか、というご発言がありました。

それでは、こうしたコメントに関しまして、ドールさんから順番に、お答えをいただきたいと思います。

#### **ドール：**

ご質問に回答いたしますと、まず個人化に力点をおくにあたっては、難民の役割というもののかかなり踏まえていると思います。受入プログラムの個人化ということが基本的民族集団としてのアイデンティティということと対立するとは考えません。個人化を強調しますのは、従前の受入プログラムを評価してみて効果がないということが分かったからです。受入プログラムは1970年から開始されましたが、最初の10年間は難民受入れということとかなり関係がありました。個人化の根底には、我々が行ったかなりシンプルな分析があります。考えを有効なものとするためには、一人一人が積極的にプログラムに参加することが必要なのです。ですから、私としては、個人化というのは、難民の果たすべき役割ととても関係が深いと考えています。

もう1つ、新政権は何を確立しようとしているのかについてのご質問にお答えしなければなりません。先ほどの報告で申し上げましたように、社会民主主義政権とその政権の統合についての見解について、長年にわたる議論や批判がありました。社会民主主義政権の力点は社会面での統合であったわけですが、いま起こっていることは雇用、すなわちスウェーデンの労働市場の中で富を得ることを目指すメカニズムに非常に大きな力点が置かれているということです。統合をもっと成功させるには、ということについてですが、新政権が移民の自立可能性を最大化できたら、統合に関する問題も解決するだろうと思います。ですから、いまは、これからどうなるかを予測し、結果を待ちながら見守らなければならないということです。

#### **ドーマルニク：**

いまスウェーデンの方がおっしゃったことに続けると、移民・統合政策とその結果についての研究者としての私の全般的な結論は、常に、経済的統合、すなわち労働市場における統合が成功すれば、その他のこと、それが人種であろうと、文化であろうと、宗教であろうとも問題ではないということです。しかし、いずれにしても、ご質問に戻りましょう。質問の中心は、オランダは本当に新しいパラダイムへと移行したのかどうか、ということだろうと思います。

私としては、まだ完全に確信しているわけではありません。2002年から2006年まで、右派自由主義政党からの統合大臣でした。大臣は、統合と移民に関する責任を負い、移民に対して厳格に対処するという姿勢を示そうと非常に固く決意していました。興味深いのは、結局のところ、大臣が抱いていた数多くの野心的な計画が、憲法違反であるとかEUにおける取り決めに違反しているという理由で実現できなかったことです。結局、大臣が実現できたのは、家族結合のためにオランダに来ようとする移民に対する規制強化だけでした。そうした移民に対して、ビザ取得以前にまず、言語試験を受けなければならないという義務を課し

たのです。その他すべての移民に対しては、この制限は課せませんでしたし、これからも課されないでしょう。そうするには、ありとあらゆる制約がありますから。

ところで、もう1つお話ししなければなりません。先ほどの報告では、このことをお話しする時間がありませんでしたので。お話ししたいのは、この義務的な統合というのは、決して、繰り返しますが決して、労働移民のためではないということです。義務的な統合は、家族形成のために入国したい人たちと家族結合のために入国したい人たちだけに対してだけです。といいますのは、労働移民は自ずと統合されていくと想定されるからです。そうでなければ、オランダには労働移民に対する需要はないでしょう。統合されるのは当然のことと考えられているのです。こうして、私が最初に申し上げたことに戻るのですが、労働市場における統合が確保されれば、その他すべてのことは、多かれ少なかれ、これに続くのです。

現実のこととして、私には2年ほど前、ドイツ、フランス、オランダの統合政策を比較研究する機会がありました。フランスは同化政策を追求し、ドイツは排他的政策、そしてオランダは見たところ多文化政策をとっていたというわけで、いずれも非常に興味深い事例でした。しかし、これらの国におけるお金の動きを比較してみますと、どのような統合政策であれ、皆同じなのです。統合のために、お金を教育に投入しています。それから、労働市場の統合と再訓練のために使っているのです。おそらくフランスの場合には、少々、都市再開発プロジェクトの影に隠れているでしょうけれど。ですから、これらの国の間では味付けは違いますが、実際に行われていることはほとんど同じなのです。

#### **手塚：**

私は先ほど、日本の外国人の受け入れは遅れている、という印象的なことを申しあげたと思います。しかし実際には、むしろ逆に、起死回生が可能ではないかという具合に、最近思っています。日本に來られて、1980年代の後半からビジネスチャンスをつかんだ外国人の方が非常に多い。とくに数多くの東南アジアや南西アジアの方々が、日本をビジネスチャンスの場として日本に永住し始めていることを認めなければならないと思います。たとえば、中古車市場は日本を中心に、東南アジアからさらに先まで、最近ではもうシルクロードの先まで広がっている。数日前もNHKのテレビ番組にありましたが、トヨタのマークの付いているトラックー中古よりも、もっと古い車ですーが、走っています。このディーラーたちは、日本に來て日本の中で生活をしながら、そういうルートを作っていた人たちであります。その意味では、いわゆるシルクロードを行く日本の文化というか、文明の利器みたいなものだけではなくて、何か日本が生み出せるものがいくつかあるのではないかと。とりわけ、自動車のような機材だけではなくて、最近私どもが注目しているのはエコロジ的な分野です。日本はオランダのグリンピースなどから鯨の問題では批判されておりますけれど、環境をどうやって維持し、復元していくかということについては、先進国であります。ですから、そうしたノウハウを日本から中国、さらに、いわゆるシルクロードの国々に持っていくことを、アジアの人びとと一緒にできれば、これは大きな太いつながりになっていくであろうと思います。その点で、エコロジ的な観点の、私たちの国際的な人の交流というものを、外務省は考えなくてはならない時期に來ているーCO<sup>2</sup>の問題もありますけれど、それよりも重要な問題ではないかーと思います。

## 山脇：

先ほど、脇阪さんから、オランダの統合プログラムに関しての、ご質問があったかと思えます。休憩時間に会場の皆さんからいただいた質問が全部で 20 か 30 ぐらいは集まっていますが、その中でも、かなり多くの質問が言語教育に関して挙がっています。そこで、オランダで、以前は政府が負担して行っていたプログラムが、移民の自己負担に変わった理由、あるいはその背景について、ご紹介いただきたいと思います。それから、これも会場からの質問の中にあっただけですが、移民の母語の尊重あるいは維持に関して、特にスウェーデンは有名だと思うのですが、スウェーデンとオランダにおける移民の母語の尊重あるいは維持に関する取組の現状について、うかがいたいと思います。

## ドーマルニク：

最初の質問に答えることから始めましょう。国家は、600 時間の言語教育を提供していたのですが、財政支出は先の政府により基本的に廃止され、言語教育はすべて民営化されました。それはこういうことです。オランダに来る前には、ビザ取得のために言語試験を受けなければなりません。そして、オランダ到着から 5 年以内にもっと面倒な試験を受けなければなりません。この試験準備のために、以前は国により 600 時間が提供されていたのです。いまはどうしようと本人の自由ですから、訓練に多額の金をかけたければ、そうできます。本や CD を買ったければ、そうできます。国家は干渉しません。試験に合格しさえすればよいのです。在住当初の 5 年間で試験に合格できなければ、永住許可がもらえません。その場合、オランダ在住中は毎年、在住許可を更新しなければなりません。これは大きな誘因だと思います。こうして、人々は試験に合格しなければならなくなるのです。

とはいえ、この変化は、できるだけ自由化して、国家の介入は最小限にするという考え方からくるものであるというのが公式見解です。おそらく隠れた企図は、オランダに来て労働市場に参入できない人たちの生活を困難にするということでしょう。これについての労働大臣の発言は実にシンプルで、「向こうが来たがっているのだから、統合のためにどうするかは彼らが決めることであって、もはや国が関与することではない」というものでした。

2 点目については、報告の中で申しましたように、最初は学校教育の中で母国語を教えていましたが、1990 年にとりやめになりました。母国語を維持したいならそれでもよいが、もはや国がかかわることではない、国がやるのは、学校で皆がオランダ語を適切に学ぶようにすることだ、ということになりました。現在は、学齢期が問題になっています。いま学齢は 4 歳から 18 歳です。2、3 歳まで引き下げるべきかもしれません。そうすれば、子どもたちは現行の学齢前から国の管理下でオランダ語を学ぶことになります。一般に、子どもたちは家では両親から母国語を教えられているのですが、これは子どもたちのためにはならないと考えられています。現在、こういうことは適当ではないので、どのようにするにせよ、このままにしておくべきではない、ということが議論されています。

子どもはひとたび教育課程に取り込まれば、評価を受けます。生後 4 年間、家庭でオランダ語で話したことがなければ、それだけで、すでに不利になっていて、学業の中でこの不利を跳ね返すことはできません。このため、いま考えられているのは、これに対応するために学齢を引き下げることです。

### **ドール：**

スウェーデンに強固な伝統があるということは、ほぼ確実です。18歳までの子どもたちには、支援を受けて母国語を学ぶことができるという権利があります。しかし、これはこの20年間、議論の対象となってきました。つまり、オランダでは、実際上、これが別のことを進める上での障害になりえるということでしたが、そのような議論をする向きがスウェーデンにもあるということです。とはいいいましても、子どもたちが先生と母国語でも話しができる権利はいまなお維持されています。

基本的に、スウェーデンでは教育制度はかなり堅固です。欠点もあまり見つからないと思います。制度は非常に堅固で、議論もあまりなかったと思います。18歳未満の人たちは、スウェーデンでの滞在初日から教育を受けることができます。庇護申請者といえども公立学校で教育を受けることができますということです。ですから、難民も、庇護申請中の子ども、普通教育から切り離されることはありません。この点は申し上げておく必要あると思います。先ほど報告で申し上げたように、精度の向上を図っていく上では取り組まなければならない課題はたくさんあります。スウェーデンでは、公的部門に非常に大きく偏りがちです。それにより、効果が大きく削がれているわけですが、基本的な点について、つまり母国語についての権利というものは、いまなおスウェーデンでは維持されています。

### **山脇：**

先ほどの手塚先生のご報告の最後に、企業の役割ということでお話がありましたが、オランダあるいはスウェーデンで、移民の社会統合にとって企業が役割を果たすべきだという議論は起きているのかどうか、簡単にお聞かせいただきたいと思います。先程、ドールさんからは、今後の課題という中で少し指摘があったかと思いますが、オランダの場合はどうでしょうか。

### **ドーマルニク：**

一般的に言って、労働移民ということになりますと、これは義務化された統合や試験の対象とはなっていません。労働移民のほとんどは、すでに必要な資格を持って入国してきます。多くの場合、英語が話せれば大丈夫です。オランダでは、多くの職業で、英語さえできればだいたい大丈夫で、高度技能が必要とされる職の場合には、特にそうです。

企業としてオランダ語を話してもらう必要があると考える場合には、そう考える企業がおそらく助成金などを支給するでしょう。アムステルダム大学で働きたいけれどもオランダ語ができないという場合には、例えば当初3年間の契約期間は英語だけでやっていけるでしょう。けれどもその後の契約ではオランダ語学習コースを取るという条件になるかもしれません。そうすると、学部でオランダ語でも教鞭を取れるようになります。そうした類のことはありえます。しかし、いずれの企業にも被雇用者がオランダ語を学べる一般的なプログラムはありません。

### **山脇：**

外国人労働者は安く働いてくれるからありがたいという、そういった議論も一部あるわけ

ですが、オランダあるいはスウェーデンにおいては、会社の中では平等に処遇されていると  
いってよろしいでしょうか。

**ドール：**

スウェーデンについては、「はい」と申しあげたいと思います。スウェーデンの労働市場は、  
いろいろな意味で非常に規制されています。例えば、労働組合は非常に強いですし、その一  
つの結果として、安価な労働力の雇用市場は非常に小さくなっています。その一方で、非常  
に大きな闇市場もあります。これは別の話になります。職場における権利ということでは、  
職務を持っているならば、権利もすべて持っているといえるでしょう。問題は、非常に高い  
レベルに達しなければ、その仕事に就くことができないということです。それが私の回答で  
す。

もう一言だけ申しあげたいと思います。報告の中でも触れた点ですが、スウェーデンの場  
合、大きな課題の1つは、現行制度を見直して、別の関係者たちを参加させるということ  
です。この点では、最も重要な関係者は民間部門です。改めて申しますが、私はスウェーデン  
について話をし、スウェーデンからの教訓をいくつかご紹介するために来たのですが、日本  
語教室を担う民間部門についてヤマハ発動機「IMカンパニー」訪問から得た感動をスウェ  
ーデンに持ち帰りたいと思います。

**ドーマルニク：**

通常オランダ人を雇う場合と異なる条件で雇用すれば、それは違法です。非常に単純なこ  
とです。しかし、オランダでは、スウェーデンで起こっているようなこと、つまり、闇市場  
があって、政府がこれを取り締まろうとしているということは、ありません。基本的に、国  
籍や滞在資格いかににかかわらず、オランダ人に標準的な条件より悪い条件で人を雇うこ  
とは、できません。なぜなら、それは違法だからです。

**山脇：**

脇阪さんから順番に、本日の議論を踏まえての今後の日本の方向性について、もしご示唆  
があればお願いしたいと思います。

**脇阪：**

スウェーデンのドールさんからもありましたけれど、原則とか考え方とかを、やっぱりあ  
るときに、はっきりさせているのです。スウェーデンの場合は、3点ありましたが、権利を  
きちんと補償するとか、ホスト国の基本的な価値観をきちんと尊重してほしいとか、そうい  
うことを日本も共有すべく、宣言するようなことが必要ではないか。たまたま去年のシンポ  
ジウムでも紹介されているのですが、EUでは、それこそオランダのアムステルダムで調印  
されたアムステルダム条約とか、その後のEUの決定で、社会統合の共通基本原則として、  
今日出たようなテーマをきちんと宣言している。現実にはいろいろ厳しい待遇などがある  
としても、常に立ち戻るべき原則—公平に処遇するとか、同等の権利を与えるべきだとかい  
うこと—を、いつもはっきりさせておくことが大事だと思います。それから、移住庁から来ら  
れていますが、日本にも、自治体から中央までを統括する、そういう一つの組織形態ある  
いは役職の大臣とかがあってもいいのではないかという印象を持ちました。

**大澤：**

言語教育のことだけ、最後に言っておきたい。自分の経験からのことで、そんなにシステマティックな話ではないのですが、僕は10年くらい前にアメリカにちょっと暮らしていたことがあって、そのときに子どもを連れて行ったのです。当時、子どもが小学校1年生で、サンディエゴというところに住んでいたのですがー日本よりはるかに多文化主義的なところですよー、今日、言っておきたいのは、そのときに子供が英語に対してもった反応です。子どもは当時、小学校1年生でしたが、はじめ英語を厳しく拒否したのです、ものすごく。それはどうしてかという、子どもなりの自尊心の問題です。たった小学校1年生の子どもでも、自分の母語を捨てて慣れない外国語でやられるということに対して、すごく自尊心を傷つけられていたのです。だから英語を決して勉強するまい、という態度を見せたのです。ところが1年ぐら経って、はじめて子供が英語をしゃべりはじめたのです。それが、いま思い出すと明確なきっかけがあるのです。それはどういうことかという、学校で友だちができて、たとえばお誕生日のときに、その友だちのところに呼ばれたり、あるいは自分の誕生日に呼んだりというような関係ができた。そういう中で、できるようになったのです。つまり、言語教育だけをやっていてもダメなのです。母語を失って外国語を覚えさせられるということは、母語を捨てる人にとっては大変なことですよ。ですから、それを成功裡にするためには、やはりその前提になる関係が必要です。親密な関係ができあがっていなければ、言語教育というのは成功しないのだというふうに、私は思いました。

**手塚：**

私がずっと考えている用語があります。「規制緩和」です。教育の分野や労働市場で規制緩和をすること、この十数年間、大いに流行ったわけでありまして、その結果、経済が良くなったかには見えますが、実際にはそうではなかった。とりわけ外国人の方が日本に来て労働市場の中で、どういう働き方でもいいということにされてきたことは、日本の労働市場の構造自身を非常に腐食させる結果になったのではないかと。外国人の方が、きちんとした条件を満たさない派遣や業務請負で工場に入っていったことが、むしろ日本人まで波及してしまったのが、この10年間だったと思います。その結果、どのようなことが起きているかということは、皆様ご存知のとおりであります。それから、教育についても、規制というと文科省的な規制を考えるわけですが、そうではなくて、これだけのことはきちんと子供たちに学んでほしいということを公的な場で明確にするということをしなかった。そのことが、今日こちらにいらっしゃっている外国人の子どもさんが非常に苦勞されている原因になっていると思います。この点は、十数年間、言い続けてきたことですが、いまさらながら、やはり、この点をきちんとすべきではなかろうかという具合に痛感しています。

**山脇：**

最後に、ドーマルニクさんとドールさんから、日本への提案あるいはアドバイスが何かあればお願いしたいと思います。

**ドーマルニク：**

ヨーロッパでは、合意していないことが非常にたくさんありますが、合意していることも若干あって、先ほど申し上げたアムステルダム条約中に規定されています。アムステルダム

条約の重要箇所の1つは、差別禁止の原則です。わたしの理解が正しければ、日本では、いまでも何か、労働市場における差別というものが起きているようです。そういうことは、是非、やめるべきだと思います。なぜなら、長期的にはそれが統合プロセスを阻害してしまうからです。日本人も移民たちも互いに平等に処遇されていると感じられるようにしてください。そうでないと、移民たちは和めません。これも先ほど申し上げたことですが、移民についてどのように語るかを心しておいていただきたいと思います。彼らを社会の異物として扱いますか、それとも、社会の一員として差別なく彼らと話しをしますか。私は、差別なく話をすべきであると固く信じています。

統合を1つの過程として受け入れることも重要だと思います。統合は多かれ少なかれ自然の成り行きであると考えべきです。統合は、たどるべき過程をたどります。時間がかかります。統合は4年間の問題であるとか、一政権の間の問題であるといった期待はしないでください。普通、2世代、あるいは3世代かかります。ブラジルに移住した日本人がブラジル人になるのに2世代から3世代をかけたように、日系ブラジル人は、新たに2世代から3世代をかけて再び日本人になるのだらうと思います。それが普通です。

これに関連して、統合過程への政府の関与への期待もほどほどにしておくべきだと思います。なぜなら、力づくで統合することはできないからです。移民に社会の一員になるよう強制するのではなく、社会の一員となるよう勧奨することによって、統合することができるのです。

#### **ドール：**

まず、ドームルニクさんの提言に同意いたします。スウェーデンの視点からもう1つ申し上げたいと思います。日本は、有効な統合・受入れ制度を開発できる非常にすばらしい機会に遭遇していると思います。これを成し遂げるには、日・スウェーデン間で活発な対話を続けていくということがいい戦略の一つではないかと思います。冒頭にも申しましたとおり、スウェーデンが、これに非常に前向きなのは確かです。といたしますのは、私が理解しているところでは、日本には民間部門参画の力強い伝統があつて、相応の役割を担うことが期待されていると思うからです。こうした基盤とたとえばスウェーデンやヨーロッパのよい経験とを組み合わせることができたなら、おそらく本当に、日本は、有効で将来スウェーデンが学ぶことができるような均衡のとれた制度を構築することができると思います。幸運をお祈りいたします。

#### **山脇：**

5人のパネリストの皆さんのご意見を受けて、まとめのコメントをしたいと思います。まず、日本と比べると、オランダやスウェーデンの場合には、非常に難民あるいは庇護申請者が多いという、基本的な違いがありました。それから日本に比べてはるかに積極的に移民に対して国籍を付与していて、そうした移民の多くはオランダ市民であり、あるいは、スウェーデン市民であるという、そういったところの違いもあつたと思います。そしてまた、スウェーデンは福祉国家であるといったように、国のあり方に大きな基本的な違いもありました。そうしたことを踏まえた上で学べたことは何かと考えてみました。

まず第1に、脇坂さんがおっしゃったように、スウェーデンの場合には1975年、オランダ

の場合には1983年に、はっきり政府が統合政策の基本原則を示していることを指摘したいと思います。手塚先生ご指摘のように、日本にはまだそれがなく、このことに、まず日本は取り組まなければいけないのではないかと思います。

第2に、言語教育に関しまして、オランダの場合には、政府が600時間のプログラムを組んでいて、今回それを受講者負担に変えたというお話がありました。去年のこのシンポジウムでは、ドイツの例が紹介されまして、ドイツもやはり600時間、そして去年から900時間まで、連邦政府の責任でドイツ語教育を行うことになっています。最近では、お隣の韓国におきましても、韓国語教育のプログラム開発が急速に進んでいます。誰の負担で行うのかという問題もありますけれども、いずれにしても、日本として外国人の日本語教育をどうするのか。これは、もう待たなしの課題ではないかと感じました。それから先ほど手塚先生からお話があった子どもの教育に関しても、日本政府の基本的な方針がないということが、子どもたちにとって非常に困難な状況をもたらしているのではないかと思います。

第3に、オランダとスウェーデン、どちらのケースも移民に対する差別禁止の枠組がある。日本では、移民受入というときに、差別の問題というのはなかなか議論になりにくいのですが、今後は日本も、差別を禁止する、防いでいくという仕組みを作っていく必要があるのではないかと思います。

あともう1つ。日本では企業の責任や役割が注目されていますが、どうもオランダとスウェーデンでは、そういった議論があまり活発ではないようです。第2セッションでは、ヤマハ発動機「IMカンパニー」の報告がありますけれども、ドールさんは、昨日この会社の視察に参加されて、スウェーデンは、いままで行政セクターが大きくて何でも政府がやってきたけれども、これからは民間セクターと協力したいということで、日本の取り組みに注目したいとおっしゃっていました。そういった意味で、さきほどお話があったように日本ならではの統合のあり方を考えていく中で、企業の役割についても検討していくことが有益だと思いました。

## 第2セッション

### 日系ブラジル人と社会統合

#### (子どもの日本語学習支援、大人への言語支援・住宅支援等

#### 外国人への生活支援、企業責任、外国人の社会参加等)

池上：

第2セッションの開始に先立ちまして、先ほどの第1セッションの山脇先生の総括を簡単に振り返るところから入っていきたいと思います。今回、ヨーロッパのお客様からヨーロッパの事例をうかがいました。必ずしもバラ色ではなかった話であります。大きな前提の違いとして、難民が多い。また国籍を与えて国民として取り扱っていく。福祉国家としての、大きな国の枠組みの違いなどもありました。またスウェーデンせよ、オランダにせよ、政府がはっきりと外国人の統合政策の大枠を示して、その上でプログラムを実施しているという違いがありました。差別禁止の枠組みがしっかり法律の上でできているという点も違ったわけです。一方、私たちは普段あまり意識しないのですが、日本においては、とりわけこの静岡県においてははと言ってもいいかもしれませんけれど、企業の取組が、ヨーロッパのお客様には非常に斬新なものに映った。ぜひスウェーデンに帰って紹介したいというようなお話もいただきました。

このような第1セッションを受けまして、これから第2セッションに入ってまいります。プログラムにありますように、本日のこのシンポジウムのテーマが「外国人住民と社会統合に関する国際シンポジウム」となっておりまして、いわば第1部が「国際的経験の共有」にあたります。副題の部分です。これから行う第2部では、「地域における日系ブラジル人住民の課題を中心として」の部分について、集中的なディスカッションを行っていきたいと思っております。日系ブラジル人と社会統合ということです。具体的な視点として、プログラムにも書いてありますけれど、子供の日本語学習支援、大人への言語支援・住宅支援など外国人への生活支援、企業の責任、さらに外国人の社会参加—つまり支援されるだけでなく外国人も主体的に、日本社会、地域社会づくりに関わっていくにはどうすればいいかということ—について、話をしていきたいと思っております。

外国人は決してブラジル人だけではないのですが、静岡県につきましては、冒頭で石川知事よりご紹介があったように、ほぼ半分がブラジル人であります。またブラジル人の場合には、その多くが家族と一緒に定住型ということで、他の国籍の外国人よりも、もっと日本社会で暮らすことの意味が大きくなっているのではないかということ、基本的には日系ブラジル人に焦点を絞ってこの後の話が展開していくことになろうかと思っています。また、このセッションでは、国は何をすればいいだろうか、地方はどうだろうか、県レベルあるいは市レベルはどうだろうか、それから先ほど来、注目を浴びています企業はどうだろうか、地域の人たちはどうだろうか、あるいはNPOなどはどうだろうか、そして何よりも外国人当

事者の皆さんはどうでしょうか、といったような各アクターがこの後どう関わっていくかについて、ぜひ議論したいと思っております。

第2部も、第1部と同様に大きく前半後半に分けて進めてまいります。前半部分では3人の方に報告をいただきます。いずれも静岡県と関連の深い方でございます。この後、お話をいただくのは、まず磐田市の鈴木市長、浜松学院大学の津村准教授、そして国際基督教大学の柳瀬フラヴィアさんですが、実は柳瀬さん自身は、静岡県の菊川のご出身であります。菊川は、掛川駅から少し南に行ったところで、さらに合併前には小笠町といいまして、静岡県内ではとてもブラジル人比率、外国人比率の高い地区でございます。そういった静岡県とゆかりのある、あるいは現在ここで活躍されている方々に、まずお話いただきます。鈴木市長は行政のトップとして、津村先生は研究者であると同時にご自身もさまざまな支援活動を展開しておられます。柳瀬フラヴィアさんは、ご自身が日本の学校で勉強した後、大学進学を果たしたという、ある種のロールモデルであります。

後半は、さらに企業関係でヤマハ発動機「IOMカンパニー」の石岡さん、経団連の井上さん、日系ブラジル人で自治会活動に取り組まれている菅原さん。さらにブラジルからお越しいただきました二宮さん。こういった方々を交えてディスカッションを進めていきたいと思っております。お話に入る前に、2つの資料を紹介させていただきます。一つは、今朝、副大臣の話にありました「生活者としての外国人」に関する総合的対応策」という資料でございます。これは2006年の12月に出たのですが、現時点の政府の省庁横断的な取組の現状を知る上で、非常に重要になっております。私たちは、静岡県にいますと、国レベルでどういう動きになっているかを意外に知らないことが多いものですが、そこにあるのが今の状況です。国レベルの1つの到達点であるにご理解ください。さらにIOMの資料として、「在日日系ブラジル人の現状と今後の課題」というバックグラウンドペーパーがございます。これには県内のことに限りませんが、現在のブラジル人の状況、そしてそこから浮かび上がる今後の課題ということで、まとめがしてあります。これらを参考にしながら、この後のセッションにご参加いただければと思います。

## 報告

鈴木望  
磐田市長

まず、磐田市がどういう状況の町なのかということについて、報告をすることから始めていきたいと思います。磐田市は静岡県の西部に位置しまして、浜松市の天竜川を挟んだ東隣であります。ヤマハ発動機の本社の他、スズキ、ブリヂストン等、名だたる世界企業が立地し、製品出荷額は全国で第14位、「ものづくりのまち」として発達した地域であります。2008年2月末現在の人口は176,680人、約17万7千人です。このうち外国人登録者は9,833人、約1万人。17万7千人の内、約1万人が外国人という街です。外国人の比率は5.5%、そのうち、ブラジル、ペルー国籍は80%という現状から、住民生活では言葉の問題をはじめとして、さまざまな課題が浮上しております。国際交流がますます盛んになり、労働力を海外に求めることが必要となりつつある現在、いかに外国人にとっても日本人にとっても暮らしやすい社会を作っていくかが、今後の地域、ひいては日本のあり方を考える上で重要なポイントになると考えているところであります。

磐田市は平成15年、今から5年前に多文化共生専門部署を設置して以来、多文化交流センター、外国人情報窓口と、さまざまな事業を急速に展開してまいりました。時を同じくして、自治会や国際交流協会などの住民組織もこの現状に危機感を持ちまして、自主的に動き出してくれました。この行政の多文化政策と住民による活発な活動は、「磐田市多文化共生推進プラン」を作ったことにより一層連携が図られました。いま、磐田市は「多文化共生のまち」に向かって着実に前進をしております。しかし、一自治体や住民パワーだけでは、山積する問題の根本的な解決は到底困難であります。国や経済界の対応など、国ぐるみ、オールジャパンでの対応を強く要望するところであります。

外国人の在住にかかる課題はさまざまありますが、その内の緊急課題として考えるものの一つが、外国籍の子どもたちの教育であります。市内の公立学校には約380人の子どもたちが在籍しまして、とくに外国人集住地区の小学校では、外国人児童比率が10%以上に達しまして、言葉や文化の違いから問題も多く、加配教員であるとかーこれは正規の定員よりも余分に先生を配置するという措置ですー、通訳を学校に置いたりとか、市民サポーターも参加してもらおうとかいうことで、また、新たに学校に転入学してきた子供たちを特別に教える特別教室を設けたりと、手探りの日々が続いております。転入したばかりの児童生徒に対しては、初期支援教室を本格的に開こうということで、昨年10月から初期支援教室を開いております。そして、そこで早く日本の学校生活に慣れるよう、集中的に日本語や学校生活のルールを教えております。

しかし、学校の中だけでは不十分であります。磐田市では、学校側の体制が整えられる前から地域の力も借りて、市内2カ所に放課後支援施設ー私どもでは多文化交流センターと名づけているわけですがーを作りました。100人以上の外国人児童が下校途中に立ち寄りまして、地域住民から日本語の勉強や学校の宿題のサポート等を受けております。また市内には、

ブラジル人学校が4校ありまして、約400人の子どもたちが通学しております。しかし、法律上の位置づけがなく、実情も私どもにとってはなかなか把握できず、教育環境も私たちの目から見ると、とても整備されているとは思えません。ブラジル人学校と磐田市との橋渡し役を私どもは期待しまして、今年の4月からジェットプログラムにより、ブラジルから専門家を1名派遣してもらうことにいたしました。

そして、最も心配されることは、不就学の子供たちの存在であります。磐田市の場合でも、定住化の傾向は明確でありまして、日本とブラジル双方の教育を不十分にしか受けていない子どもたちが、そのまま日本社会に出ることに大きな不安を感じております。子どもの教育を考える上で、親に対する啓発や指導はきわめて重要であると考えます。一方で、見方を変えますと、日本で生まれて日本に住んでいるこの外国人の子供たちは、日本とブラジル双方のすばらしい文化を受け継ぐチャンスにも恵まれているということもできます。環境の整備をきちんとすれば、国際人として日本のために活躍できる人材にもなれるとも考えます。国籍にかかわらず、子どもは将来を担う大切な人材であります。立ち止まっている時間はないと思います。彼らの教育環境を整備するため、国の早急な対応を強く要望するところであります。

次に、外国人住民台帳制度の見直しについて言わせていただきます。子供の教育に関して、平行して早急に取り組むべき課題は、自立した地域住民として生活できる環境を整備することと考えております。しかし、地域住民として居住実態がつかめないという現行の外国人登録制度は、外国人を取り巻く環境整備を考える上で多くの弊害を起しております。磐田市では、地縁組織であります町内会や自治会の自主的な共生活動がすでに始まっております。「外国人を顔の見えない隣人にしてはいけない」、これを合い言葉にしまして、市で作ったポルトガル語の広報紙を手渡したり、夏祭りであるとか、防災訓練とかへの参加を呼びかけたりと、さまざまな試みで外国人を地域活動に誘っております。しかし、居住実態の分からない外国人への働きかけは、並大抵のことではありません。また外国人に住民サービスの提供と、それに伴う義務の遂行を願うためにも、外国人登録の内容と居住実体の乖離は大きな障害であります。健康や命を守る住民健康診断や予防接種—これらのものについては当然、外国人に対しても日本人と同じく私どものサービスとして行っている内容でありますけれども—、こういったサービスをはじめとして、住民としてのサービスは外国人登録がなければ正確に提供することはできず、またこういったことを私どもが行っていますよ、ということを広報する有効な手段もないところであります。一方で、義務であります課税徴収についても、不明確な居住実態は滞納、未納に陥る原因でもあります。このたび発表されました外国人住民台帳制度の見直しは、大きな前進であり、歓迎するところであります。再編される台帳には、ぜひ私たち現場の声を反映し、真に外国人を生活者、地域住民として認識できるものにしていただきたいと強く要望するところであります。

次に、企業の社会的責任の強化と、外国人も加入しやすい社会保険制度について言わせていただきます。外国人を地域住民として受け入れるには、企業の協力が必要であります。この企業との関係というのは、日本の一つの特徴ではないかと思うわけですが、地域で暮らす外国人は日本人との付き合いも少なく、実態がつかめません。私どものところにも1万人の外国人が居住しているわけですが、その実感というのはほとんどないというのが実態であり

ます。一方で、一日の半分は、工場という組織の中に身を置き、労働者としては、企業はその存在をはっきり分かっているわけであります。その働く場という「組織」を活かす観点から、企業の理解や協力を得ることは必要不可欠です。市では、企業との連携を図るべく、派遣請負会社や派遣先大手企業と話し合いを重ね、外国人を取り巻く問題の共有化、相互理解を図ってまいりまして、ポルトガル語広報紙の企業での配布や、ゴミの分別、交通安全教室などの企業内での開催について、協力をお願いしているところではありますが、さらに企業での日本語教室開催や、日本語を学ぶ動機付けのため、日本語ができる外国人の正社員化など、外国人を単なる労働者として扱うのではなく、生活者として自立できるように積極的に関わっていただきたいと強く望むものであります。

また磐田に住む外国人の62%は、健康保険に加入していないという調査結果がございます。もちろん外国人も日本の健康保険制度に加入できますし、加入が義務づけられております。健康保険未加入は、病院への足が遠のき重篤な状態に陥る危険性が高く、外国人の人権にも関わる問題であると同時に、医療費未払い問題を引き起こしております。社会保険未加入問題は、雇用主の加入義務回避と合わせ、帰国時の年金脱退一時金などについて、現行制度が外国人のライフスタイルに合わず、外国人自身が加入を拒むことも原因の一端とされているところです。人材派遣会社などに対する法令遵守を徹底的に行うとともに、単に外国人を雇う企業だけの問題にすることなく、日本経済全体、ひいては法改正も視野に入れ、早急に対応していただきたいと思っております。

次に、共生が促進される居住環境について言わせていただきます。過日、小学生の児童を持つ外国人の親たちと会合をもつ機会があり、その中に、日本生まれの小学生が自分の子どもとしてありながら、本人はほとんど日本語がしゃべれない母親がおられました。このように、在日期间が長期にわたっても、ほとんど日本語が話せない外国人にしばしば出会うことがあり、いままで日本語が話せなくても生活できる環境にいたことが、このことからよくわかります。磐田市には県営住宅がありますが、そういったところなどに日本語が話せない外国人が過度に集中すると、彼らだけのコミュニティの中で生活できるため、日本語を学ぶ動機が薄れ、日本人や日本人社会とのつながりも希薄となり、最も大切な地域生活での共生推進の妨げになりかねません。また、子どもの教育にも、親が日本語について理解がないと深刻な影響を及ぼすところでもあります。日本語を学びやすい環境づくりと、日本人側の共生意識の醸成も早急に進めなくてははいけません。外国人と日本人が共生しやすい環境、地域住民との共生につながる外国人の居住環境、住宅政策の検討も強くお願いしたいところでもあります。

今後の外国人政策のあり方と磐田市の役割について一言、私の考えも入れて申し述べさせていただきます。現在、日本は急激な少子高齢化の途上にあり、最大の課題は労働力人口の減少であります。経済の3要素であるヒト、モノ、カネのうち、肝心のヒトが不足してくるわけであります。日本には、今後発展するだけの技術を含むモノ、資金がありながら、ヒトが減少していくために将来の発展はおろか、国力の維持や社会保障制度の維持さえも困難になるのではないかと懸念されているところでもあります。私はこの問題の解決には、基本的には外国人の受入しか方策はないと考えているところです。磐田市は現在、人口の約5%の外国人を受け入れておりますが、磐田市での共生がうまく推移すれば、日本は人口の

5%、約600万人強の外国人を受け入れることができるのではないのでしょうか。その意味で、磐田市の共生政策は、近未来の日本の行方を左右する重要な取組であると、手前味噌ですが認識し、外国人とのさまざまな課題に対応しているところであります。

磐田市の多文化共生は、行政対応の他、自治会等住民主導の共生活動で、少しずつではありますが、確実に進展をしております。今後は、外国人にも住民としての責務を果たしてもらわなければ、真の共生は構築できません。外国人情報窓口を充実し、磐田市に転入する外国人に確実な行政サービスの提供を行うと同時に、住民として暮らすための地域ルールの教示、そして日本語を学ぶ動機付けを行ってまいりたいというふうに思います。どうぞ皆様方のご支援とご指導をお願いして、私の報告を終わらせていただきます。

**池上：**

鈴木市長は、磐田市は非常に精力的に取り組んでいると言明されました。私自身も磐田の取り組みに多少関わっている立場で、いまおそらく磐田の取組は日本のトップランナーの一つといえるだろうと考えております。それは単に行政が突っ走っているだけでもなければ、企業だけが頑張っているだけでもありません。地域のさまざまな人たちが、教育や自治会の分野をはじめ、いろいろなところで、それぞれの役割を果たして連携をしている、その姿をご覧いただけたのではないかと考えております。

## 報告

津村 公博

浜松学院大学現代コミュニケーション学部准教授

今日の報告では、学校を離れた南米日系人の青少年たちのことを中心に話していきたいと思います。先ほど池上先生からも紹介していただきましたように、私自身も2001年から南米日系人の子どもたちを対象とした生活適応及び学習支援の活動に携わっています。この活動は、静岡県西部地域の大学生たちと学校等のフォーマルな場ではなく、子どもたちが集住している地域の中に生活適応支援の場を作っていこうということで始めました。会場には日本の公立学校や外国人学校に在籍している子どもも、学校に在籍していない子どもも来ていました。生活適応支援プロジェクトを始めてすぐ、学校に行かずに、あるいは学校に行っていたにも関わらず、学校を中退して働き出す子どもたちの存在に気がつきました。学齢期の子どもへの就労に気づいていたにも関わらず、生活適応支援プロジェクトに忙殺され、結果的に見過ごしていた時期が長くありました。しかし、一向に改善されない事態に、看過することは許されないと感じ、正面から取り組む決心をしました。

まず、教育現場から早期に離脱して就労する南米日系人の子どもに関する予備調査を実施しました。生活適応支援プロジェクトの場に通う子どもたちを中心に、保護者の了解を得て子どもたちからヒアリングを行いました。すると、5人の子どもたちが、学齢期でありながら就労している、あるいは就労していたという事実が明らかになりました。予備調査では学齢期に就労する南米日系人の子どもに加えて、子どもを労働市場に送り込む派遣業者、子どもの教育、福祉、安全、人権に関わる公的諸機関に対してもヒアリングを実施しました。その結果、子どもやその保護者、派遣業者が学齢期の子どもへの就労を認めながら、子どもを守るべき立場にある教育、福祉、安全、人権に関わる公的諸機関が「子どもの就労はありえない」と回答しました。そのため、改めて地域や自治体が子どもの就労の実態を把握していないことが分かり、浜松市に対して南米日系人の子どもへの教育と就労に関する調査の実施を含めた提案をしました。小規模な調査でさえも、5人の子どもへの就労事実が浮かび上がったわけですから、浜松市としてきちんと調査してほしいという願いからでした。しかし、残念ながら浜松市からの回答は、ほぼゼロ回答でした。浜松市からの文書による回答によると、外国人の子どもへの就労に関する調査を実施しない理由は、2つありました。1つは浜松市が外国人の子どもへの就労実態を把握していないために調査を実施する根拠がないということ、もう1つは学校に在籍していない子どもを調査対象とした場合、サンプルの確保がきわめて困難であると予想され調査の実現可能性が低い、の2つの理由でした。

教育現場から離脱した子どもは地域社会から見えない存在となるために、調査がきわめて困難であることは当初から予測されていたことでした。南米日系人の子どもの中に学齢期でありながら就労している子どもがいるという事実は、受け入れ国である日本及び日本人が見たくない、聞きたくないことであろうし、しかも法律に触れるということから、この調査はかなり難航するだろうと予測していました。それでも私たちは教育学、社会学、法律、子どもの発達など様々な分野からなる学際的な調査チームを構成して、調査を実施しようと考え

ました。

調査は就労の実態そのものを明らかにするばかりでなく、教育現場からの離脱が就労と深く関わると考え、教育から就労に至るプロセスについて焦点を当てました。入管法が改正されてからの18年間、教育が南米日系人の子どもたちに対して、社会的にどのように機能してきたかを検証すべきではないか、ということです。現在、外国人が集住する自治体では、公立学校に在籍している子どもの教育施策に懸命に取り組まれていると思います。しかし、学齢期に一時期でも公立学校に在籍した子どもたちが卒業、あるいは中途退学した後、地域社会の中でどのように生活をしているのかは十分な調査がなされていません。地域の中で主体的な構成員としていきいきと生活しているのだろうか、既に学校を離れた子どもたちの声を直接聞かなければ、そしてその声を反映させなければいま学校に在籍している子どもたちの教育支援につながっていかない、と考えました。

調査方法は至って単純です。子どもたちが集まる場所にこちらから行けばいいということです。一般的に外国人の子どもたちの問題＝教育問題と考えがちです。ところが、実際には就労している子どもが多く存在しています。つまり、若き労働者なのです。彼らは、親と同様の雇用形態で、親より豊かになる可能性も摘まれた社会環境の中で働き続けながら、浮き上がれずにもがいているのです。つまり、制度的な不平等のもと、非熟練労働者からなる社会階層が再生産され続けているのです。そのような彼らの声を直接聞こうと、週末の夜、浜松駅周辺のゲームセンターやいわゆる「外人バー」など、とにかく子どもたちが集まる場所が分からず市内を模索する日々が続きました。いまでは子どもたちに会える場所も把握し、回るルートはほぼ決まっています。また、場所や時間によって、会える子どものグループなども徐々に分かってきました。

夜間に行う聞き取り調査に加え、グループインタビューも実施しています。グループインタビューでは、夜間の調査で出会った子ども4人から6人に昼間集まってもらい、2時間から3時間程度聞き取りを行っています。グループインタビューを行うことで、教育や就労に関する話題の討論を通して、グループでの相互作用によって子どもの発言に連鎖的反応を生じさせ、個人インタビューで得られない実用的なデータを引き出すことができます。子どもの許可を得て録音しながら行っているため、そこから見えてくるものを探っていくつもりです。

ここで映像を流したいと思います。調査をデザインしている当初から、私はメディアの協力が重要だと考えていました。何故なら、外国人の子どもたちの就労の問題は地域社会にあっては公然たるタブーとも言える微妙な問題だからです。実際には教育関係者、地域の中で子どもたちの教育に関わっている方の中には、学校を離脱した子どもたちの中には働き出す子どももいるということを知っていた方も多いと思います。そこで、このような実態を多くの一般の市民に、認識して欲しいという気持ちからNHKの取材に応じて来ました。その一部を今から流したいと思います。

(平成20年3月21日のNHK「ナビゲーション：南米系外国人労働者の子ども」の一部を紹介。)

映像の中で、「いま学校に戻れるなら戻りたい」という彼らの気持ちは何を私たちに訴えるのでしょうか。一度教育現場から離脱してしまうと、とりわけ義務教育に関しては戻ることが制度的には、難しいのが現実です。ここで、夜間の聞き取り調査を簡単にまとめたものを、スライドで見たいと思います。

現在、200人以上の子どもたちに声をかけて、49人の子どもたちから回答を得ることができましたが、これは量的調査ではありません。子どもたちが二言語併用社会の中でどのように社会的・文化的に変容していくのか、日本、あるいは母国に対してどのような意識をもっているのか、ということ进行调查しています。

参考程度に考えてみてください。調査サンプル数が47人の時の中間結果です。実際の調査項目は25を超えますが、時間の関係もあるため、かなり絞って報告致します。

いじめや差別は、予想通りほとんどの子どもが経験しています。

学校間の移動に当初から注目していました。学校間の移動というのは国内での学校間の移動、それから日本とブラジル、ペルーなど二国間での学校の移動を指します。短期間母国に帰る場合は、学校間の移動として見なしません。帰国し、母国の学校に在籍した後、また日本に戻ってくるということです。二国間の学校移動を経験する子どもは多く、複数回に渡り二国間の学校移動をする子どもも珍しくありません。

国内における学校間移動もかなり多くあります。国内での学校間移動は親の雇用状態に大きく左右されます。親が派遣される企業が変わったり、派遣元業者を変えたりすることで国内の移動を伴い、子どもも転校を余儀なくされます。学校間移動は当然子供の教育の継続を阻害するため、教育現場から離脱していく要因となることも多いのが現状です。

日本の学校に行く意味を問う質問では「日本語習得」などの回答もありますが、一方で「特になし」の回答も多く得られました。日本の学校への滞在年数が多くなればなるほど、日本の学校に対する期待度が薄れていくのではないかと感じます。

最終学歴では「中学校卒業」が多く、その他には中学校、小学校中退の子どもたちもかなりいます。

学齢期の就労経験では、私は驚くべき数字だと感じていますが、47名中9名が「ある」との回答でした。就労を始めた時期は、中学校中退、あるいは中学校卒業などで、学校からの離脱と就労がワンセットになっていることがここからも分かります。将来の生活基盤に関しては、日本とブラジルの「どちらか分からない」という回答が多いことも特筆に値すると言えるでしょう。

さて、ここで簡単にまとめてみます。1つは、彼らが非常に社会的に幼いということです。日本の制度や法律、社会の仕組みなどをほとんど知らないのです。ですから、将来の夢を尋ねると突拍子もない夢を言うこともしばしば見られます。母国に関する知識についても同様

で、地理や歴史、社会や経済の情勢を知らないのです。また、怖い、汚いというような言葉で自分の、つまり自分が帰属する社会を表現することからも分かるように、母国に対してネガティブな気持ちを持っている子どもも少なからず存在します。このように、学ぶ場がない子どもたち、教育現場から早くに離脱してしまった子どもたちは、社会人として生きる力が備わってないのです。先ほどの将来の生活基盤について回答でもわかるように、将来の生活を日本とブラジルのどちらに持つか、あるいはどちらの社会・文化が自分にとって肯定的な立場を取れるのか、体験としても知識としてもよく分からないのです。よく理解できないから、どちらの社会に自分と同一性を見いだせるのか判断できないのです。

就労の状態に目を向けると、病気、これは精神の病（やまい）も含みますが、怪我による失業、転職が非常に多い傾向があります。

また、不安定な家族関係、実はこれも驚いたことの1つなのですが、1人で住んでいたり、兄弟で住んでいたりするケースも複数ありました。たとえ親が帰国したとしても自分はこの地域、日本の社会で生きていく、あるいは生きていかざるをえない現状があります。親が帰国した子どもにブラジルへの帰国予定の有無を尋ねたところ、「またブラジルで一からやり直せというのか」というような答えが返ってきたこともありました。

次に、彼らの持つソーシャル・ネットワークについて述べたいと思います。彼らは強い紐帯における強さと弱さを併せ持っていると考えています。強さとして、友人同士で支え合う強い連帯感による相互の緊密なネットワークを持っていますが、これは同時に弱さでもあります。彼らの緊密、且つ狭い社会集団は、自分が所属する内集団への所属意識が強ければ強いほど他の集団との関係が希薄になりがちです。その偏狭性ゆえに、現在の社会的位置から抜け出るためのサポートへのアクセスを失い、かえってライフチャンスが制約され選択肢が限定されることとなります。

最後に、このような子どもたちに対する学び直しの機会を創り出すことは、いまの教育システムの下では不可能です。私たちが、地域の大人たちが一緒になって、「もう一度戻れるものなら戻りたい」という子どもたちの声を反映させていかなければなりません。それが私たちの責務でもあり、私たち大人の責任でもあると思うのです。この調査は平成22年度まで少なくとも3年間、行っていくつもりです。子どもたちの声—特に労働者になっている子どもたち、社会で周辺に置かれている子どもたちの声—をじっくり聞き、教育行政に橋渡ししていきたいと考えています。

**池上：**

映像にショックを受けた方もいらっしゃると思います。子どもたちが、グループインタビューで切ない痛さを日本語で語っていたことの意味を、ぜひみなさん深く考えていただければと、私見ながら考えておりました。いまある種、赤裸々な事実を共有したわけでありますが、一方で希望についても共有したいと今日は思っております。この後、登壇する柳瀬フラヴィア智恵美さんの場合は、いくなれば学校教育の場で成功した事例であります。そういう意味では、上階の子どもたち（注：外国人学校「ムンド・デ・アレグリア」の生徒たち）に、先輩の頑張った姿として柳瀬さんが伝える話を聞いてもらえることが、一つの希望と思っております。

## 報告

柳瀬 フラヴィア 智恵美  
国際基督教大学学生

私は、日系三世の在日ブラジル人で、来日してから 11 年が経ちました。現在は、国際基督教大学 (ICU) の 3 年生です。

私は来日した 1997 年に、すぐに日本の小学校に入りました。当時はブラジル人の数は、現在よりもずっと少なく、私は日本語も一言も喋れずに入学したため、先生とのコミュニケーションや友だちを作ることなどがとても困難でした。そこで、母と妹と一緒に市役所の日本語教室に参加していました。

私は学校で、カタカナは、外来語や外国のものを示すと教わりました。私の名前は、柳瀬智恵美という日本の名前ですが、常にカタカナで書かれおり、日本人から区別されているのだと気がつきました。自分の名前をひらがなで書こうとすると、他の子どもたちに名前が違うと言われ、それで区別を差別と感じてしまって、とても辛い経験をしました。もし自分の名前がひらがなで書けないのなら、漢字を作って自分の名前を書こうと決めました。また、服装や顔立ちが違うと言われ、生意気だとか言われたりしました。自分はどうすればいいのか分からずに本当に悩んでいました。それでも学校に行くしかありませんでした。学校では、外国人だったのでいつも仲間はずれで、友だちも作るのが本当に難しかったのですが、やっぱり、自分自身でも自分は日本人と違うのではないか、とっていたと思います。

日本とブラジルの学校は 180 度違って、送り迎え禁止や髪の毛のチェック、服装のチェックなどがあって、それは個人の自由を制限しており、私は反対だ、と思います。さらにあるとき、小学校の先生に「日本での未来はない」と言われ、私は一生、他の子どもたちと同じになることはできないし、区別されて生きていかなければならないと感じていました。両親は、日本語が上手ではなかったので、私に、「学校の勉強を教えてあげられなくて Desculpe ta (「ごめんね」)」と、よく言ってくれました。両親は日本ができなかったので、市役所や病院や銀行などすべてに私が行って通訳をしていました。先ほど津村先生がおっしゃったように、私も中学校が終わったら、工場で働こうと考えていました。周りのブラジル人の子どもたちもみんな工場で働こうと言っていて、私もお金と生活さえできればそれでいいと思って、それ以上のことはまったく考えられませんでした。

しかし、私は両親に進学するように言われ、学校に集中するようになって、成績をだんだん上げていこうと決めました。そして 2003 年に、日本人と一緒に高校を受験し合格することができました。ブラジル人の友だちには、「なぜ意味がないのに日本の高校に行くのか」とよく聞かれ、私はどうすればいいのか分かりませんでした。しかし、菊川市の小笠高校に入学し、オーストラリアやフィリピン、中国、ブラジルの友だちと出会い、本当の親友と呼べる人に出会いました。初めて、日本での自分の居場所を見つけることができました。私は以前から両親に大学に行きなさいと言われていましたが、あまりピンと来なくて、「大学って

行っても・・・。」と考えていたのです。私には妹がいて両親2人ともが工場で働いていて、日系人という日本人と違った人たちなので、本当に大学なんか行けるだろうか、日本人と一緒に大学受験を戦うのはちょっと難しいかなと思ったり、奨学金が取れるのだろうかと思っていました。

多くの不安を胸に抱きながらも挑戦することを決めました。私は小さいころから、多くの人たちに、日本人の何十倍も頑張らないと何も手に入らないし、日本では生活して行けないよ、と言われていました。そのため、私は寝る時間やお風呂に入る時間まで削って勉強し、夏休みも毎日学校に行って、先生に作文や勉強をみてもらいました。そのため、私は本当に自分が日本人との差がすごく大きくて、本当に自分が情けないと思って涙がいつも止まらなかったのですが、頑張っただけで日本人には勝てないと思っていたので、課外活動にも力を入れようと決めました。スピーチコンテストを先生に勧められ、スピーチコンテストを何回かやっていくうちに、最後は県大会で優勝したり、NPO でボランティアで日本語教室の助手をしたり、英会話部の部長を務めたりなど、多くのことをして、自分の実力を証明できるものなら何でもやろうと決めました。学校の先生に国際基督教大学(ICU)を勧められ、私立で本当に難しい学校だと思っていたので大変だと思いましたが、でもやってみよう、日本ですごくよい学校なので日本人と同じように頑張ってみようと思いましたが、合格通知をもらったときには、本当に人生で一番幸せだと思いました。泣きながら先生たちに電話すると、先生たちも私と一緒に喜びを分かちあってくれました。本当にいまでもすごく感謝しています。

しかし、ICUは私立の学校で学費が高く、私にはとても払えません。奨学金があったので、日本育英会の有利子と無利子の奨学金を借りて学費をすべてカバーし、自分が15歳のときから工場やコンビニなどで働いて貯めてきたお金を生活費に充てることで入学することができました。尊敬する多くの先生たちと出会い、自分の使命を見つけることができました。それは、移民や社会的弱者のお手伝いをすることです。卒業したら大学院に行きたいのですが、奨学金がもらえなかったら仕事をしてからお金を貯めて大学院に行きたいと考えています。

ブラジルに帰ったのは、一度だけです。ブラジルも自分の故郷だと思っていますが、日本の菊川市も自分の故郷だと思っています。将来ブラジルで生活することは、いまは、まだ考えていませんが、勉強を終わってから考えたいと思います。自分は、日本人だと思いません。また、100%ブラジル人だとも思いません。私は、日本とブラジルの要素を持った地球市民だと思っています。私は、現在のこの状況を変えたいと考えています。家族や友人が住んでいる日本や世界の人たちのお手伝いをしたいと考えています。多くの移民が苦しんできましたが、私は、他の人たちを彼らのように苦しませたくないのです。みんなが教育を受けられるような、3K以外の仕事にも就くことができ、平等で暮らしやすい社会にしたいと考えています。将来は、大学の教授になって生徒に現在の状況を伝えられるような人になりたいと考えています。

最後にみなさんへのメッセージです。一人だけでは、できることは限られていますが、私たち一人ひとりが、現在の社会を変えたいという強い意志を持ち、努力していくことが大切です。私たち、みなさんで現在の社会を変えていきましょう。また、自分で限界をつくらず

に、不可能を可能にしていきましょう。

**池上：**

私も意外と涙もろいので、合格の話のところでは、うるっときたのですが、みなさんもそれを共有していただけたことと思います。一方でフラヴィアさんが住んだ街が、静岡県の菊川市だったというのが、ある種ラッキーだったのだなと、菊川を知っている立場で思います。もし彼女が、彼女のご家族が、違う町に行ったとしたら、彼女の未来は違うものになったかもしれません。先ほど、スウェーデンの話にもあったように、行った町によって、その人の未来が変わるような社会で本当にいいのだろうか、いまの話を聞きながら強く感じておりました。ハイブリットの新しいアイデンティティのまさに萌芽を、私たちは耳にし、目にしたわけであります。そして、当事者としての未来を切りひらく決意に満ちた思い、メッセージを私たちも支えていきたいし、また共有していきたいと考えています。

## パネル討論および質疑応答

池上：

第2部の後半を始めるにあたりまして、5分ほど時間をいただいて、私から、静岡県レベルの外国人労働実態調査の結果について、要点をお話いたします。

今朝の冒頭、石川知事が、調査結果がまとまったという話をされておりました。26日の午後、静岡県より発表されますけども、その速報版に基づいて、外国人調査および企業調査の両方から実態の一部をお話いたします。実は、静岡県レベルで外国人労働者の実態調査をしたのは、今回が初めてでございます。私が受託しまして、私の大学の同僚のイシカワ エウニセというブラジル人の研究者と静岡大学および国立社会保障・人口問題研究所のスタッフの4人のチームで行いました。これは、外国人労働者と家族の生活労働環境の基盤を企業側、労働者側両方から把握してみようということです。いわゆるアンケート調査です。16歳以上のブラジル人を対象にしました。ブラジル人登録者が千名を超える県内11の町で実施したところ、外国人登録からの抽出によるものと学校経由の配布によるものの合計で1,922部、35.3%の回収になりました。

今回は、小中学校経由が多いものですから、定住志向一定住傾向ということですが、より鮮明に反映されている可能性があるということはお含みいただけるかと思います。従来から言われているのですが、一方で、短期滞在型の人たちもまだいるというのが数字から見えてまいります。今回一番多かったのは、通算日本滞在年数が15年から17年で、24%となっております。10年未満と10年以上で、だいたい半数ずつとなっております。静岡県内の滞在年数を見ますと、これは年数が低い人が多いですけれども、一方で15年を超える人たちもかなり出てまいります。長期滞在傾向の人たちです。また、家族滞在を見てみますと、配偶者と子どもとの同居が7割を占めております。今回の調査では、永住資格を持っている人は50%、持たない人でもその多く、76%が永住資格の取得を希望していました。

労働の状況に関しましては、この20年、大きく変わっていません。また残念ながら、現時点では改善の見込みも薄いと言わざるを得ません。本人および配偶者を見てみますと、圧倒的多数、6割前後が間接雇用の派遣、請負の業務であります。正社員は14%、自営業も2%とかなり低い。何よりも私たちが驚いたというか、わかっていたことが証明されたことです。母国では、非常に多様な職業に就いていたことです。事務職もいます。自営業もいます。いろいろな人たちが日本に入ってくると、静岡県なら、主として輸送機器関係の製造業に従事します。最初に日本に来たとき就いた職業と現在の職業とを聞いたら、ほとんど差がありませんでした。つまり、日本に来て年数が経っても、あまり社会的な上昇が見られないということです。勤続年数が1年未満の人たちが4分の1ですが、一方で8年以上という層も一おそらく定住層と重なると思われますが、出ております。

健康保険などの加入につきましては、入っていないというのが非常に多いです。国民健康保険、それから会社の健康保険ということですが、入っていない人もかなりいることが分かってまいりました。

次に、今日の一つの焦点になっております、日本語能力であります。「会話はどうか」と主観的な判断を聞いたところ、「ほぼできる」、「割とできる」というので3割くらいです。「まあまあできる」まで入れると結構あるのですが、ここまでの肯定的な評価をしている人たちも、こと漢字が入ってくると、積極的な評価はきわめて低くなります。したがって、今日の大澤先生の話もありましたが、漢字が入ってくることによって、大きなコミュニケーションのギャップができてしまうという現実がここから見えてまいりました。そして、今回、私自身、日本語の部分の調査を担当したのですけれども、最もびっくりしたのは、日本語の必要性の認識です。来日前の日本語能力は、「あまりできない」と「まったくできない」で3分の2でした。「現在、日本語が必要と思いますか」との質問に対して、「ポルトガル語で十分に暮らせるので不必要」が0.5%、「じきに帰国するので不必要」も0.5%、つまり日本語学習の必要性はきわめて強く認識されていることが分かります。

今後の滞在の志向性について確かめるために、来日前どう考えていたかを聞くと、一番多かったのは、「1～3年で帰国しようと考えていた」という人たちです。ところが、現時点で聞きますと、「日本に永住したい」というのが2割、「できるだけ長く滞在、その後帰国」が4割、「分からない」という人たちも結構います。最初は、3年ぐらいでと思っていた人たちが、現実問題として、長く滞在すると考え、2割が明確に永住を覚悟しています。しかしこの数字は、逆にいうと実態として定住化が進んでいるのに、覚悟を決めた人は5人に1人しかいないという捉え方もできるかもしれません。

一方で、企業調査の結果があります。これにつきましては、派遣元、いわゆる派遣会社の回収率が非常に低かったので、ここからあまり一般的な傾向を導き出すのは危険かもしれませんが、派遣先企業については1,032の回答を得ました。ここから見た外国人雇用の実態、つまり、どういう理由で雇用しているかという点、日本人の参入しない労働市場に入っていることが明らかです。また、日本人と異なる時間帯で長時間働けるといのが、雇用の積極的な理由になっています。一方、外国人労働者活用のトラブルとしては、コミュニケーションが難しい、ニュアンスが伝わらないという言葉に関するトラブルが多い。私たちは、教育訓練や能力開発についても聞いてみました。そうすると、現場でのトレーニング、いわゆるOJT以外は、消極的な話になっておりました。また、派遣・請負から正規雇用への計画のある、なしを聞いてみたところ、計画ありは、日本人は18%、外国人は7%で、ここにも外国人が正規雇用に変わっていくチャンスは、なかなか少ないという事実が反映されております。

また、派遣元の企業では、外国人を差別的に待遇しているという事実が浮かび上がってきました。退職金やボーナス、昇給について、お宅の会社はどうかと聞いたわけですが、そうすると、退職金ありは、日本人28%に対して、外国人は10.6%。賞与—19.5% 対 2.1%—、昇給—18.3% 対 4.3%—のいずれもかなり明確な違いがあります。保険や年金でも、格差があります。保険や年金に100%加入しているというのは、日本人の場合は40%台なのですが、外国人になると20%にも満たない。このような実態があります。日本人と外国人で雇用の待遇が違っているということが、ここからわかってきました。一方、派遣元の派遣会社などは、言葉の壁と定着率の低さを懸念しているということが分かってまいりました。

もっともっと興味深い事実はあるのですが、今日はここまでにして、26日に発表される県の調査結果に、ぜひ皆さん、ご期待ください。

それでは、パネリストの皆さんから、お話をいただいて、その後ディスカッションに入りたいと思います。パネリストの顔ぶれとして、先ほどお話をいただいた津村さんも入っていただいておりますけれども、プログラムにあるとおりに、ヤマハ発動機「IMカンパニー」の石岡さんから順にお話いただきます。

## 石岡：

ヤマハ発動機の本社は、先ほどの鈴木市長の磐田市でございますが、私は、浜松の事業所におります。「IMカンパニー」といまして、IMというのは、Intelligent Machineryの略です。作業用のロボットを主に作っております。我々の日本語教室をご紹介する前に、企業での共生社会への取り組みが、なぜ遅れているか考えてみたいと思うわけですが、特に量産工場、外国人が多く働く単純労働の大量生産の工場では、作業の標準化というのが、このところずっと進んでいます。作業を単純化してコミュニケーション、会話がなくても安定したものづくりができる、こういうことを進めた結果、工場の中では、日本語はあまり仕事で必要なくなってきた。会社の中では、必要なくなってきたのです。こういった事実が、まずあるのではないかと思います。

実は、我々の工場はまったく逆でして、単純労働ではありません。1品、1台ずつ、すべて仕様が異なり、特注があり、工程も非常に長いのです。1人当たり、500分、600分の仕事を受け持ってもらっています。そういう意味で、我々は、どうしても外国人労働者にも日本語を覚えてもらわないと品質や生産性の向上は望めないという窮地に立たされた結果、必要に迫られて日本語教育を始めたという経緯がございます。

その経緯のところをもう少し詳しくお話ししますと、品質で非常に大きな悩みを持っていました。あるセミナーでコミュニケーションが重要だと聞いて、日本語コミュニケーションを向上させるために日本語教育をやらうと決めたわけですが、同じ頃に外国人労働者から取ったアンケートの中でも、彼らが日本語教育に対して強い期待を持っていたということも挙げられます。我々で日本語教育を始めようと思ったわけですが、経験もないですからどういうふうにやればいいか分からない。そこへ、浜松国際交流協会の強い後押しがあったということで、非常に理想的に事が進んで、日本語教育を始めた経緯がございます。

始めていくうちに、いろいろな課題に突き当たります。すでに1回90分の授業を二十数回やっていますが、出席者が非常に少なくなってきたということです。残業時間は出席できないとか、いろいろな課題があります。それから、単純な座学だけでは生徒たちの興味もどんどん薄れていくというようなこともありまして、その辺で改善を重ねながら、この4月で30回の授業を終えようとしています。2月から始まった3期目の授業では、少し生徒の希望を重点的に取り入れて、先ほど朝日新聞の脇阪さんからもお話があったのですが、たとえば地震が起きたときはどうやって行動するのか、生徒が困った経験から、病院で問診を受けるときどういうふうに自分の症状を先生に伝えるのか、そういったところを授業に取り入れて、病院の先生に実際に来ていただいて授業の中で問診をやってもらったりしながら、取り組ん

でいます。

我々が感じている課題のうちの2つをお話して締めようと思います。確かに、我々のこの活動は、地域と従業員と我々企業が非常に上手くコラボレートして実現したことであって、理想的な展開だというふうに申し上げましたが、これは先ほどドールさんの話にありましたけれど、企業が独自でやろうとすると孤立してしまって、うまくいかないということを我々自身も非常に強く感じました。幸い、浜松国際交流協会、いわゆる行政の強い後押しがあってここまで実現しました。今後、こういう企業が増えてくることを強く望みますが、ぜひ行政の強い協力がほしいと考えるわけです。

それからもう1つは、先ほど我々は、企業の目的で、品質や生産性を上げるために始めたと言いましたが、これはいま思うと、ちょっと間違えていたんじゃないかなという気もしています。最近、少し、ブラジル人の生活のための日本語教育、こういったものに重点を置いています。企業目的で利益を追求するというのではなくて、むしろCSRすなわち、企業の社会的責任というところにスタンスを置くと、生活のところまで日本語を教えようという姿勢になるわけです。そういう意味では、日本語教育をやるという目的を、会社の目的である利益とか品質とかに置くよりは—もちろん副次的にはそういう効果ありますけど—、CSRに視点を置いてやっていったほうが、よりうまく進むのではないかと考えております。

#### **池上：**

ヤマハ発動機「IMカンパニー」の取り組みというのは、新聞やテレビなどでも最近、脚光を浴びているところでありまして、また企業の皆さんが取組について高い関心を示し始めているという印象をもっています。一昨日、私どもの大学で手づくりの小さなシンポジウムですが、「浜松市民が考える多文化共生」というシンポジウムを行いました。120人ほどお越しいただいた中に、地元の老舗の繊維関係の製造業の社長であるとか、製造業最大手の関係の方などもおいでになりました。関心が高まりつつあるという感触を私は持っています。

次に、日本経済団体連合会—経団連—の産業第一本部長、井上さんにお話をいただきます。

#### **井上：**

いま石岡さんの方からかなり具体的なお話をさせていただきましたので、私は総括的に、いま日本の産業がおかれている立場と外国人雇用についてお話いたします。もちろん、日本はアジアの中の国でございます。今日アジアにおいては、ヨーロッパのようなかたちではありませんが、事実上の経済統合はかなり進んでいるように思っております。その中核になっているのが、日本であり中国であり、韓国、シンガポール、台湾というところだと思うのですが、当然ながら、モノや資本は、この国々の間では、非常に激しく動いています。その中でヒトの移動だけを止めるのは難しいのが実態です。しかし実際には、日本に來られて、製造業の現場で働いている外国人は、ブラジルを中心とした日系人であるという、ある種、奇妙な現象が起きているわけです。

そのような現象は、どういうところから起きているかといいますと、1つは、いま石岡さんがご指摘になったように、非常に単純化した作業でコストを下げて、生産性を上げて、コ

スト競争力を付けるというような行き方を、日本企業はここ10年ほどかなり追及してきたということでもあります。それが、やはり限界があるのではないかということに、経団連に参加しているような製造業の企業の皆さんは気づき始めた。どうもこれからは高付加価値化の方に向かわざるをえないのではないかということ、皆さんおっしゃるということです。高付加価値化と申しますと、新しい基礎研究を行い、その上で新しい製品を作っていくということになるわけですが、やはり今までのような人材ではなかなか難しい。要するに多様な人材を使って、日本人だけではなく外国人の皆さんにも高度な生産活動、研究開発の活動に参画してもらいたいという意向が、非常に強くなってきているわけです。その一方で、冒頭で申し上げましたように、単純な作業に就いている外国人の方が圧倒的に多い。この矛盾をどう整理していくのかというのが、大きな課題になっているのではないかと思います。

中国への投資というのは、第何次かのブームになっていると思います。もうすでに、中堅以上の各社は中国の国内に拠点を持っています。従いまして、その工場を拡大すれば、すぐにでも、日本での単純化された作業ラインを移すことは可能です。そうなりますと、一番影響を受けるのは、日系人の方々です。要するに、単純化した作業をするようなラインの雇用の部分が、ばっさり切られるという事態が起きるのです。実際、私が調べている限りでも何社かございます。突然、200人、300人というラインが切られて、その大半が日系人の方々が就いていたラインだったということでもあります。

そうなりますと、先ほどもご紹介がありましたように、定住化傾向が強まる日系人が家族の方々と一緒に住んでいける状態の中で、父親、母親だけが別の町に働きに行くというような、要するに日本国内での単身赴任のようなことが起き始めるわけでもあります。そこで一番大きな影響を受けるのは、やはり子どもたちではないかと思います。日本の公教育の中で、せつかく小学校、中学校と、ある程度の安定した教育を受けられる状況になっているところで、お父さんがいなくなってしまうと家族の絆が弱くなり、学校にも行かなくなるということも起きかねないわけでもあります。私どもの調べている中で、そういう事例への対応として、心の問題も含めたケアをしようという取組が進んでいるわけです。加えて、彼ら日系人の第2世代である子どもたちにしっかりと日本の公教育の中で学んでもらって、できれば高校に行き、先ほどのフラヴィアさんのように大学まで行っていただく。そうしたプロセスに日本企業が、さまざまな支援をしていくべきではないかというのが、いま経団連で考えていることでもあります。そこで大きな問題が2つございます。

1つは、中学から高校へのリンクが切れているということです。日本の教育制度は、ご存知のとおり、義務教育は中学までです。たいていは、市町村が中学までをみているわけです。高校はほとんど県立で、県、都道府県がみているわけです。ここで、いくつかの都道府県、あるいは市町村の方にお聞きしますと、どうもこのリンケージがうまくいってない。中学校の先生方と高校の受入体制がうまくリンクしてない。そこをつなぐ役割がおそらく地域の国際交流協会などの新しい役割になるのではないかという感じがいたします。

2つ目は、奨学金の問題であります。先ほどフラヴィアさんもおっしゃっていたように、高校へ行くのもなかなか大変で、ましてや大学へ行きますと、もちろんアルバイトはできるかもしれませんが、アルバイトをしてしまうと、どうしても学業のほうに影響がでるとい

ことになります。そこで、学費免除にプラス・アルファして支援をできるような奨学金の制度をなんとか作れないかなという感じを持っておりますが、これもどのくらいの需要があるのかというところが問題になってくるわけです。もちろん、公的なさまざまな奨学金制度がありますけれども、やはり第2世代に対する期待というものが企業サイドで強くなっていますので、こういったところでの奨学金制度を、何とかして経団連の中でも議論できればと思っている次第であります。

#### 池上：

ある種、現状のその先に行くビジョンを語っていただけたという感じがいたします。それでは次に、スガハラ ユウゾウさんです。湖西市の自治会の役員をされております。

#### スガハラ：

私がこれから話すことは、日系ブラジルのコミュニティの気持ちだというように考えていただければと思います。私たちの歴史は、1908年に笠戸丸の船の中から始まりました。私たちの祖先、祖父などがブラジルに行きまして、悠々自適でコーヒー園で働こうとしたのです。日本よりもっとよい状況を望み、早くまた日本に帰ってくるつもりでした。自分の祖国に戻る予定だったのです。100年経ちましたが、そうしたことは、実際には起きなかったわけです。現実に起きたことは、ブラジル社会に統合されつつあるということです。さらに、ブラジルの国籍を取得したということであるわけです。歴史は繰り返します。変わったのは、名称「ブラジルへの移民」から「日本への出稼ぎ」にだけです。ブラジルからの移民は出稼ぎの現象というふうに話されます。そこでは、私たちの歴史が話されているわけで、私はその歴史の中の1人の人物です。私たちは、祖先と同じような目的で日本にまいりました。つまり、なるべく短い期間に資金を集めて本国へ帰ろうと思って来たわけです。私たちを私たちの本国として受け入れてくれた国、ブラジルを後にしてきたわけです。私たちがいま抱えている実情は、私たちの祖先たちとは違います。でも、感情的にはまったく同じです。そして、ここに来ているほとんどの人たちは、最初の目的と裏腹に、長くここに定住しているということになってきています。

とはいえ将来、何が起きるのであろうかということを考えると、少し不安になってしまいます。日本での労働は不安定で、昼から夜への労働時間の変更や、解雇になる恐れもあります。たとえば、生産性が下がったからという理由によります。さらにひどいことは、ほとんどの人たちはまったく何の労働条件も明確ではありません。社会保障なども持っていない人たちが数多くいます。私たちの妻は、時には夜の仕事をしなければいけない状況に陥ります。もし夜、働かなければ、解雇ということになってしまいます。そのようなシステムになっています。これはただ仕事の問題だけというふうに捉えられています。しかし、社会的側面を考えると、女性には、自分の家族を守り、自分の子どもを教育するという重要な役割を果たしていることがわかります。私たちの妻は、仕事をしなければなりません。でも、さらに家族の面倒もみななければならないわけです。産業界では、ブラジル人の女性、外国人の女性が夜も働かなければならないということは、当たり前ようになってきています。私たちにも、日本人と同じ最低条件が設けられなければいけないと思います。子どもたちを教育したり、家族を守るという大事な役目を果たすために、女性にも同じ権利を与えてもらいたいと思います。

私たちには、労働組合を組織することも必要です。さらに私たちの目的、私たちの人権その他の権利を守るためのリーダー的存在も必要です。たとえばノルウェーを例にとりますと、いくつかのブラジル市民委員会というものがあまして、さまざまなコンセンサスを得るために活動しています。その中で、ローカルコミュニケーションやメディアとの関係が促進されています。いま日本にあるブラジル人のコミュニティは、まだまだ分散していると思います。コミュニティ同士がお互いに話し合う機会というものはありません。こうした現象は、出稼ぎのプロセスの中から生まれたのではないかと思います。企業は、個々それぞれの要請に応じて、出稼ぎ者が社会に適応する環境を個別につくったので、ブラジル人同士が広く集まって大きなコミュニティを作りあげる機会がなかったのだと思います。文化的アイデンティティを残すためには、ブラジル人同士が集まって、お互いの統合などを図ることが必要だと思います。そのような責任が私たちにはあるのではないかと思います。さらに、ブラジル人としての考え方なども大事です。これは柳瀬さんが話したように、アイデンティティの問題です。私は日本人でしょうか、ブラジル人でしょうか。私は、自分たちはブラジル人だと思います。ものごとをどのように変えるかということには、最後に取り組むべきだと思います。ある時点で、私たちはそうしたことに組み込まざるを得なくなるでしょう。しかし、まずは、1人1人で考え、1人1人の問題を解決することがとても大事です。文化的価値観は維持し続けなければなりません。私たちの子ども—私たちの次の世代—や、その子ども—第3世代—は、日本社会に統合されていくのではないかと思います。

最後に、もう一つだけ話させてください。市民権についてです。いま私たちは、市町村の努力というものをよく感じます。たとえば、税金など、それぞれの義務を果たしていないという人たちに、強権を行使しています。しかし、私たちの権利なども、もっと認めてもらいたいと思います。地元議会には、私たちの声を取りあげてもらいたいと思います。もちろん、納税は社会的義務です。しかし、参政権というのは、私たちの一つの権利だと思います。税金を払って、国の発展のため、コミュニティの発展のために寄与しているわけですから、私たちは義務だけではなくて、権利も享受しなければならないと思います。町内会のことも話したかったのですが、時間が短いので、ここで終わりにさせていただきます。

## 池上：

次に、ブラジルから来ていただきましたブラジル国外就労者情報援護センター理事長の二宮 正人さんをお願いします。

## 二宮：

午前中からいろいろと話をうかがいまして、津村先生のお話や、フラヴィア・柳瀬さんの話は、非常に感動的でありますので、ぜひブラジルにも伝えたいと思います。伝えるだけではなくて、お二人にはブラジルへ来ていただいて、ブラジルの皆さんにも私の今日の感動を分かちあってもらいたいと強く思っております。

いまスガハラさんのおっしゃったこと、それからまた冒頭に磐田の鈴木市長さんがおっしゃったことですが、歴史は常に繰り返すのです。要するに、今日、鈴木市長がおっしゃった、子どもは日本語がよくできるのに親はまったくできない、という現象は、ブラジルでも数多

く見られました。亡くなった私の母親は、ブラジルに54年間住みましたが、まともなポルトガル語は話せませんでした。同じく、父も35年間住みましたが、ほとんど出来ずじまいでした。1930年代には、日本人というのは、あまりブラジルに同化しないので、入国を制限する法律が出来たくらいでした。すなわち、ブラジルとしては、早く同化して、よき国民として、国家建設の参加してほしいのに、「出稼ぎ」といいますか、金だけ稼いで早く日本へ戻りたいというのが、戦前の日本人の多くの姿でした。ところが、金に入るだけでなく、病気等が出て行く方も多かったのも、あまり貯まらなかったのです。そのうち戦争も始まって、帰れなくなってしまって、ブラジルに永住した、というのが、ブラジルにおける戦前の日本人移民の実情でした。しかし、子どもの教育だけは一所懸命にやっただけです。これは、日本では、封建時代から寺子屋と言う教育の伝統があり、明治になってからは、「教育勅語」によって義務教育が行われるようになりました。その考え方は移民によって、ブラジルにも持ち込まれ、自分は食うや食わずで、ポルトガル語の勉強も出来なかったけれど、子どもには何とかして学校へ行かせたのです。そして、子どもたちも、今日の柳瀬さんのように一所懸命やる気になって勉強して、親の期待に応えました。

但し、日本とブラジルの間の大きな違いは、日本には敗者復活戦のチャンスがあまりないのです。ひとたびドロップアウトしたら、まず、戻れなくなるのです。ブラジルでは、いつでも戻れます。働きながら夜学にも行けます。それがなければ、私たち日系人のような、ブラジルにおける多くの移民のなかでも後発組は、社会の底辺から這いあがることができなかつたと思います。私自身、15歳で高校に入ったときから、昼間は働きながら、夜学へ行きました。ブラジルでは、苦学生に対する社会的な差別は一切ありません。日本では、定時制高校へ行ったり、大学の二部を出たりしたら、普通は、まともな企業に就職できません。それどころか、何らかの理由で学業を途中でストップしたら、もう戻れないといったような、私たちブラジル人の常識からいうと、非常に厳しい現状です。これはもう、差別といった問題以前のもので、行政、すなわち地方自治体とか国において、ぜひ改めていただきたいのです。市長が先ほど、県営住宅にブラジル人が固まるのはよくない、と言われましたが、全面的に同意します。でも、あるアンケートを見ると、ブラジル人の半分以上が日本人と仲良くなりたい、と言っているのに、同じことを言っている日本人は20%未満なのです。このことをどう見たらよいのでしょうか。また、同国人のみで固まるということは、まさに日本人がブラジルでやったことですから、歴史は常に繰り返していることを実感します。

スガハラさんがおっしゃった、「No Taxation without Representation」は「代表権がなければ課税もしてはいけない」ということで、アメリカ独立運動の有名なエピソードですが、日本では外国人が地方自治に参加できるということは、最高裁の判例ですでに認められています。しかしながら、それを実行している自治体は今のところないので、ぜひ磐田市に外国人の参政権を実現する最初の自治体になっていただくことを、お願いしたいと思います。

そのようなわけで、日本の状況が異なることは、よくわかりますが、ブラジルから来ている日系人たちには、自分の先祖の国に来ているという、大きな期待と憧れがあるのです。彼らの多くは、小さいときから日本はよい国だということを、祖父母や両親から、聞かされて育っているのです。自分たちは、移民してきて、今は貧乏しているけど、祖国日本はよい国なのだと言われたいと子供たちに言い聞かせました。私も小さい頃からそれを親から聞かされて育ちまし

た。日本製品は品質がよいことから始まり、日本には路上にゴミが落ちていない、日本人は礼儀正しい、日本人は悪いことをしない、といったことでした。移民には、祖国を必要以上に美化する傾向がありますが、その人たちの子孫が日本に就労したとき、聞いていたことと、実情に大きな差があることに気がつくのです。さきほどの柳瀬さんの話にもありましたけども、いろいろなことが規則づくめで、窮屈で、服装についても厳しく、といった現実子どもたちは直面するのです。そして、親は親で、働きはじめると、会社でいろいろな問題が生じます。先ほど石岡さんが話されたように、企業でもようやく日本語教育とか、企業研修のなかで、外国人の重要性に気づいたようです。ところで、井上さんのご指摘にもありましたように、人件費の安い国との競合の問題もあります。こういった中で、私がお手伝いしている国外就労者情報援護センターという、ブラジルのNPOでは、ブラジルから日本に来る人たちの、何百分の一くらいの人たちしかアテンドできていないのですが、日本語を教えたり、日本の風俗、習慣、法律といったことについてもオリエンテーションを行っています。設立されてから15年経ち、微力ながらもいろいろと力を合わせてやってきました。日本の厚生労働省と財団法人海外日系人協会からご支援頂いています。今後ともよろしく願いいたします。

#### **池上：**

パネリストの皆さんからコメントをいただきました。この後、ディスカッションに入りたいと思っております。

ディスカッションのスタートとして、ドールさんに話をうかがいたい。先ほどドールさんは、いま日本で暮らすブラジル人の若い世代のスペクトラムの両極端をご覧になりました。ものすごく底辺にいる子どもと、いわば最も成功した—というより、しつつある—子ども。そのスペクトラムの両端をご覧になりました。それをご覧になって、スウェーデンの現状を知っている立場から、どういう印象をもたれたのでしょうか、というのが第1の質問です。これは私の質問です。

それから次に、先ほどのセッションで、会場の皆さんからいただいた質問についてです。1つは、スウェーデンの場合に、外国人の雇用の構造はどうなっているか。日本の場合は間接雇用で、主として製造業で働きます。スウェーデンの場合、雇用の構造がどうなっているかということです。2つ目は、2世や3世がどうやって親と違う社会上昇を果たしていくのかというところを、スウェーデンの事例で教えていただけますか。

3つ目は、先ほど言語教育の話がありましたが、スウェーデン語の指導者を、どうやって育成しているのだろうか、ということです。

そして最後の質問は、移民を迎え入れる受入社会の側の意識改革は、どのように進められたのでしょうか、そのとき、マスメディアが果たした役割はどのようなものだったのでしょうか、です。

#### **ドール：**

このような質問に回答するとなると、実際には、もう1つ別のスピーチをしなければならなくなってしまうのですが、お答えしましょう。キャリアの可能性については、スウェーデンでも移民たちは、他の諸国への移民たちと同様の困難に直面しているといえます。もちろん、差別、自信が持てない、その他にも複雑な問題があるということですが、雇用者が意識的・無意識的に移民を酷使してしまうような構造というか、メカニズムといったものがあり、これが、移民の労働状態を一層厳しいものにしていきます。統計を見ると、給与その他の違いは明らかです。スウェーデンでも、やはりこうしたことが10年、あるいは15年にわたって論じられてきました。望むらくは、制度自体が古くなっていることが認識され、やがて変革が促されることになればよいと思います。私はそうなると思っています。スウェーデンの取り組みには障害があり、当然その影響もあるのではないかと思います。ですから、差別排除に懸命に取り組んでいます。法律、規制制度、雇用市場を中心に反差別と取り組んでいます。それでも、スウェーデンにも困難な点がいくつかあることは事実です。

第2部についての私の印象ですが、いくつかの意味で日本はおそらくいまから少し前に我々がおかれていた状況におかれていると思います。実際、日本にはあまり移民はいませんでしたから、いまのうちに政策などを策定しておくべきであることは当然です。これは政治的には適当ではないかもしれませんが、しかし、このようなオープンな議論が行われ、経済にはダイナミズムがありますから、日本はそういうことができると思います。そうすることが、状況改善の好機となります。そうではありますけれども、私がお提言申し上げる1つの戦略は、先ほど申し上げましたとおり、両国間で長期的な対話を行っていくことです。日本が、たとえば両国の経験を組み合わせることができたなら、興味深い結果がもたらされると思います。スウェーデン・プラス・日本によって、将来の成功話を作れるかもしれません。このように私は考えます。

それから、先生に関する質問に関してですが、すいませんがもう一度、質問をおっしゃっていただけませんか。

**池上：**

スウェーデン語を移民に教える、あるいは難民に教える先生は、どうやって育成されていますか。

**ドール：**

自治体が言語学習の責任者です。従来より、自治体が移民にスウェーデン語を教える先生を雇用しています。自治体には、普通の公立学校と移民教育の両方で教鞭をとる先生たちの一団がおります。戦略上の観点から見ると、こうした先生方は子どもと成人移民という2種類の生徒を抱えているということは問題です。言語学習についての批判の多くは、成人移民に対するスウェーデンの言語教育は子どもに対する教育から非常に大きな影響を受けているが、子どもの教育というのは成人教育とまったく異なるということでした。この点については、いろいろな取り組みを行っています。今回の来日において私にとって根源的かつ最高のことの一つは、改めて申し上げなければならないのですが、先ほど来何度も申し上げておりますように、ヤマハ発動機「IMカンパニー」の訪問を通じ、私は、移民に対する適切な言語訓練の提供というものが、雇用主あるいは企業にとって大きな好機となるかもしれないと

確信したことです。このやり方は、スウェーデンでも採用すべきであると考えます。

**池上：**

もっと聞きたい気もするのですが、時間も少ないので、ここで会場からいただいた質問についてご紹介して、少しディスカッションをしたいと思っております。1つは、先ほど私は、フラヴィアさんの話の後で、「彼女が菊川市に行ったことは、ある意味では幸いだった。しかし、そういう幸いなところと、そうでないところがあるというのはよろしくない」という発言をしました。それに対して、「地方分権の時代とはいえ、全国で一定の基準は確保すべきだろう。けれども、一方でやはり自治体によっては、政策に積極的なところと、潜在的に消極的なところがあると思う。今後、どういう自治体行政、あるいはどんなやり方が望まれているでしょうか」という質問をいただきました。

今日は、幸いに自治体の関係者も多々いらしています。牧之原市の西原市長がおみえになっています。西原市長は、今期、県の生涯学習審議会の委員を務めておられます。県の生涯学習審議会は、今年は生涯学習と多文化共生のリンクを考えようというテーマの下で進めています。西原市長のお考え、今後、自治体として、特に市のレベルで、どういう政策が必要だと思われるか。今日の、特に映像やフラヴィアさんの話を踏まえた上で、一言いただければ幸いです。

**西原：**

先ほど、鈴木望市長がご説明されましたけれども、我々は先輩の市長一隣に北脇前浜松市長さんがおられますが、こういった先輩の市長一を見習ってやっています。ただ、先ほども話がありましたように、我々の地域で日系ブラジル人の方がたくさんいるというのは、これは、いま産業、つまり輸送機、自動車の関連の企業の景気がいいから集まっているということだと思います。先ほど井上さんもおっしゃったとおりです。経済政策の中でそういった歪みが出てくるのだから、自治体としては、現実として地方自治体ができる範囲で取り組まなければいけない。日系ブラジル人の方に対しても、それから受け入れる側の日本人の子どもやコミュニティにとっても、両方が困らないような対応をできるか。しかし根底には、国が今後、労働人口を外部から入れるかどうかという判断、先ほど鈴木望市長も言いましたけれども、そののところをきちっとしないと、最後のしわ寄せだけが、末端の地方自治体やコミュニティに、あるいは個人個人にかかってくるということです。我々地方自治体は、目前にいる悩みをもった方のことについて最善の努力をするということに尽きると思います。

**池上：**

ある意味、決意をうかがったという気もします。隣席の北脇前浜松市長一いま東京外語大の教授でありますが一にもお聞きしたいと思います。実はもう一つ質問が出ております。子どもたちが教育を受ける場所のことで、フラヴィアさんが学んだ菊川市、旧小笠町と浜松市と何が違ったのでしょうか。実はこれは、津村さんと私にいただいた質問なのですが、北脇教授のお考え、ある意味、いま当事者から離れた視点で語れることがあれば、静岡県の方も多と思うので、この場で聞きたいと思っております。ちなみに、菊川について、私は、ちょうど10年くらい前に調査したことがありまして、旧小笠町というのは、3つの小学校と中学校1つです。教育長が非常に熱心な方で、中学校は、日系ブラジル人の指導員の先生が常に

いるという環境でした。もちろん浜松市内でも、そういった環境は整いつつあると思うのですが、一言お願いします。

#### **北脇：**

まず、自治体にとって、どのように取り組んでいくことが大事かという質問でしたけれども、これについては、外国人であれ日本人であれ、地域の構成メンバーであるということについては同じなのです。その原点を、やはりもう一度振り返って、大事にしていくことが必要だと思います。その上で、特に自治体の行政は、現実の地域社会のなかで、外国人の皆さんが、どのような問題を抱えているかとか、どういうことを望んでいるかという、その現実をしっかりと見る、そして把握するということが、一番基本だと思うのです。特に、日系ブラジル人などの場合は、「顔の見えない定住化」ということが言われていて、雇用の形態などに原因があって、地域社会にいるのだけれど見えない存在になってしまっている。そこを打開していくということが自治体にとって大事だし、またそういう努力を自治体同士で共有していくという、そういう自発的な取り組みが大事だと思います。

2点目は、菊川市と浜松市とが教育の面で何が違ったかという質問ですけど、フラヴィアさんは非常に菊川を大事にしているということで、それはすごくよい事ですけども、別に浜松と比べておっしゃっているのではないと思うのです。浜松もいろいろな取り組みをしています。ブラジル人の子どもたちにとって、尊敬できる自分よりちょっと年上のブラジル人をもつということは、すごく大事なことだと思います。浜松市でも、市立高校にインターナショナルクラスを設けて、外国人のための教育をやっています。それぞれの市町村で取り組みをしていくことが大事だし、よい取り組みとこののをあちこちに伝えていくことが大事だと思うのです。そういう点では、今日のフラヴィアさんのお話は、すごく影響力のあるお話だったと思います。

#### **池上：**

最後にパネリストから一言ずつお話いただいてまとめていきたいと思っています。津村先生には、いただいた質問のうち一枚を、すでに渡してあります。さらにもう1つ、これは私からのお願いですが、二宮さんがおっしゃられた「学び直し」ということ、津村先生の報告の中では、敗者復活、学び直しということがありましたが、その具体的なイメージをもう少しお話いただければと思います。

#### **スガハラ：**

先ほど言えなかったことですが、コミュニティの中での努力というものがあります。日本の地元地域における活動の中には、町内会を通じて、コミュニティの活動として行われるものがあります。現在、もう1つ行われていることは、地域社会の中の外国人同士の統合です。外国人が集まって委員会を作り、直接、地域の人たちと話し合う。それをさらにステップアップできるような状況になってきています。私は、私の住んでいる団地50のアパートがある公営住宅一の町内会長をしています。ということは、その地域の中で、私は一つの代表権を持つことができたということでもあります。私には、町内会会長としての運営責任があり、さまざまなイベント活動を通じて、日本人、ブラジル人、他の外国の人たちがお互いに知り合い、お互いに調和の取れた関係を作っていくことが大切だと思っています。お互

いの理解が深まるために必要だと思うのです。どのような方法でそれを行うかということですが、ちょっと大胆かもしれませんし、やり遂げることができるかどうかともわかりませんが、皆が集まれる会合の場を作り、統合が可能な状況を創出したいと思います。現実には、まだ、お互いにルールを理解していません。日本人、ブラジル語—ポルトガル語—のメンバー同士が、お互いにもっと理解できる環境を作りたいと思います。私がここで申し上げたいことは、そのコミュニティの人たちが皆、1人1人、融和した、調和の取れた関係で、生活するようになりたいということです。それが私の気持ちです。

## 津村：

質問についてですが、要は学校教育から排除された子どもは、社会からも排除されている、排除され続けているという事態です。二宮先生が先ほどおっしゃったように、もう一度学び直せる場を構築することが大切であると思います。これは、もちろん国、それから自治体が、社会政策として、こういう場を作っていくということです。いま第2世代の子どもたちが、親と同じように、非熟練労働者として働いているということは、国家的損失なのです。彼らが持っている資源を劣化させるばかりです。もっともっと発展させていくべきです。これが日本の国益にもつながると思います。

実際どういうイメージかということですが、私たち調査者は、日本人だけではないのです。どういう形で彼らと接点を持ち、受け皿を作っていくかということで、日系のコミュニティ・リーダーたちにも参加いただいています。南米日系人の青少年に支援をしているエスニック・コミュニティの人たちとも連携を取りながら調査を実施しています。私たちの社会にも責任がありますが、エスニック・コミュニティの人たちにも十分協力してもらい、そしてその責任を果たしてもらいたいということが、必要だと考えています。さらに、外国人を雇用する企業が、外国人の使い捨てをやめて、その外国人の能力を適正に評価して育成していくということが、すごく大事だと思います。先ほど井上さんもおっしゃられたとおり、外国人の雇用が安定すれば、教育問題も解決していくのです。そのため、外国人の子どもの教育に関して企業の責任はすごく大きいと考えています。外国人を雇用する企業には、雇用に関して、まず法令順守をしてほしい。CSRの視点から経営することは重要ですから、そのサプライチェーンまでつまり二重請け、三重請けまで、法律を遵守して外国人を雇用している企業と取引をしていくことを徹底してほしい。その結果、親の雇用が安定すれば、子どもの教育環境も改善するためそのような努力は尽して欲しいと思います

## 二宮

私は学歴がすべてではないと思います。しかし、日本は、好むと好まざるとに関わらず、学歴社会なのです。ブラジルは、日本と同じような学歴社会ではないけれど、学歴のある者は、社会的上昇を遂げることができたのです。笠戸丸が到着してから25年が経過した1933年に、サンパウロ大学の前身である、国立サンパウロ法科大学に、ケンロウ・シモモトという日系人が初めて入学しました。日本では、いわゆる「出稼ぎ」現象が始まってから20年と言われていますが、すでに柳瀬さんや、彼女のような在日ブラジル人で、大学を卒業した人が何人もいます。ですから、日本では、ブラジルよりも、大学卒業者が早く生じているのです。

これまで国や行政の責任だとか、いろいろ勝手なことを言ってきましたけれど、誰が本当に子どもの教育に責任があるのかというと、実は親なのです。ブラジル人の親は、残念ながら、子どもの教育にあまり熱心であるとは言えません。あれだけ教育熱心だった日本人の子孫が、日本にやって来ると、なぜ自分たちの子どもの教育に熱心ではないのか、不思議でなりません。津村先生が言われましたが、雇用がうまくいくと教育もうまくいくというのですが、親がしっかりして子どもを叱咤激励しなければ、子どもは勉強しません。私だってそうだったし、自分の子どもだってそうです。要するに、子どもはどちらかというとなかなか、というか、怠惰な方に行きがちなので、親がしっかりしないと子供はとんでもない方に行ってしまう。ブラジルでは、いろいろな制度がうまく機能して、日系人が大学に学ぶことが出来た、と申しました。私の母校であるサンパウロ大学は、ブラジルのみならず、中南米、いや世界的にも遜色のない大学です。ブラジルの人口における日系人の数は0.7パーセント。サンパウロ大学の日系人の数は、学生・院生併せて8万人中、15パーセントです。教官が5千人いて、8パーセントが日系人という、常識的に考えても驚くべき数字です。この事例のように、日本において、柳瀬さんや、彼女のような日系ブラジル人が、より多くの日系人が大学に入り、学業に勤しみ、そしてまた、その親たちもそのような方向に子どもたちを教育していくことによって、日本における社会的上昇がありうると思うのです。

最初に言ったように、学歴がすべてだとは思いませんが、日本で大学を出ていなければ、どうなりますか。一生、ブルーカラーとして工場で働くことになります。そのことが悪いとは申しませんが、その道を否定するものではありません。しかし、日本において、日本人と同じ存在であると認められるためには、日本人と同じか、あるいはそれ以上の学歴または特技がなければ、どうにもなりません。私はヤナセさんを見ていてそのようなことを感じました。これからもブラジルにおいて、在日ブラジル人の教育問題を中心として、啓蒙活動を行っていきたいと思います。

## 井上：

2つお話ししたいと思います。先ほど申し上げなかった点で、ぜひ今日は申し上げたいと思ったことが1つございます。企業の皆さんにいろいろインタビューをしますと、日系人をうまく使いたい、もっと能力を引き出したいという企業の方が多いのです。けれども、母国ブラジルで得た学歴とか資格、あるいは職務履歴がよくわからないというのがございます。日本人の場合であれば、たとえば不幸にして会社が倒産して新しい仕事に就くときには、最近では、いわゆるキャリア・コンサルティング的なしっかりとしたシステムができてはじめています。主に、これはアメリカの企業が持ち込んだものなのですが、たとえば学校を出てから、その会社でどういう仕事をやったかを非常に細かく記述させていきます。20年くらい勤めていますと、最初のころ何をやったか覚えていないということがありますが、実はいろいろなことを経験しているわけです。その中で自分が一番うまくいった経験、あるいは失敗した経験などを細かく職務履歴というかたちで作成して、それを新しい職場で活かしていくというような試みがなされています。日系人の方の場合には、こういうものがなく、時給だけで、おそらく応募されているのではないかと。我々は、企業の方から、ある程度ブラジルでの教育のシステム、あるいは仕事上のさまざまなキャリアというものを日本のキャリアに置き換えられるようなシステムが何かあるといいなということ、いつも提案されるわけです。このあたり、私自身はそういう専門家ではないのですが、民間や公的機関でもよいのですが、ぜひ日系人の方にも当てはめるシステムをつくる。そして、本人が納得するような形で仕事

に就けるようにしてあげるのが一番良いのではないかと考えています。なぜ、こういうことを申し上げるのかと言いますと、こうすると、長く勤めることができるようになり、それによって、その方の能力が引き出されます。当然ながら給与も上がってきますし、そうなりますと定住化という志向とマッチしていくのではないかという感じがいたします。

それからもう1つ申し上げます。これは企業の立場から離れてということなのですが、私自身、この問題を担当しはじめて、まだ数年しか経っておりません。2001～02年ぐらいから調査に携わっておりましたので、せいぜい6～7年なのですが、最初に私が勉強した舞台というのは、川崎市でした。川崎市というのは政令指定都市で100万人程の人口であります。現在では2万5千～3万人ぐらいの外国人がいらっしやると思います。その国籍をみますと、なんと、125カ国以上です。そのように多様な人々の意見を集約するために「外国人市民代表者会議」というのがございます。人口比率で代表者数を決めて、日々の生活の要望を吸いあげる会議です。しかも条例でこの会議は設置されています。そこで吸い上げられたニーズは、川崎市議会に必ず報告をされるというシステムができています。実はこれは日本人も傍聴可能で、しかも、日本人でも意見が言える。このようにしたらどうかという助言もできるシステムでして、私が調べたときには、非常に機能していました。従いまして、参政権という問題は非常にハードルが高いと思うのですが、できれば議会あるいは行政と何らかのリンクのある形で、この「外国人市民代表者会議」のような会議を静岡の各市町村で作っていただくと、よりダイレクトに市政に反映ができ、しかも定住化傾向が強くなっていますので、その定住化に対する対策も多様にできるのではないかと思う次第です。

## 石岡：

会場の方からのご質問1件に答えながら話をまとめたいと思います。我々の日本語教室が強制参加なのか、自由参加なのか、それから、自由参加の場合にはどうやってモチベーションや必要性を高めていくのか、というようなご質問をいただきました。まず、参加は強制ではなくて自由参加で、まだ30名ぐらいの参加者しかいません。今後、強制にしていくかどうかというところは、雇用関係と非常に大きく関係があるわけで、いまのところは強制的な参加というのは考えていません。モチベーションに関しては、日本語教室への参加率が高かった人とか、あるいは、漢字検定などに合格した人に、何かインセンティブを出すといったことを今後考えていきたいと考えています。

それから、まとめですが、先ほどCSRの視点で教育をやっというこを申し上げました。我々は元々、品質とか生産性を上げたい、要するに経済目的で日本語教育を始めたわけですが、実はそれを突きつめていくと、外国人の雇用環境—派遣というのがいま一般的なのですが、その派遣という間接雇用から脱しきれないと私は考えています。CSRの目的で、日本語教育、あるいは共生社会に向けた活動に取り組んでいくと、最後に行き着くところは、雇用の安定化ということになるのではないかと考えています。言語教育というのは共生社会に向けての一つの手段、あるいはステップであると考えて、最終的には、我々日本人と日本で働く外国人が統合社会といいますか、共生する社会を形成する。先ほど津村先生の話にもありましたけど、雇用を安定させるということが、我々企業に課された一番大きなテーマではないかなと感じておりまして、今後、日本語教育を続けていくにあたっては、当初の経済目的から180度変えてCSR目的だと、今年から叫び続けています。そういう意味で

も、外国人従業員が、仕事で使う日本語ではなくて、日常生活で困った場面とか、彼らが覚えてみたいこととか、そういったことを中心に授業を進めていこうと考えています。その方が授業としても、教室としても長続きしていきますし、それによって副次的に会社にも利益をもたらすであろうということを確認しながら、今後も続けていく。生徒が1人もいなくなるまで、続けていこうと考えています。

## 池上：

最後に、今日の皆さんのお話、また第1部からつながってきた大きな流れを踏まえまして、静岡県で行ったことの意義を深く噛みしめながら、私なりにまとめをしてみたいと思います。

第2部の冒頭、いろいろなアクターが、どういうふうに関わっていくかを、ぜひはっきりさせていきたいということを申し上げました。第1部で、すでにある程度出ていたのですが、まず国としては、私は3つあると思います。

1つ目は、はっきりとした統合政策を、いままさに打ち出す必要があるということです。オランダもスウェーデンもやっているように、指針を明確にする。統合政策の指針を明確に打ち出す時期であるということが第1点。第2点は、第1点の中から派生すると思うのですが、教育の基本方針を明確にするということです。子どもたち、とくにいま、日系3世、4世—というよりも、むしろ来日ブラジル人2世という見方をした方がいいわけですが—、この来日ブラジル2世たちについて、教育の基本方針を示すということが2つ目。そして3つ目。今日、ヨーロッパの事例から私たちが大いに学んだことは、差別禁止の枠組みをしっかりと、私たちは築きあげる必要があるということです。対等な市民として、同じ土俵に立って生活の基盤を作っていきましょうということです。

この3つが、何といっても国に求められることであろうと思われれます。

議員が持つ影響力というものも、私は非常に重視しております。幸いなことに一—といういいと思うのですが一、近年、特にここ1、2年ですが、国会議員の皆さんも、この問題について非常に強い関心を持つようになってきました。実は、2月に参議院調査会のメンバーの方々20人近くが、浜松を視察されています。そのほぼ1週間後、私自身が参議院に呼ばれまして、調査会で3時間にわたるディスカッションをしてきました。そのとき、正直に申し上げると、私はどのくらい議員たちが関心を持っているのか、最初はわからなかったのです。けれども、話をしていく中で、かなり勉強されている方もいるなと思いました。また、現場に足を運んでいる方もおいでになるということがわかってまいりました。それから地域レベルでは、市議会議員が、ここ1、2年、この問題に対して非常に強い関心を持ってきています。それは静岡県だけかもしれませんが、おそらく他の場所でも市議会議員が勉強会などに関わってきたり、あるいは何らかの動きをされたりということがあろうと思います。その意味で、議員の参加をぜひ強く期待したいと思っております。

地方自治体については、先ほど牧之原の西原市長、それから北脇教授にお話をいただきました。地方自治体には、やはり現状をよく知っていただきたい。津村さんから、こういう現状どうですかと、浜松市に行ったところ、あまり乗ってこなかったという話がございました。見たくない部分だと思えます。けれども、そこにしっかり目を向けて現状を捉えるところか

ら、子どもたちの、そして困っている人たちの声に耳を傾けるところから、政策を築いていく。地元から、目の高さを同じくして考えていこうとする姿勢が、やはり市には求められると思います。また先ほど井上さんがおっしゃったような市民会議のようなものです。参政権、これはやはり、近未来の非常に重要な課題だと私も思っています。思っていますけれども、そこへ至るまでの1つのステップとして、市民会議のようなものを通じて、外国人市民の声を拾い上げ、政策に反映するということがすでに静岡県内でも始められており、全国的に見ると、たくさんあると思いますが、こういった回路の活用が必要であろうと思われま

す。県レベルで考えてみますと、私もここ1年、静岡県の皆さんと、いろいろと一緒に仕事をすることが多いのですが、やはり「つなぐ」ということが、とても大事な役割だろうと思っています。ある程度規模の大きな町であれば、たとえば医療支援の活動、教育支援の活動、自治会活動に熱心な方々が、たくさんいます。ところが小さい町になると、1人の熱心な人が全部を背負ってしまう。あるいは、その人すらいない場合もあります。小さな町でも問題があったりします。また何かに関わってみたい、頑張ってみようという人が増えてきています。特に、団塊の世代が退職していくこれからの時代に、地域との関わりをどの分野で持っていこうかと考えている人は、たくさんいます。そういった人たちのパワーを結びつけて、ある種の人材、ヒトという財産の活用をしていく1つのフィールドが、実は多文化共生なのではないかと、私は思っています。それは別に外国人のためにということではなくて、まさに生涯学習として、ずっと生涯を通して学んでいく、社会と関わっていくという、日本人市民にとっても大きなエンパワーメント、力づけの機会になっていくことだろうと思います。

さらにいま、1つの市、1つの県という話をしましたが、市と市の連携、あるいは県と県の連携、市と県の連携といった、行政機関のあいだの連携の枠組みというのが、今後もっともっと有効になってくると思われま

す。すでに外国人集住都市会議というのが、日系人の社会統合などを巡ってもう何年も続いています。静岡県も関わっている県レベルの連携がありますけれども、そうした連携に参加したいという数がどんどん増えてきております。外国人集住都市会議も参加都市が増えております。連携の枠組みという中で、より効率的な政策展開が求められていると、私は地方の行政に関して考えております。

次に、自治会です。自治区と言ったりもしますが、地域の問題です。社会統合というのは、今日の午前中も出ていましたけれども、双方向的なプロセスであるという点については、皆さん、納得いただけると思います。つまり、外国人の側が変わるだけではなくて、受け入れ社会の側も変わっていく必要があるわけでありま

親密な人間関係を地域社会で作っていくことが、実は外国人の社会統合を促すうえで非常に大切なのではないかと考えております。

次に、企業です。今日は、経団連の井上さん、ヤマハ発動機「IMカンパニー」の石岡さんからも、お話をいただきました。企業の役割は、一言に尽きると思います。雇用の安定化、この一言です。この20年間、日系人は、日本に入ってきて就いた職業から現実的には離脱できていないことが、先ほどご覧いただいた調査結果からもわかっています。雇用の安定化が図られることで、将来のビジョンが固まってくる。将来のビジョンが固まってくれば、子供の教育についても、より明確な方向性が見えてくると思われます。雇用の安定化ということについて、ヨーロッパの事例と引きくらべて、私は、第1部ではたいへん悲しい思いというか、辛いと思う場面が多々ありましたし、第2部の津村さんのご報告、特にビデオの映像を見て、本当に切ない、子どもたちが使った言葉で言うと「いたい」気持ちになったわけです。雇用の安定化、これは日系ブラジル人労働者にとってのメリットであると同時に、実は日本の企業にとっても技能の継承等々の面で、非常に重要なポイントになってこようかと思っております。

それからNPOの活動です。日本では民間セクターの活動が盛んであるということ、先ほどからスウェーデンのドールさんがおっしゃっていました。ドールさんは、昨日視察したところが企業だったということで、企業のことをおっしゃいましたけれども、企業ではない民間の皆さんの活動を見てみれば、また違ったコメントが出てきたのだらうと、私は確信をしております。民間セクターが、地域のニーズと連携しながら活躍していく必要が、今後ますます増えてくるだらうと思っております。

最後に申し上げたいのが、ここにもたくさんいらしている外国人住民の皆様へのメッセージです。少々烈しい言葉を使いたいと思います。「覚悟をするときが来ているのではないか」、ということです。日伯移民100周年。100年の歴史が、いまここで折り返しをするところです。今日は、二宮さんからも、あるいはスガハラさんからも、ブラジル人としての立場で、ブラジルに渡った移民の歴史を聞きました。先ほどサンパウロ大学の話がありましたけれども、100年経って、日系人は、確実にブラジルの社会で、しっかりとした社会的な地位を築いているわけであります。日本では、現実として、定住化が進んでいます。これはブラジル人の方々に聞くと、多くの方が、おそらく頷く。あるいは、「本当に帰りますか」と聞くと、なかなか頷かない。帰っても戻ってくる人たちもいる。そういう状況を前にして、やはり覚悟をそろそろ決める必要があるのではないかなと思います。そこから、社会参加への大きな動機づけというのが出てくるのではないのでしょうか。

それから、日本語を学ぶことの必要性について。先ほど井上さんから、実は単純化された仕事というのは、どんどん日本以外へ出ていくという話を聞きました。外国人住民にとって日本語を身につけるといのは、少々過激な表現をすれば、いわば「生活安全保障」として、今後ますます重要になってくるのではないかなという気が、私はしております。企業による日本語能力評価の仕組みも、それとセットで大事かなと思っております。つまり、日本語を身につけることが働く上でプラスになる、こういう評価の仕組みをぜひ導入していただければと思っております。

さらに、二宮さんのご発言にあった「誰が子供の教育に責任を持つのか」という話。究極のところは、二宮さんのおっしゃられたように親に行き着くのだろうなと思います。

雇用の安定があって、親が子どもの教育に責任を持つ。そうして、来日2世の子どもたちには、この国で、今日のフラヴィアさんの報告のような人生を、未来を、ぜひ切り開いていただきたい。そのために私たちができることを、今日のこのシンポジウムを噛みしめて、それぞれの立場で、お持ち帰りいただければ何よりであろうと思います。移民100周年。過去の100年を振り返り、未来の100年を築くときに、私たちは立っています。ぜひ今日のこのシンポジウムの成果を、それぞれのフィールドで活かしていただきたいと思います。

## 閉会の辞

谷崎 泰明  
外務省領事局長

本日のシンポジウムの主催者を代表いたしまして、一言ご挨拶申し上げます。

たいへん有意義なシンポジウムであったと思います。このシンポジウムの成功に寄与していただいた方々に、お礼を申し上げたいと思います。特に、海外からお越しいただきましたドーマルニクさん、およびドールさんの積極的な貢献に対して、心よりお礼申し上げたいと思います。また、このような場を今回設けていただきました静岡県、特に石川静岡県知事および静岡県の皆様方にお礼申し上げたいと思います。さらに、シンポジウムに参加していただいたお一人おひとりに、名前は申しあげませんが、お礼申し上げたいと思います。また、共同主催者でございますけれども、国際移住機関のマッキンレー事務局長および事務局の方々にお礼申し上げたいと思います。

今日の全体の中身につきましては、先ほど、池上先生に、たいへん見事な要約をしていただきました。それぞれの、いわばプレイヤーが行うべきことについての要約がございました。まったくその通りだと思います。私の方は政府を代表して、政府のことについて少しだけ申し上げます。

私どもには、今回のこのシンポジウムを開催するにあたりまして、2つのねらいがございました。1つは、いまある問題についてどう対処するか。これは、今日の午後のセッションが、そういうことだったと思います。それからもう1つは、明日訪れるかもしれない問題に、どう対処していくかということとして、これは本日のシンポジウムの午前に議論した点でございます。まず、第1の問題につきましては、やはり、この静岡県に来てたいへん良かったという感じがしております。まさに、今まで3回のシンポジウムを通じて問題として指摘されていたことについて、より鮮明な形で問題提起がされたというように、私どもは考えております。

この中で、国の役割というのは、たいへん大きなものがあるということは、論を待ちません。政府の対応につきましては、すでに先ほどご紹介がありましたけれども、外国人労働者問題関係省庁連絡会議のペーパーというのがございます。お手元に配られておりますが、そこでやっております。ただ、残念ながら、まだ抽象的な段階に留まっております。これを具体的な行動に移していく必要があるということでございます。政府は、この2、3年間、相当真剣に深く議論し、取り組んできていると思います。いろいろな関係省庁がございましたけれども、法務省などは、先ほどありました外国人登録法の問題などにつきまして、これを改正する方向で、いま検討に入っています。また、私どもの役所、外務省でございますけれども、法務省と協議して、日本語を学んでいただくためのインセンティブを与える方法はないかということで、これは規制強化ということではなくて、インセンティブを与えるという方向で何か導入することはできないかということで、いま検討しているところでございます。

そう遠くない将来、ある程度の案を出せると考えております。

そういう努力をしていますけれども、国会などの関心が高まっているというのは、そのとおりでございますが、今日ここにありましたこの雰囲気と、私が戻ったときの永田町ないしは霞が関のところとは、正直申し上げて若干、温度差があるという感じがいたしますので、この温度差を埋めていくのは、我々役人の役目だというように考えております。一言で申し上げまして、受益者の人と、負担をする一般の納税者を動員するためには一要するにいろいろな問題をやるうえで、必ず予算がかかるわけでございますけれども、その場合に、それは、それでは一体誰が負担するのかという、一般の納税者になります、それなりの議論を深めていかないと、なかなか1つの政策として出てこないというのが現実でございますので、このような形で議論したことを、引き続き東京に戻ってまた続けていく。これは、報道関係者の人にもお願いしたいことでございます。我々役人、あるいは政治家の方々に対しても、問題提起を続けていきたいと思っております。

第2の問題でございますけれども、今回、たいへん有意義な、外国でのいろいろなモデルを紹介していただきました。過去に行われたシンポジウムにおいても、それぞれの国のモデルを我々は聞いております。これらのモデルというのは、我々にとってたいへん重要な財産だろうと思っております。明日の問題と申し上げました。もう少し時間があるのかなという感じがいたしますが、いずれにしろ、日本の労働人口などを考えますと、この問題につきましても、いわゆる、するかどうか、「イフ (if)」の問題ではなくて、どのようにやるか、「ハウ (how)」の段階に入っていることは間違いないと思っております。このような各国のモデルを参考にしつつ、かつ、もっと大事なことは、先ほど申しあげた第1の問題—いまある問題—というのは、実は、明日の問題のベースになるわけですので、そのベースを提供するためには、まず、いまある問題を解決し、明日来るであろう問題に対処していくことが、大事だと考えているわけでありまして。中央省庁はそれぞれの窓からいろいろな問題を見ておりますけれども、その中で、外務省は、ある意味では全体を見て発言しやすい立場でありますし、ブラジルとの関係といった二国間の関係などを特に見ておりますので、そういう意味での責任もあります。引き続き努力を続けていきたいと思っております。

最後になりましたけれども、今日一日、熱心に傾聴していただいた皆様に、厚くお礼申し上げます。また、本日、丸一日、たいへん複雑な問題をみごとに通訳していただいた同時通訳の方に、お礼申し上げます。それから、手話をずっとしていただいた方々にも、あわせてお礼申し上げます。皆様、それぞれのお立場から参加していただきまして、たいへん有意義なシンポジウムを行うことができました。本当にありがとうございました。ぜひ、これを活かしまして、次回のシンポジウムのときには、問題点がもう少し解決しているように努力していきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

